

中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展 に関する実証的研究

課題番号 12610299

平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））

研究成果報告書

平成15年3月

(2003)

研究代表者 佐々木 享

(愛知大学短期大学部・教授)

は し が き

日本の旧学制下の工業学校、農業学校、商業学校等の実業学校は、学校制度としては実業教育を施すことを目的とする「実業学校」としてくられていた。その反面、日本の旧学制下の実業学校は上級学校への入学資格、文官任用令、兵役などの社会的位置づけでは中学校に代表される中等学校の性格をそなえていた。こうした事情もあって、日本の実業学校はその教育課程の面では西欧諸国の職業教育機関では考えられない程に普通教育の課程を重視していた。この特質は戦後の新学制に受け継がれ、むしろ発展させて職業教育を実施する課程を高等学校の一つの専門学科と位置づけた。

本研究代表者は、かねてから、このような日本の「実業学校」やそれを継承した高等学校の専門学科の特質を解明することに意を用いてきた。

しかしながら、本研究代表者のこれまでのしごとを省みると（この反省の経過は本報告書に収めた「自分史から見た技術・職業教育研究の半世紀」にやや詳しく述べた）、上述した特徴に注目してきたことの反面で、実業学校にせよ高校職業学科にせよ、職業教育の課程としての固有の特質を解明することを軽んじてきたきらいがあったことは否めない。そこで本研究では、中学校や高校普通科にはほとんどなく実業学校や高校職業学科の教育に固有のものである実習をめぐる諸問題を解明することを企図してみた。研究代表者がこの研究期間に書き記したものは、次の業績目録から推察して欲しいところである。

本報告書では、従来から当該学科の教職員や教職員組合等の関係者の間で問題の所在は知られていても、これまで教育学の観点からはほとんど解明されて来なかった実習助手制度の若干の問題についての研究成果の一端のみを収録することとした。

各年度ごとの本研究の成果の一端を書き記せば以下の通りである。

平成12（2000）年度の研究実績の概要

I. 中等職業教育（中等実業教育）の概念について

近代日本の中等学校概念は、その卒業者が上級学校に進学し得る学校として、中学校令による尋常中学校（後に中学校）を基準として形成された。本研究では、(1) 早い時期から徴兵制度、官吏登用試験などの社会制度において、実業学校を中学校と同程度の学校として位置づけたこと、(2) その後甲種実業学校卒業者には専門学校入学者検定規程により専門学校、高等学校への入学資格が与えられ、実際に少なからぬ者が実業専門学校へ入学したことにより、甲種実業学校が中等実業教育の実質をもったことなどを解明した。

II. 農業高等学校の農場収入還元金制度について

中等職業教育に固有の問題の一つである実習収入の扱いにつき、とくに農業科に注目して若干の問題を解明した。その結果、(1) 戦後、多くの府県は、この収入を一般会計で処理せず、収入を上げた学校の会計に還元するシステムを産業教育振興法の規定を根拠により制度化しており、教育現場ではこのシステムを還元金制度などと通称していること、(2) 沿革的には1930年代から幾つかの府県で採用され始めたこと、(3) この制度については産業教育振興法の制定当時から賛否両論があったこと、(4) しかし戦後には全都道府県で採用されたこと、(5) この制度については、収入を上げることが目的とされて実習のあり方をゆがめるとする意見と実習を合理的に展開するためあるいは施設設備の有効活用のためには有益な制度あるとする意見が錯綜していること、(6) そう

した中でこの特別会計制度を廃止して一般会計で扱うことに移行した都府県が現れ、その数は2000年度には13に上ること、などを実証的に明らかにした。(7) 水産高校の漁業科にも農業科と同様の収入還元金制度が戦後の早い時期から採用されていたことが知られている。しかし水産高校の場合は、大漁と不漁の差が大きく、収入還元金制度を安定的に維持することが困難なために、これを廃止した道県が多いと見られる。これらの実態を解明することは、今後の研究課題の一つである。

平成13(2001)年度の研究実績の概要

高等学校職業学科の実験・実習遂行に重要な役割を果たしている実習助手に関する研究は、管見の限り、高校教職員組合運動においてその処遇改善要求の一貫として取り組まれてきたが、学術研究としては、これまで全くなかったに等しい。そこで本研究では、高等学校の実習助手の制度の成立過程とその実態を解明した。

1. 太田周夫文書などによると、高等学校の実習助手制度は1948年の「高等学校設置基準」の制定過程において、工業学校長らの強い主張が契機となって制度化された。実習助手は当初はもっぱら職業学科に配置すべき職種として構想されたが、文部省内での「高等学校設置基準」の条文整理の段階ですべての学科に配置すべきものとされ、そのうえで職業学科には加配するものとされた。こうした経過からみて、実習助手制度は新制高等学校に固有の職種のひとつであるといえる。

2. 実習助手制度の成立には旧制実業学校の「実習教員」の存在が大きく影響していた。また旧制実業学校には、ある時期から、実習助手の前身ともいえるべき「助手」が「雇い」「雇員」などとして配置されており、この「助手」から「実習教員」に昇格する道が開かれていた。

3. 実習助手制度は「高等学校設置基準」により確立したとはいえ、財政的裏付けに欠けていたため、1960年代までに実際に配置されたのは工業、農業、水産の学科に限られていた。

4. これらの学科における実習助手の職務は「産業教育手当」の支給対象とされたことにより明確にされた。

5. 実習助手の位置づけは、1961年のいわゆる高校標準法により財政的裏付けが与えられて、はじめて制度的に確立した。これ以後、実習助手は商業、家庭科など、工業、農業、水産以外の学科や普通教育の理科にも配置されるようになった。

6. 職業学科担当の実習助手には1961年の教育職員免許法の改正により実習にかかわる教員免許状取得の道が開かれた。そのために理科助手の位置づけの困難さが浮かび上がっている。

平成14(2002)年度の研究実績の概要

1. 「インターンシップ」の概念を「現場実習の多様な形態」と幅広くとらえ、1990年代末から文部省から推奨されてきた実践のみにこだわらず、日本の旧学制と新学制下の初等・中等教育に限定して、その多様な実施経験を博捜し、類型化することを試みた。

その結果、旧「学制」時代の法規には早くも「現場修行」が現れるがその実態はのちの工部大学校や帝国大学工学部で見られたに過ぎず、①初等・中等教育の領域で「現場修行」を重視したと見られる徒弟学校は短命に終わり、②「現場実習」は実業学校で教育課程の補足的位置づけで実施された経験と③高等小学校の「一坪農業」運動が見られたに過ぎなかった。ただし、1930年代から大戦末期にかけては、④「集団勤労作業」、⑤中等学校の「修練」そして⑥大規模な「勤労働員」が注目された。

第2次大戦後の新学制では、①高校工業科では早くから「現場実習」を単位として認定する方針だったこと、②初期の農業高校では「ホームプロジェクト」が実施されたこと、③鶴岡工業高校の実習工場の生産工場化の経験、④富山県の高岡産業高校、⑤京都の商業高校などの散発的実践、

⑥定時制・通信制と企業内教育との連携、⑦神奈川県内の技術高校の経験、⑧農業高校専攻科の先進農家での長期研修など単位として認定する実践、⑨東京の日暮里中学校の安曇野農業体験など多様な実践が見られた。1990年代以前からは、文部省の推奨もあって中学校、高校ともに進路選択指導の一環としての現場体験学習が急速に広まっていること、教育課程の面では中学校では全員参加方式が多いが高校では希望生徒の参加による方式も少なくないことなどが注目された。

II. 昨年度に続き、高校の実習助手制度に注目し、その沿革と現状にみられる諸問題を整理することを試み、とくに理科助手については解決すべき問題が多いことを解明した。

研究経費

平成12 (2000) 年度	800,000円
平成13 (2001) 年度	800,000円
平成14 (2002) 年度	500,000円
計	2,100,000円

本研究期間中の研究代表者の業績目録

- 論文 「山口高等商業学校の入学者選抜制度の歴史」
(愛知大学文学会『文学論叢』第122輯、平成12(2000)年7月、180～194頁。)
- 論文 「工業高等学校の隆盛と衰退——50年の軌跡を顧みる」
(『産業教育学研究』第30巻第2号、2000年7月、20～26頁)
- 論文 「農業高校における農場実習の特別会計(農場収入還元金制度)の動向——中等実業学校の実習指導の歴史について(研究ノート・その1)」
(愛知大学短期大学部『研究論集』第23号、2000年12月、1～22頁)
- 論文 「技術・職業教育研究の20世紀から21世紀へ」
(『技術教育研究』第57号、2001年1月、1～6頁)
- 論文 「教科『情報』の免許状新設にともなう講習会と教職員組合運動」
(愛知大学文学会『文学論叢』第124輯、2001年7月20日、1～18頁)
- 論文 「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に——」
(愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月、21～44頁)
- 論文 「教科『情報』の新設にかかわる教育学——教員免許状の新設問題を中心に」
(『教育』2002年4月号、通巻第675号、28～34頁)
- 論文 「インターンシップの歴史的経験——初等・中等教育を中心に」
(『技術と教育』第342号、2002年6月、1～3頁)
- 論文 「戦後日本の中等後職業教育制度の枠組みの可能性——研究ノート」
(平成11～13年度科学研究費補助金(基盤研究)(C)(1)研究成果報告書『職業教育の中等後・高等教育段階への移行に関する日米仏比較研究』(研究代表者・横尾恒隆)、2002年3月、7～19頁)
- 論文 「技術・職業教育教員養成史研究の現状と課題——研究ノート」
(平成10～13年度科学研究費補助金(基盤研究)(B)(1)研究成果報告書『技術・職業教育の教員養成における大学の役割とカリキュ

- ラムに関する比較史的研究』課題番号10410067（研究代表者・田中喜美）、2002年3月、7～21頁）
11. 論文 「東亜同文書院への府県費による派遣生の選抜制度——愛知県の場合」
（愛知大学文学會『文學論叢』第126輯、2002年7月20日、1～18頁。）
12. 論文 「日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型——初等・中等教育を中心に」
（愛知大学短期大学部『研究論集』第25号、2002年12月、1～33頁）
13. 論文 「えひめ丸事件——高校職業教育の観点から」
（『技術と教育』第337号、2002年1月、11～13頁）
14. 論文 「技術・職業教育」
（日本教職員組合編『日本の教育』第49集、2000年8月2日、一ツ橋書房、198～203頁、田中喜美、長谷川雅康と共著）
15. 論文 「技術・職業教育」
（2000年度教育研究全国集会実行委員会編『日本の民主教育2001・教科別——2000年度教育研究全国集会報告書』2001年7月1日、大月書店、165～173頁、小林民憲、隈部智雄、鈴木芳夫、向山玉雄と共著）
16. 論文 「技術・職業教育」
（日本教職員組合編『日本の教育』第50集、2001年8月1日、一ツ橋書房、213～230頁、田中喜美、長谷川雅康と共著）
17. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑧」
（『技術と教育』第317号、2000年5月、11～12頁）
18. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑨」
（『技術と教育』第319号、2000年7月、12～13頁）
19. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑩」
（『技術と教育』第322号、2000年10月、9～10頁）
20. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑪」
（『技術と教育』第325号、2001年1月、12～14頁）
21. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑫」
（『技術と教育』第332号、2001年8月、13～14頁）
22. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑬」
（『技術と教育』第334号、2001年10月、11～12頁）
23. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑭」
（『技術と教育』第338号、2002年2月、12～13頁）
24. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑮」
（『技術と教育』第339号、2002年3月、12～13頁）
25. 論文 「技術教育研究会と私の歩み⑯」
（『技術と教育』第343号、2002年7月、11～12頁）
26. 論評 平尾真知子著『資料にみる日本看護教育史』
（『教育学研究』第67巻第2号、2000年6月、42～43頁＝222～223頁）
27. 書評 中部産業遺産研究会『ものづくり再発見——中部の産業遺産探訪』
（『技術教育研究』第56号、2000年7月、75～76頁）

28. 書 評 「公的職業資格に関する本邦初の網羅的な科学的分析——辻功『日本の公的職業資格制度の研究——歴史・現状・未来』
(『産業教育研究』第32巻第2号、2002年7月、32～33頁)
29. 論 評 「戦時労務動員体制下の勤労青少年不良化問題の位置づけ——鳥居和代『戦時下青少年不良化対策——青少年工員の補導対策を中心に』への論評
(『日本教育史研究』第21号、2002年8月、58～61頁)
30. 事典の項目 「技術科の特殊性」
(福田公子・間田泰弘編『重要用語300の基礎知識 家庭・技術科』2000年9月、明治図書出版、175頁)
31. 事典の項目 「技術科の本質的課題」
(福田公子・開田泰弘編『重要用語300の基礎知識 家庭・技術科』2000年9月、明治図書出版、176頁)
32. 事典の項目 「技術科の歴史的背景」
(福田公子・間田泰弘編『重要用語300の基礎知識 家庭・技術科』2000年9月、明治図書出版、178頁)
33. 事典の項目 「総説 技術・職業教育」
(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年12月、204～206頁)
34. 事典の項目 「運輸通信教育」
(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年12月、206頁)
35. 事典の項目 「実業教育振興委員会」
(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年12月、291～292頁)
36. 事典の項目 「就職と職業指導」
(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年12月、292～293頁)
37. 事典の項目 「水産教育」
(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年12月、295～296頁)
38. 口頭発表 「大学関係保育所の広がりをもとめて」
(日本保育学会第54回大会におけるポスターセッション、2001年5月26日、於仙台、尚絅短期大学、森山日出夫と共同発表。)
39. 口頭発表 「インターンシップの歴史的経験——初等・中等教育を中心に」
(技術教育研究会第27回公開研究会、2002年5月25日、於中野区立商工会館)
40. 口頭発表 「高等学校の理科助手制度に関する研究——職業学科担当実習助手との関連で」
(日本教育学会第61回、2002年8月30日、於福岡教育大学)
41. 講演記録 「実習教員制度の沿革と課題」
(日本教職員組合・日本高等学校教職員組合編『2002年度実習教員全国集会報告書』2003年1月31日、29～46頁)

42. 講演 「海を越えて学びに行った人びと——東亜同文書院入学者群像」
(愛知大学文学会主催公開講演会、2002年12月12日)
43. 随想 「歴史を生きる」
(長野県高等学校教職員組合編『教育の広場ながの』No.47、2001年12月、1頁)
44. 随想 「働き、学び、むさぼるように読んだ——あそこ読んだ本」
(『学生新聞』2002年6月8日)
45. 追悼のことは 「清原道壽先生を悼む」
(『技術と教育』第344号、2002年8月、14頁)
46. 追悼のことは 「清原道壽先生を偲ぶ——現場の教師から学んだ先生」
(『技術教室』第603号、2002年10月、51頁)
47. エッセイ 「中等教育史誌コレクションについて」
(名古屋大学附属図書館『館燈』No.145、2002年11月15日、4～5頁)

[以下は、2003年3月末までに活字にする予定のもの]

48. 論文 「海を越えて学びに行った若者たち——東亜同文書院入学者群像」
(『東亜同文書院記念報』Vol.11 2003年3月)
49. 科研費の報告書 「日本における大学関係保育所の広がり」
(『大学関係保育所にみる異文化接触と留学生の子育て支援方策に関する基礎的研究』研究代表者森山日出夫、2003年3月)

目 次

はしがき

第1章 日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型 ——初等・中等教育を中心に——	9
第2章 高校職業学科における実習助手制度の歴史 ——その形成過程を中心に——	31
第3章 高等学校の理科助手制度に関する研究 ——職業学科担当実習助手との関連で——	45
第4章 農業高校における農場実習の特別会計 （農場収入還元金制度）の動向	57
第5章 自分史から見た技術・職業教育研究の半世紀 ——人間いたるところ青山あり——	71

第1章 日本におけるインターンシップ（現場実習）の諸類型

—初等・中等教育を中心に—

[内容目次]

はじめに

最近の施策にみる「インターンシップ」「就業体験」ないし「職場体験学習」の意義

本報告の課題

課題の限定

先行研究

I. インターンシップの起源あるいはその典型

(1) シンシナッティ大学のコオペラティブシステム

(2) 修業年限の3分の1を占めた工部大学校の現場実習

II. 教育課程における現場実習の位置づけの歴史の概要

旧学制の時代

(1) 早くも「学制」に登場した「実地修行」

(2) 影が薄かった実業関係法規における現場実習

(3) 徒弟学校規程における現場実習

(4) 「集団勤労作業」

(5) 中等学校令における「修練」

(6) 勤労働員（学徒動員）

(7) 実習工場の生産工場化の提言

新学制の時代

(8) 初期の教育課程政策上の現場実習の位置づけ

① 高等学校の発足当初の職業課程における現場作業の単位認定

② 『新制高等学校教科課程の解説』における現場作業の位置づけ

③ ホームプロジェクト

(9) 定時制・通信制課程と技能教育施設との連携制度

(10) 「勤労体験（学習）」の登場

(11) 政府・文部省が「インターンシップ」を唱道し始めた経過

① 「インターンシップ」の登場

② 「インターンシップ」を推奨する文部省の通知

③ 1999年改訂の高等学校学習指導要領

III. インターンシップのいくつかの類型

(1) 公的職業資格取得のための教育課程の不可欠の一部として位置づけられている現場実習

(2) 公的職業資格取得とは関係ないが技術・職業教育の重要な構成部分としての位置づけられた現場実習

旧学制の時代

- ① 実習工場即生産工場
- ② 実習工場の生産工場化

新学制の時代

- ③ 農業高校のホームプロジェクト
 - ④ 高岡産業高校の経験
 - ⑤ 商業科における現場実習
 - ⑥ 定時制・通信制高等学校と企業内教育との連携
 - ⑦ 神奈川県 of 技術高校の経験
 - ⑧ 企業立高等学校
 - ⑨ 農業高校の農業特別専攻科の「先進農家実習」
 - ⑩ 鶴岡工業高校の実習工場の生産工場化
- (3) 技術・職業教育の付加的・補足的な現場実習

旧学制の時代

- ① 高等小学校の「一坪農業」
- ② 工業学校の現場実習
夏季休暇中の現場実習
- ③ 商業学校の現場実習
行商
バザーあるいはマーケット

新学制の時代

- ④ 高等学校工業科の職場体験学習
- (4) 職業指導の一環としての職場実習、あるいは労働教育としての農業学習

旧学制の時代

- ① 高等小学校の職業指導と職業実習

新学制下の「インターンシップ」のかけ声が掛かかる以前の職場体験学習

- ② 東京・日暮里中学校の安曇野農業実習
 - ③ 進路教育の一環としての中学校の職業（職場）体験学習
- 「インターンシップ」の提唱以後の就業体験学習
- ④ 教育研究全国集會に報告された中学校の職場体験学習
 - ⑤ 教育研究全国集會に報告された高等学校の職場体験学習
- (5) 精神主義ないし鍛錬主義
- ① 塾風教育
 - ② 「集団勤勞作業」あるいは勤勞奉仕
 - ③ 文部省が夏期実習訓練を推奨
- (6) 強制労働の性格をもつもの
- ① 第二次大戦下の勤勞動員
 - ② 敗戦後も続けられた勤勞動員
 - ③ 奉仕活動の義務づけを企図する最近の施策
 - ④ 「奉仕活動」の単位認定への動き

IV. インターンシップをめぐる感想や論点

結びに代えて——ボランティア、奉仕活動を義務化しようとする動きに警戒心を

はじめに

本稿は、主として初等・中等教育に限定して、「インターンシップ」ないし「職場体験学習」をめぐる施策と若干の歴史的経験を、いくらか類型化して分析・整理することを試みる^[補注]。

[補注] 本稿を準備する過程で、「職場体験学習」と言えば何を思い起こすかを視野の広い斉藤武雄氏に尋ねてみた。同氏は、「第二次大戦下の勤労働員の経験のある人たちは、学校において技術教育を受けたことのない人たちでも、旋盤といえればそれが何かを知っていた。いまはそういう人たちがいなくなった。」また「つい最近、京都の琵琶湖疎水を設計した工部大学校卒業の田邊朔郎の経験を民放のテレビが放映していたことを思い起こす」とも話していた。この斉藤武雄氏の話は「インターンシップ」の概念の広がりを示唆して興味深い。

最近の施策にみる「インターンシップ」「就業体験」ないし「職場体験学習」の意義

文部省の「インターンシップ」提唱の発端となったと思われる1998（平成10）年7月23日の理科教育及び産業教育審議会の答申「今後の専門高校における教育の在り方について」は、「これまでの現場実習として取り組まれてきた実践に基づきつつ、更に幅広く生徒が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うことをインターンシップとして奨励し、専門高校における教育活動の一層の充実や生徒の勤労観・職業観の育成を図ることが必要である。」と述べている。ここでは「インターンシップ」をもっぱら専門高校の課題として位置づけているかに見える。また、文部省の1998年12月の通知では、「高等学校や専修学校の生徒が企業等において実習・研修的な就業体験を行うインターンシップ」ということばが使われている。他方文部省『インターンシップ・ガイドブック——インターンシップの円滑な導入と運用のために』（2000年2月、ぎょうせい）は、文部省の「教育改革プログラム（平成9年1月24日）ではインターンシップを『学生が自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと』としている。」と紹介している。ちなみにこの『ガイドブック』は、表題にかかわらず対象を高等教育機関向けに限定した冊子である。

なお、1999年に改訂された現行の高等学校と中学校の学習指導要領には「インターンシップ」ということばはなく、そこにあるのは、「就業体験」、特別活動としての「勤労・生産的行事」などである。中学校で近年実施されている「職場体験学習」を「インターンシップ」とは言わないが、その実践は高等学校以上の学校における「インターンシップ」とほとんど変わらないように思われるので、この報告では中学校の「職場体験学習」などをも含めて考察する。

本報告の課題

本稿でいう「インターンシップ」ないし「職場体験学習」は、企業など学校外の施設で生徒・学生が学校の計画のもとに実施する「労働体験（学習）」である。歴史的には「現場実習」「現業実習」など種々な呼称があった。これらは、①技術教育ないし職業教育の重要な一環として組み込まれているものと、②生徒・学生に将来の進路選択に示唆を与えるべく広い意味での労働体験をあたえることを目的とするもので、その目的が技術教育ないし職業教育に限定されないものとに区分できるように思われる。

課題の限定

本稿でいう「学校」は、「インターンシップ」の典型的事例として後に援用するアメリカのシンシナティ大学のコオペラティブシステムと明治期日本の工部大学校の経験をのぞき、初等・中等学校に限定する。

いわゆる公共職業訓練にせよ企業内教育にせよ、職業訓練には現場実習を含んでいるばあいが多。しかし本稿では、特別なばあいをのぞき、職業訓練を含めないこととする。

「インターンシップ」ないし「職場体験学習」には、収入を得ることを目的とするいわゆるアルバイトは含まれない。

「インターンシップ」ないし「職場体験学習」を実施する場所については、通常は企業など学校外の施設とされるが、やや微妙な問題が含まれる。たとえば実際の農家の田畑や畜舎など何ら変わることはないものであっても、学校の農場での実習は含まれない。同様に、どれほど充実した施設を持つものであっても工業高等学校の実習工場の実習も含まれない。他方、学校の施設での実習は一切含まれないのかといえば、必ずしもそうとは言えない。水産高等学校の練習船は現実の漁船と何ら変わる場所がないこともあり、この練習船による海洋上の漁業実習は「インターンシップ」ないし「職場体験学習」といえる。工業（高等）学校の実習工場が生産工場とされ、そこで生徒が働く場合もある。

また「第二次大戦下の勤労働員」は、意図的に技術教育ないし職業教育を実施したとは言い難い。しかし、斉藤氏が見たように広範な国民に対して技術・職業教育としての効果を発揮した営為なので、教育システムの歴史上の事例として注目したい。

先行研究

本稿は、「インターンシップ」あるいは「職場体験（学習）」の先行研究を整理することそれ自体が目的ではなく、職場体験学習の諸事例を探索しそれらの特徴を分析して類型化することを企図している。その意味での先行研究は見あたらないように思われる。

ここでは、職場体験学習に関して筆者の視野に入った若干の先行研究を紹介するにとどめる。これらに共通する一つの特徴は、原正敏のものをのぞき、戦前の職場体験学習について言及したものが見られないことである。

○宮地誠也『中等教育と職業生活』（川島書店、1978年）

○池本洋一編『勤労体験学習の研究——高等学校の技術教育』（建帛社、1980年）

○温海則夫・鈴木寿雄・仙崎武編集『勤労体験学習の理論』（ぎょうせい、1981年）

この書物のみが戦前の手工教育や実業教育にわずかに言及している。

○原正敏『『勤労にかかわる体験的学習』を否定するだけで事はすむのか——旧制中学の作業科・実業科・修練からの教訓』『技術教育』第296号、1977年3月、51～58頁。

以下は、「インターンシップ」が唱道されてからの報告である。

○全国進路指導研究会編『「働くこと」をどう学ぶか』（1998年8月、民衆社）

○村松香奈「商業高校におけるインターンシップの事例分析——道立札幌東商業高校のケース」『公教育システム研究』創刊号、2001年7月、69～95頁。

○倉部静雄「上ノ国高校における職場体験学習の取り組みについて」同上誌、同号、97～120頁。

○吉本圭一編・高校・大学インターンシップ研究会『高校・大学・企業におけるインターンシッ

プの展開と課題』(2001年12月、カシオ科学振興財団第17回研究助成報告書)

○寺田盛紀「高等学校における産業現場実習と職業教育——戦後高校教育の変動要因との関連で」、『職業と技術の教育学』第15号、2002年4月、83～111頁。なお同じ論文が寺田盛紀編『中・高等教育における「インターンシップ」——職業・専門教育と雇用・就職の構造に関する日・独・中比較研究(国際共同研究中間報告書)』(2002年3月、3～30頁)にも収録されている。

○竹内常一・高生研編『揺らぐ 学校から仕事へ——労働市場の変容と10代』(2002年5月、青木書店)

I. インターンシップの起源あるいはその典型

(1) シンシナッティ大学のコオペラティブシステム

前掲の文部省『インターンシップ・ガイドブック』は、(インターンシップの)「米国での略史」を、1906年にシンシナッティ大学がコーオペ教育をスタートさせたことから書き始めている。この事例は日本でも戦前から知られている¹⁾。

木下順は、このシンシナッティ大学のコオペラティブシステムを、「修業年限は6年間で、学期中は1週間ずつ交替で工場と大学に通う。例えばある電機工場では、『1年目を鑄造工場で、次の2年半を機械工場で、そして2年を学徒徒弟コースで過ごす』ことになっていた。夏期休暇中は毎週工場で働いたので、結局、通算4年間を工場で、2年間を大学で過ごすことになる。工場での4年間の『修行』は正規の徒弟期間と同じであるから現場の実情をつぶさに理解でき、また働きながら学ぶ学制は勉学意欲が高いので通常の半分でも十分であるというのが、実施する側の説明である。」と紹介している²⁾。

(2) 修業年限の3分の1を占めた工部大学校の現場実習

日本において現場実習を教育課程の重要な構成部分として組み入れた学校の典型としては、殖産興業政策の技術面を担う担当官庁である工部省に所属する明治期最初の水準の高い工業教育機関の一つとして設立された工部大学校をあげることができる。工部大学校は、お雇い外国人ダイアーの指導の下に成立した³⁾。

工部大学校の修業年限は6カ年で、最初の2カ年は基礎教育、次の2カ年は専門教育、最後の2カ年は現場に入って学ぶシステムであった。最後の2年間のうち1年半は現場に出て残る6ヶ月で卒業論文をまとめることとされていた⁴⁾。この卒業論文はたんなる調査報告ではなく、しばしば新たに実際に用いる機械や工場の設計であった。

この方式が今日あたかも革新的な試みと受けとめられるのは、学校教育の中に現場での学習を大胆に取り入れているからである。しかし、現場経験を通したいわばたたき上げを原則とする当時のイギリスの技術者養成方式や伝習方式が一般的であった幕末・明治初期の日本の事情⁵⁾を考えると、工部大学校の経験が革新的だったのは、むしろ学校方式を取り入れたことの中にあっただといえる。

工部大学校は、1886年の帝国大学の成立に際してその工科大学に吸収された。帝国大学の工科大学では、卒業前の数ヶ月を現場実習に当てそれを卒業論文とするようになった。

II. 教育課程における現場実習の位置づけの歴史の概要

旧学制の時代

(1) 早くも「学制」に登場した「実地修行」

日本の近代学校は1872年の「学制」頒布から始まった。この学制二編追加により、後の実業学校の構想が示された。その教科の中には、「実地農業」（農業学校）、「実地工業」（工業学校）、「実地経験」（鉱山学校、医学校）、「実地修行」（諸芸学校）などが含まれていた。「学制」の内容の多くは壮大な構想に終わったとはいえ、専門教育を行う学校の教育には当初から実地の修行や経験を積むことを想定していたことが注目される。

「学制」は西欧諸国の教育制度に範をとったといわれるが、技術教育、職業教育については学校教育よりも実地修行を優先するイギリス方式ではなく、ドイツ、フランス、アメリカなど遅れて資本主義への道をたどりつつあった諸国が採用した学校制度重視の経験に学ぼうとしていたといえる。学校教育中心の構想であったから、その教育課程の中に「実地経験」「実地修行」を位置づける必要があったといえる。

(2) 影が薄かった実業関係法規における現場実習

しかし、戦前のその後の実業関係法規には、現場実習の影は薄かった。すなわち、実業学校令に基づく「工業学校規程」、「農業学校規程」、「商業学校規程」、「水産学校規程」等の各学校の規程には、学科課程の細目を規定していなかったためか、現場実習に関連する規定はほとんどみられない。例外は、次に紹介する「徒弟学校規程」（明治27年7月25日文部省令第20号）のみであった。

(3) 徒弟学校規程における現場実習

徒弟学校は、修業年限6ヶ月以上4年以内とするなど教育課程構成を極めて柔軟にした学校であった。徒弟学校規程はその第十二条に「徒弟学校ニ於テハ教室其ノ他必要ノ諸室ヲ備ヘ又実習ノ為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ但シ実習場ハ校内ニ設ケス便宜他ノ工場ヲ以テ之ニ充ツルモ妨ケナシ」と規定して、現場実習を認めていた。しかしこの徒弟学校は定着するに至らないまま衰退し、大正期の実業学校令改正により廃止され、若干の徒弟学校は工業学校に転換した。

(4) 「集団勤労作業」

戦前の農業教育機関にみられた塾風教育、1938年度から中等以上の諸学校に課された「集団勤労作業」、1943年の中等学校令における「修練」は、精神主義・鍛錬主義の典型であったといえる。

もっぱら普通教育のみを課してきた（旧制）中学校においても、1931年からすべての生徒に必修教科として作業科を課した⁶⁾。しかし、作業科が職場体験学習を含んでいたとは考えられない。後に1938年6月9日に文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出されたことを契機にこの年度から中等以上の学校で「集団勤労作業」が導入されると、中学校の作業科はそのなかに解消されてしまったように思われる。

(5) 中等学校令における「修練」

中等学校令（1943年、勅令第36号）により、制度上、中学校、高等女学校及び実業学校はともに中等学校とされ、その教科課程は「教科及修練」とされた。これにより、従来の作業科は修練の中に位置づけられたと考えられる。「修練」は、全ての中等学校で各学年週3時間を課すものと

され（ただし夜間の課程のみは随時）、その他に中学校と高等女学校においては、毎学年凡そ30日をこれに当てるものとされた。

ただし実業学校の「修練」にはこの毎学年凡そ30日をこれに当てる旨の規定が見えない。これは実業学校では実習時間を増課することができたからであろうと思われる。実業学校教育の特殊性を示唆する事実として興味深い。

しかしこの時期の中等学校の生徒は実態としてはおりからの勤労働員体制の中で工場鉱山へ全面的に動員されたから、「修練」はいわばこれを正当化する役割を果たしたと考えられる。

(6) 勤労働員（学徒動員）

学徒勤労働員の実質的な開始は、1941年2月の「青少年学徒の食糧飼料等増産運動」への参加の指示（文部農林次官通牒）と考えられる、とされる⁷⁾。

これ以後矢継ぎ早に動員体制が強化される。すなわち41年8月には中・高等段階の各学校内に「学校報国隊」が組織され、この組織は同年11月の「国民勤労報国協力令」（勅令）による国民勤労報国隊とみなされた。43年6月には「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定された。「教育錬成内容の一環」として学校報国隊を国土防衛と勤労作業に動員できる体制を確立するという趣旨で、これ以後、軍需工場への動員が本格化してゆく。

こうしてこの時期の中等学校の生徒は実態としては勤労働員体制の中で工場鉱山へ全面的に動員されたから、「修練」はいわばこれを正当化する役割を果たしたと考えられる。

(7) 実習工場の生産工場化の提言

第二次大戦末期に実業教育振興中央会が諮問に応じて1943年10月に提出した答申の中で、「[前略]、工業学校ノ実習ハ出来得ル限り生産工場ト連絡シ、一定規格ヲ有シ、教育目的ニ合致セルモノノ製作加工ヲ下請シ、又ハ学徒ヲシテ当該工場ニ於テ生産作業ニ従事セシメ、実習ト同時ニ勤労作業ヲシムルコト」をもとめていたことが注目される⁸⁾。工業学校の実習を兵器生産の拡充という政策に組み込むことを目的とした中で現場実習が叫ばれたわけである。現実には、こうした答申如何にかかわらず生徒たちは全面的に勤労働員されていった。

新学制の時代

(8) 初期の教育課程政策上の現場実習の位置づけ

① 高等学校の発足当初の職業課程における現場作業の単位認定

1947年4月7日に『高等学校教育学習指導要領』に代わるものとして出された文部省学校教育局長の通達は、工業関係の学科の学科課程表の「備考」に、「第三学年において四箇月までの現場実習を行うことができる。」と記していた。高等学校発足当初から現場実習が公認されていたことは注目される。なお他の学科にはこの種の記述は見られない。

② 『新制高等学校教科課程の解説』における現場作業の位置づけ

しかし高等学校の発足直後に発行された『新制高等学校教科課程の解説』は、「現場作業」に関する記述を工業に関する学科に限定せずに、「実業の生徒が、一定量の現場作業を実施したならば、これに対して単位を与えることができる。」(32頁)として、職業課程における一般的な問題として拡張し、その単位認定について、次のようになりに丁寧に解説していたことが注目される。「単位の与えられる現場作業は、学校でする実習の目的にかなったものでなければならない。生徒が時間正しく勤勉に働いているというだけでは——これらは大切な作業態度であるが——不十分である。」(34頁) この解説書はさらに、「職業教育における現場作業の教育的価値にかんがみ、学校は

現場作業をその生徒に実施させる機会を積極的に求めなければならない。」(34頁)と述べていたことも注目される⁹⁾。しかしこれらの記述が、あるクラス全員を現場作業に参加させることを前提としているとは思われない。

この解説書は「ある意味においては、新制高等学校の生徒はすべて職業科の生徒であるといえる。」という文章を含んでいる(28頁)が、「現場作業」はもっぱら職業課程の課題として位置づけられていたと思われる。したがって、ここで述べられているのは、専攻学科の種類を問わない現今の「職場体験(学習)」とは明らかに異なっている。

③ ホームプロジェクト

農業科、家庭科では、生徒が自分の家庭で行う学習を高等学校の単位として認定する「ホームプロジェクト」のシステムがある。このうち農業科におけるその実践は典型的な職場体験学習の一形態といえる。

高等学校の農業科では、最初の『学習指導要領 高等学校農業科編(暫定試案)昭和24年度用』において、「プロジェクト」の名称で後の「ホームプロジェクト」が位置づけられていた。その後「ホームプロジェクト」は、『高等学校学習指導要領 農業科編(試案)昭和27年(1952)改訂版』以来2002年の今日まで一貫して記載されている。

(9) 定時制・通信制課程と技能教育施設との連携制度

1961年には、学校教育法の一部改正により、企業内の技能訓練施設に在籍する者が高等学校の定時制・通信制に在籍している場合には、その訓練施設における学習の一部を高等学校の単位として認定できるという、いわゆる連携教育が制度化された。同時に、通学区域を都道府県に限らない広域の通信制高等学校も制度化されたこととあいまって、連携教育には多様な形態が生まれた。

(10) 「勤労体験(学習)」の登場

職場体験学習の位置づけに関する最初の重要な転機は、1976年改訂の高等学校学習指導要領にあったように思われる。すなわちこの高等学校学習指導要領は、総則の「一般的方針等」に「勤労にかかわる体験的な学習」を掲げ、また特別活動の中に「勤労・生産的行事」を掲げた(同じ条項は、同じ時期に改訂された小学校と中学校の学習指導要領にも導入された。)これは、「インターンシップ」の歴史の一つの面期をなすものであった。

この経過の問題点を一つだけいえば、高等学校学習指導要領は「総則」では高等学校の教育全般にかかわる課題として提起しているにもかかわらず、実際の活動は前回以来と同じく「勤労・生産的行事」に位置づけるにとどまり、具体的な教科教育のレベルではもっぱら職業学科の項に述べられているに過ぎない。つまり普通科教育の取り組むべき課題とは考えられていないらしい事実には留意しておく必要がある。

(11) 政府・文部省が「インターンシップ」を唱道し始めた経過

① 「インターンシップ」の登場

近年の「インターンシップ」は、本稿の冒頭に紹介した1998年7月の理科教育及び産業教育審議会の答申『今後の専門高校における教育の在り方等について』を契機として始められたと考えられる。

② 「インターンシップ」を推奨する文部省の通知

この答申が提出されて間もない1998年12月16日に、文部省職業教育課長・生涯学習振興課長の連名で「インターンシップの推進について」という通知が各都道府県教委宛にだされた。この通

知が、各都道府県教委が「インターンシップ」に取り組むよう指導を強化しはじめた直接の契機になったと思われる。

③ 1999年改訂の高等学校学習指導要領

1999年改訂の高等学校学習指導要領の「総則」に、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習」なることばが登場した。前回までの高等学校学習指導要領中の「現場実習」ということばが「就業体験」ということばに置き換えられ（大蔵省印刷局版11頁）、「就業体験」ということばはこの改訂で初めて登場した。文部省は、これによって「インターンシップ」の教育課程上の位置づけは明確にされたと理解しているようである。

こうして「インターンシップ」あるいは「就業体験」は、事実が先行して高等学校学習指導要領はむしろ1999年の改訂がこれを追認したかたちになっている。

Ⅲ. インターンシップのいくつかの類型

(1) 公的職業資格取得のための教育課程の不可欠の一部として位置づけられている現場実習

これは、技術・職業教育を目的とする学校（学科）で、現場実習を公的職業資格取得のために教育課程の不可欠の一部として位置づけている方式である。

戦前の中等実業学校では、その学習が公的職業資格と結びついていた例としては、商船学校、水産学校などが知られる。しかし戦前には公的職業資格の制度が未発達だったこともあり¹⁰、全体としては少なかったといえる。

新学制の下では、衛生看護科（准看護師）、調理科（調理師）、漁業科（海技免状）、商船高校（1961年より商船高等専門学校となる）（海技免状）のような例がある。

この点では、文部科学省『高等学校インターンシップ事例集』（2001年、ぎょうせい）が調理師免許を取得できる福岡県立久留米筑水高等学校の食物調理科の事例を収録していることはむしろ奇異であるといえよう。

(2) 公的職業資格取得とは関係ないが技術・職業教育の重要な構成部分としての位置づけられた現場実習

これは公的職業資格取得とは関係ない学校（学科）において、現場実習を当該学校（学科）の教育課程の必修科目として位置づけていた方式で、工部大学校はその典型である。

旧学制の時代

① 実習工場即生産工場

福井県立工業学校は、県の工業試験場に隣接して設置されたことから、同校の実習の一部は工業試験場の工場を利用していた。これを同校は、「現今本邦ニ於テハ此種ノ工業学校数多アリト雖生徒ノ実習ニ工業試験場ヲ利用スルモノ僅少ナリ之レ本校ノ特色トスルトコロナリ生徒ハ在学中既ニ己ニ〔ママ〕現業練習同様ノ作業ニ従事スルコトヲ得ヘク実技ノ錬磨上至利至便ナリト謂ヘシ」と説明していた¹¹。これは、「現場実習」の一種といえよう。

② 実習工場の生産工場化

熊本工業学校では学校の実習工場において日露戦争に際して実際の弾丸を製作したとされている¹²。工業学校にはそれを可能とした施設が調えられていたからである。

第二次大戦末期に、実業教育振興中央会が工業学校を生産工場とすることを提唱していたことは前述した。実際に、学校の実習工場をそのまま軍需会社の工場に転用し、生徒をその労働者として使役した例は、鶴岡工業学校の学校史に詳細に知ることができる¹³。

また、『足利工高百年史』には、1945年4月9日の事項として、「実習設備を全部供出せるにより毎日午後、中島足工工場にて実習をなすこととなる。また二年以上は本日より一週一日ずつ同工場にて実習を行うこととす。但し何科を問わず中島会社の仕事とす。」なる記述が見える¹⁴⁾。実習設備を撤去して中島工場に移設したのか、実習工場をそのまま中島会社の工場に転用したのかは不明である。

新学制の時代

③ 農業高校のホームプロジェクト

高等学校学習指導要領に最初から1999年改訂の現行のもの（大蔵省印刷局版の186、235頁を参照）まで一貫して記載されている現場体験学習の一つに「ホームプロジェクト」がある。これは農業科、家庭科のみで実施されるもので、農業科における実践は典型的な職場体験学習の一形態といえる。

初期の「ホームプロジェクト」の例として、東京都立農林高校の事例を紹介する。

「本校のホームプロジェクト（HP）は23年度の7月文部省の実験指定校となり全日制の2、3年生の一部を選択して9月より実施した。24年度は農業科全員に総合農業を課すると共にHPを実施し、家庭で実施できないものは学校の実習地を割り当てスクールプロジェクトを採用させた。HPの計画の実施内容（労働時間数、資料、収量等）はすべて記録され評価研究の資とされた。規模は作物は平均2a、家畜は鶏5～10羽、山羊、豚1～3頭程度であった。

この方法は教師や親たちの指導援助によって三者一体の教育が為されるところに特色がある。しかし、何分にもアメリカ式教育方法の直輸入だったため日本の実情にあわない点が多かった。また食糧不足と交通機関の未発達な当時、自転車を駆って、西多摩全域の家庭訪問に奔走する教師たちの労苦は大変なものであった。また教科の系統性や順次性を欠くうらみもあって総合農業と共にその後数年で中止されるのである。」¹⁵⁾

④ 高岡産業高校の経験

早い時期の最も著名な例の一つは、産業教育を計画的に展開することを企図した富山県において、1961年から高岡市で実施された高岡産業高校の経験であろう。定時制課程で、生徒は昼間は地元の金属加工工業中心の中小企業で働き、企業の協力を得て週1日昼間学校に通い^[補注]、その他第1、2学年は週3日間、第3、4学年は週2日間夜間に学校に通う。定員40名。この学校では、職場で働くこと自体が教育課程の中に位置づけられ、教員が生徒の勤務先を巡回するといっていた。したがって勤務先が変わった場合には、近所の通常の定時制である高岡工業高校定時制に引き取ってもらっているとのことだった。

[補注] 有給は会社数の約3割、生徒数の約4割、残りは出勤扱い。2社のみ登校は認めているが欠勤扱いとしていた。

⑤ 商業科における現場実習

高校商業科における現場実習の事例は少ないように思われる。たとえば『産業教育』第17巻第1号（1967年1月）が各学科の現場実習を紹介した際に、商業科の実践例は含まれていなかった。こうした中での数少ない実践として、寺田盛紀は、商業高等学校において1954年から「現業実習」を取り入れていた例として、明德商業高等学校（のち京都市立西京商業高等学校）をあげている¹⁶⁾。

⑥ 定時制・通信制高等学校と企業内教育との連携

企業内教育と定時制・通信制高等学校とのいわゆる連携教育においては、大抵の場合企業内教育においては現場実習が含まれており、かつそれが工業高等学校の単位（の一部）として認定されているので、現場実習の典型例の一つといえる¹⁷⁾。

⑦ 神奈川県の技術高校の経験

冒頭に職業訓練関係の経験はのぞくと書いた。しかし、1960年代初頭に神奈川県が設置した技術高等学校は、高等学校と職業訓練校とを結合した教育施設であり、職業訓練校としての実習には現場実習が組み込まれており、また職業訓練校卒業後の就職先の実務（アルバイト）の一部を高等学校の実習の単位（の一部）として認定しているなど、現場実習が教育課程の重要な構成部分となっていたので、注目される¹⁸⁾。

技術高等学校にはさまざまな批判があり¹⁹⁾、とくに現場実習を単位として認定していたことも批判にさらされた問題の一つであった。かくて、当初は年5単位3年間で計15単位として認定していた現場実習は、1967年以降年2単位計6単位に減少されたなどの経過があり、現場実習自体が技術高校の制度的な問題点の一つとして指摘されていた²⁰⁾ことが注目される。

⑧ 企業立高等学校

ここでいう企業立高等学校は便宜的な呼称で、実質的に企業が設立している高等学校をさす。法的には企業が出資して設立している学校法人による私立学校である。

石川島工業高等学校、スタンダード製靴高等学校などがその例で、これら企業立高等学校はその由来からして企業内教育を高等学校としたものであるから、その実習には企業における現場実習が含まれている。

⑨ 農業高校の農業特別専攻科の「先進農家実習」

高等学校の専攻科は、高等学校制度の発足当初から学校教育法に規定されているが、その設置基準の細目の定めがない。1990年に専攻科を設置している農業高等学校は全国で8校に過ぎず、その実態や実践報告も少ない。ここでは千葉県立茂原農業高校に1970年から設置された農業特別専攻科の「先進農家実習」の事例を紹介する。この専攻科の生徒は、すべて自営農家の子弟である。1年生の9月から12月までの3ヶ月間、県内外の先進農家において農家実習を行っている²¹⁾。

⑩ 鶴岡工業高校の実習工場の生産工場化

工業学校の実習それ自体を生産実習とした例としては、戦前に、佐藤孝次校長の指導のもとに東京府立北豊島工業学校が学校の施設設備をそのまま活用して財団法人を設立して実施した経験が知られている。この方式は第二次大戦後まで続けられたといわれる。産業教育振興法制定当時工業高等学校長協会理事長として活躍した佐藤校長の歴史的な役割やこのユニークな実践の経験については、別に詳細な紹介（大川時夫「北豊島工業高等学校の生産実習」『技術史教育学会誌』第1巻第1号（2000年3月）、34～41頁。）があるので、ここでは、山形県立鶴岡工業高等学校の例を紹介する。

新学制の発足にともない旧制鶴岡工業学校は山形県立鶴岡第二高等学校として発足したが、実験資材の欠乏等に悩んだ同校校長らは、学校の実習工場の施設を寄付し、学校長を理事長、教職員やPTA役員を理事とする財団法人鶴岡工業研究所の設立を県から認可された。そして、運転資金を生徒の親たちから集め、近隣の工場から注文をとって生徒たちの実習により各種製品等を生産して収入を確保した。ようやく財政も安定し始めた昭和32年頃にこの法人は解散したとされる²²⁾。

(3) 技術・職業教育の付加的・補足的な現場実習

これは、現場実習を当該学校（学科）の専門に属する技術・職業教育の一環として位置づけてはいるが、全員の必修とはせず、希望者に限って参加させる方式である。この方式は古くから知られており、現場実習を技術・職業教育の一部として付加的・補足的に位置づけたものといえる。

旧学制の時代

① 高等小学校の「一坪農業」

この方式は、学校の指導の下に各家庭において児童一人一人に一坪の実習地を割り当てて、その児童自らに作物の播種・成育・収穫の過程を学ばせるもので、児童を労働に参加させる労働学習の一例といえる。明治末期に織田利三郎が提唱した小学校の尋常科及び高等科における「一坪農業」運動は歴史によく知られている²³⁾。この実践は、教育課程に制度的に位置づけられていたわけではないので、この運動の広がり是不明である。この実施形態は戦後の農業高等学校のホームプロジェクトに似ているといえる。

② 工業学校の現場実習

前述のように、工業学校に学外の現場実習を取り入れる規定は法規等にはなかった。学校内の工場で実習する方式が工業教育の主流となったといえよう。

近代工業が発展し始めると分業と協業が一般化したため、技術・技能を生産の現場で系統的に学ぶことは困難だと考えられるようになり、むしろこれに代わって学校内の実習工場を整備充実させるようになった。学外の小さな企業とは違って工業学校の実習工場は多種多様な機械類を取りそろえるようになって企業に出かけさせて現場実習を体験させる必要を感じなくなったからであろうと思われる。それどころか、外部から生産を依頼される状況すらあったほど、工業学校の施設設備は充実していた。たとえば染織科、建築科を設置していた徳島県立工業学校には「依頼品製作規程」が制定されており、そこには「第一条 本校ハ本校教科ニ属シ生徒ノ実習ニ裨益アリト認ムル物件ノ製作依頼ニ応スルコトアルヘシ但会計年度内ニ製作ヲ終ラサル物件ハ依頼ニ応セス」とあった²⁴⁾。

夏季休暇中の現場実習

いくつかの工業学校の歴史書を繙いてみると、様々な現場実習を実施していたことがわかる。たとえば熊本県立工業学校は、夏期休業中上級生を5~6名ずつの数班に分けて遠く北九州の国鉄小倉工場などに派遣する3週間にわたる現業実習を課していた²⁵⁾。この現業実習がいつまで続いたのかは不明である。

『足工百年史』には、旧制工業学校時代に実施された「夏季現業実習」について、「夏季休暇中二週間ないし一ヶ月間、四年五年の希望者をして会社又は個人経営の工場にて現業実習をなさしめ、工業界の實際を知らしむると共に、学校にて知得せる智識と技能の实地応用、実技錬磨をなさしめ、工場における勤労を体験せしむ。又五年にして現業実習をなさざる者は学校工場にて一週間実習をなさしむることあり。」とされている²⁶⁾。

小倉工業高等学校『創立七十年史』(1968年、79頁)においても、卒業生が夏休みに現場実習に派遣されたことを回顧しているが、この種の記事は各地の工業学校の歴史には多いのではなからうか。

第二次大戦末期に大部分の生徒が各地の工場に動員されたことは熊本工業学校も同様である。この時期には熊本工業学校自体も日露戦争期と同じく軍需工場化され、一部の生徒はそこで働かされた。なお同校採鉱冶金科を1945年に卒業した者が現業実習で坑内労働に従事した経験を語っている²⁷⁾。学科の性質からみればあり得ることであるが、時期的にみると勤労働員と混同している疑いもある。

③ 商業学校の現場実習

商業学校教育は商取引の過程を正確に把握する簿記会計等の実務に習熟させることを重視したが、その実習は商取引の現場ではなく、学校内の模擬実践を中心として実施された。

行 商

「私達の頃は、暑中休暇に『行商』というのがあり、反物の行商をして伊豆半島の村々を廻った思い出があります。第1回から第4回くらいまでの人が経験していることと思います。私達の場合は3~4人のグループを作り若松呉服店から反物を仕入れ、大風呂敷に背負って戸田・土肥・安良里・松崎から小杉峠を越えて下田に出て、さらに白浜・河津・稲取・伊東・熱海とおよそ10日もかかったでしょうか。だいたい親戚とか知人の所を廻ったのですが、まあ態のいい押し売りでした。」[この筆者は旧制第2回（明治36年10月卒）] この実践の教育課程上の位置づけは不明である²⁸⁾。

大垣商業学校など一部の商業学校でも、実習として生徒たちに実際に行商させ、その実際を通して商取引の内容・方法を学ばせたことが知られている²⁹⁾。この種の実践例は、商業関係の学校史を丹念に調べれば、もっと多いと推測される。

バザーあるいはマーケット

金沢商業学校では、1914年から10~11月の2~3日間生徒が運営する「金商バザー」を開催した。1931年からはマーケット方式となり、これが1935年まで続けられたという³⁰⁾。なお同校の学校史の1931年の項に夏期（及び冬期）に「実業練習生」として市内の銀行会社商店に上級生を派遣した旨の記述が見えるが、生徒全員なのか一部なのか記述が簡略なため不明である³¹⁾。

『東京府立第一商業学校一覧 昭和14年4月調』には、「教育実践化ニ関スル施設」の中に「実務実習」なる項目があり、「休暇ヲ利用シテ実社会ニ於ケル実務ヲ見習ハセシメ職業精神ノ陶冶ヲナス」と説明されている（同上書、59頁）。現場実習に補足的、付加的な位置づけを与えていたことがわかる。

新学制の時代

④ 高等学校工業科の職場体験学習

高等学校の工業科については、前述のように、学習指導要領は戦後早くから職場体験学習を公認していた。しかし実態からみると、職場体験学習はあまり一般的ではないように思われる。「インターンシップ」の導入を提唱した理科教育及び産業教育審議会の答申に添えられた資料でも、1996年の工業高校での実施率は11.4%と最も低い。筆者が属する技術教育研究会においても、職場体験学習に関連した実践報告は極めて少ない。

寺田盛紀は、高等学校発足から「現業実習」を取り入れていた例として、高崎工業高等学校、佐世保工業高等学校の実践例を、また1957年から「現業実習」を取り入れた大阪府立西野田工業高等学校あげている³²⁾。

東京都立烏山工業高校では、1960年代に機械科3年生全員に夏期休暇中に1週間の現場実習を実施していた³³⁾。

また1963年に開校した東京都立田無工業高校の機械科では、1964年から2年生の希望者に10日間前後の現場実習を実施してきた。2年生に実施するのは比較的珍しいのではないかと思われる。全員に実施するのが望ましいが、種々な事情で希望者のみとしているという³⁴⁾。

埼玉県の越谷総合技術高校の学校発足以来の現場実習は、創立時の学校長の発意で始まったがその後も継続している。この学校の実践は、文部科学省の『インターンシップ事例集』に収録されている。

(4) 職業指導の一環としての職場実習、あるいは労働教育としての農業学習

ここにかかげる方式は、特定の学科目の一環としての現場実習に限らず、広く職業指導の一環として実施する職場実習であり、むしろ技術・職業教育としては位置づけられていない点に特徴があるといえる。後述のように、戦前には高等小学校にみられた。

戦後の実践では、近年のいわゆるインターンシップのうち、高等学校の普通科、総合学科及び職業教育以外の専門学科で実施されているものに多い。中学校の職場体験学習もこの方式に属するといえる。

旧学制の時代

① 高等小学校の職業指導と職業実習

戦前日本の小学校は、長い間、子どもの就職を斡旋することはなかった。1930年代に入り、児童の就職斡旋に関与する高等小学校も現れ始め、その職業指導を強化する主張が強まると、職業指導の一環として職業実習を実施する学校も現れた³⁵⁾。

1930年代後半になると、高等小学校児童の職業実習に積極的な意義を与え、職場体験学習を積極的に実践する北村孫盛など民主的な教師たちによる運動も現れた³⁶⁾。この実践は、教育運動史研究の面からも注目されてきた³⁷⁾。なお原は、この運動についての清原らの評価はやや過大であると指摘している³⁸⁾。ここには検討に値する問題が含まれている。

新学制下の「インターンシップ」のかけ声が掛かかる以前の職場体験学習

② 東京・日暮里中学校の安曇野農業実習

政府・文部省による「インターンシップ」のかけ声が掛かかる以前にも、勤労体験学習の実践は多数報告されている。ここでは、東京都の日暮里中学校が1975年から始めた安曇野の農家に3泊4日間分宿して実施した中学生の農業体験学習に注目する。

この実践では、3年生全員が夏休み期間中に参加した。参加する教師は3年所属教員全員と2学年から1名である。この実習は第15回目から学校の手を離れて、卒業生・父母の有志らの手に引き継がれ、第20回まで続けられた。この実践を具体化し推進するうえで重要な役割を果たした桐山京子さんは、この実践を中学校教育に積極的な意義をもつものと評価している³⁹⁾。筆者は2002年4月19日に教科研の研究会で桐山さんの報告を聴く機会があったので、この実践が長期間持続した理由をお尋ねした。何よりも、行く前には百姓をするなんて嫌だと言っている子どもたちが行ってみるとまだ帰りたくないというほどに確実に変わることに、それを目の当たりにした教師たちがこの実践に自信をもつことをあげられた。その背景には、農家の人たちが子どもたちを差別なく見てくれる、これをやったという達成感、成就感があることなどを指摘されていた。

また日暮里中学校の実践は、都内の中野区立第五中学校に転任した教師によって試みられていることも注目される⁴⁰⁾。

これに似た実践は多く、たとえば1989年には京都の漁村の中学校で14年も継続している労働学習の実践が報告されている⁴¹⁾。これらはいずれもいわゆる「インターンシップ」などというハイカラな言葉が遣われる以前の、農業労働と縁遠いと思われがちな都会のど真ん中の学校の取り組みであったことが注目される。

③ 進路教育の一環としての中学校の職業（職場）体験学習

都会の中学校の技術科の実践も数多く知られている。たとえば全国進路指導研究会の人たちは、かなり以前から、職業（職場）体験学習を進路教育の一環として重視しており⁴²⁾、またその会誌などにはすぐれた実践が報告されている。とくに『進路教育』第154号（2002年7月）には、過去10年ほどの間の実践が総括されている。

「インターンシップ」の提唱以後の就業体験学習

文部省が「インターンシップ」を提唱し始めてから、「インターンシップ」ないし「就業体験」の実践は急速に広まった。

たとえば、文部省が毎年刊行している『高等学校の改革に関する推進状況』は、1999（平成11）

年4月発行のものまでは、第3章中の「生徒の高等学校外における学修の単位認定について」というややわかり難い節の中でいくつかの府県が就業体験の単位認定を検討中と記していたに過ぎなかった（「ボランティア活動に係る学習成果の単位認定について」という節は別にある）。しかし翌2000（平成12）年4月発行のものから、「生徒の高等学校外における学修の単位認定について」とは別個に「インターンシップの実施状況について」という節を設けてその概況を報告するようになった。こうして近年文部省が推奨するようになってからは、「インターンシップ」に関する実践記録はきびすを接して提出されている⁴³⁾。

④ 教育研究全国集会上に報告された中学校の職場体験学習

筆者の目についたものを任意に拾い上げてみると、たとえば1998年1月の日教組の教育研究全国集会の「学習と評価・選抜制度と進路指導」の分科会では、[中学校では]すでに実施率100%の県からまだほとんど行われていない県まで分散していたとされる⁴⁴⁾。筆者の体験でも、たとえば日本教職員組合の教育研究全国集会の技術・職業教育分科会の中学校小分科会ではそれまでこの種の実践報告は滅多に出されなかったのに、1999年に岡山で開催された第48次集会上では、堰を切ったように多くの参会者から報告や発言が相次いだことが忘れられない。技術・職業教育分科会での報告ではあったが、むしろ技術・職業教育の一環たらしめることを企図したものではないところに特徴があったといえる。この1999年集会上以後職場体験学習については毎年何本かの報告が提出されるようになった。

⑤ 教育研究全国集会上に報告された高等学校の職場体験学習

2002年1月の全教等の教育研究全国集会上（於、高知）の技術・職業教育分科会では、和歌山商業高校の2年生全員に実施した「インターンシップ」が報告されている⁴⁵⁾。ここでは「生徒にとっては進路について考え、教員以外と対話する機会として、教員にとってもよい体験となり、また事業所側にも好評であったとのことでした。／働く人と接し学ぶことに学校内教育では教えられないことを補う意味があるなどのほか、技術・職業教育のなかでの体験学習の効果もさることながら、今日の教育改革のなかで出てきている政治的意図（自衛隊体験など）を見抜いて実施すべきだ（鈴木芳夫）、体験学習の名のもとに奉仕活動を法的に強要する傾向に注意して取り組むことが重要（向山玉雄）との注意」もあったという。またこの集会上の第16分科会上においても、北海道の普通科高校で実践された職場体験学習が報告されている⁴⁶⁾。

(5) 精神主義ないし鍛錬主義

技術・職業教育でなく、進路指導の一環でもなく、もっぱら、生徒たちのたるんだ精神を鍛錬する企図で実施される職場体験学習もある。農業教育の場で実施されたものが多い。

① 塾風教育

農業学校の生徒の過半は農家の子弟で占められていたから、学外実習が課題とされたことは基本的にはなかったといえる。しかし農業学校の実習は生ぬるいとして、昭和の戦前期には農本主義を基調とする塾風教育が喧伝された。いずれも合宿制を基本としている。協調会『農村に於ける塾風教育』（1934年、協調会）はその典型的事例を多数集めたものであり⁴⁷⁾、この考え方は一部の農業学校にも影響を及ぼしていた。この書物は、学校教育を対象としてはいないけれども、勤労体験を教育に位置づけようとする場合に陥りやすい精神主義ないし観念論の陥穽を示唆しているので、注目に値するように思われる。

② 「集団勤労作業」あるいは勤労奉仕

1938年6月9日に文部次官通牒「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」が出されたことを契機にこの年度から中等以上の学校で始められた「集団勤労作業」もこの方式に属するといえる。「集団

勤労作業」は授業日として扱われる。「勤労奉仕」も同様である。

「集団勤労作業」の実施の実態については、さしあたり文部省調査部編『集団勤労作業の概況』(1939年)を参照⁴⁸⁾。

「集団勤労作業」は、『学校史』などでは「勤労奉仕」として記載されていることが多い。工業学校のような実業学校の場合も、専門とは無関係な作業が多い。たとえば足利工業学校の場合には、『学校史』は1. 特殊な勤労奉仕、2. 出征農家の食糧増産勤労奉仕、3. 足利市への勤労奉仕作業、4. 学校の勤労作業に区分して記載しているが、専門を生かすものが含まれているのは1. のみで、その他は奉仕先が異なるのみで、たんなる労力提供が大部分である⁴⁹⁾。

③ 文部省が夏期実習訓練を推奨

1938(昭和13)年7月2日に文部省実業学務局長から、夏季休業中に「実習指導、宿泊訓練等を課し生徒の心身鍛練に資し」て来たが「時局に鑑み一層実技の錬磨と心身の鍛練に力め」るようという趣旨の「農業学校生徒夏季実習訓練に関する件」なる通達が出されている旨の記述が農学校史にみえる⁵⁰⁾。

千葉県立茂原農学校では、1943年度から2~3ヶ月間北海道に食糧増産勤労奉仕隊として派遣されている⁵¹⁾。これも勤労働員の一環であるが、この時期にはやや珍しく専門を生かす方面での動員である。

(6) 強制労働の性格をもつもの

これは、教育活動以外の目的で児童生徒を強制的に労働に参加させる方式である。第二次大戦下の労務動員はその典型である。

① 第二次大戦下の勤労働員

第二次大戦では、日本は数百万の大量の若い男性を工場や農山村から戦場に動員した。そのために、戦争遂行のために軍需品を生産するための工場鉱山の労働者が極度に払底した。生産力をあげる余裕がなく、生産を拡充するためには専ら大量の労働者を投入することに頼っていたわけである。工場だけでなく、若者たちを根こそぎ戦争にかり出してしまった農村も労働力不足に悩まされた。こうした状況に直面した日本政府は、広範な国民を生産現場に投入する施策を採った。勉学することを本務とする中等学校以上の生徒・学生はもちろん、家にいることを本旨としていたはずの未婚の女子を女子挺身隊として工場に動員したこともそれである。

労務動員の一環として、中学校、高等女学校、実業学校の区別なく、生徒たちは遠隔にある各地の軍需工場に集団で長期に動員された。多くは第三学年以上が動員されたが、第一学年から動員された例もあった。

前述の斉藤武雄氏の話に出てきた第二次大戦下の勤労働員は、少なくとも狭義の教育システムではない。しかしこれが「インターンシップ」に関連した話題になるのは、広範な生徒・学生に「職場体験」「労働体験」を与えたからである。

こうして広範な国民が生産の場に投入された結果、戦時下でなければ経験する機会などなかったはずの人々が、旋盤やボール盤を操作することを経験したわけである。

「インターンシップ」という主題からはやや外れるが、第二次大戦末期の苛烈な戦時下に、工場で働くことは戦争に協力することになるのではないかと逡巡する妻に、治安維持法によりとらえられた獄中から、敢えて労働に従事することの重要性を説いた手紙⁵²⁾に感銘を受け、筆者はこれを引用して論文を書いたことがある⁵³⁾。

「勤労働員」のより重要な特徴は、それが教育目的からでたものではなく、かつ、国家から強制されたところにあったように思われる。

② 敗戦後も続けられた勤労働員

学徒の「勤労働員」は、敗戦で終わったわけではなかった。食糧難に対処するために開拓に動員された例があったからである⁵⁴⁾。筆者が通学していた中学校でも、敗戦後、授業が再開されると思ったところ、雪が降り始めるまで近隣の山野の開墾に動員された。

③ 奉仕活動の義務づけを企図する最近の施策

文部科学大臣は2001年に中央教育審議会に教育基本法改正を諮問したが、その際に文相が首相の私的諮問機関である教育改革国民会議が2000年12月22日に提出した最終報告書を援用したことは記憶に新しい。

ところでこの教育改革国民会議が同年9月に発表した中間報告は、「様々な分野において一年程度奉仕活動を行うことを義務づける」ことを提唱したことにより各方面から注目された。「義務づける」とは国家権力が強制することである。この提言から徴兵制や「勤労働員」を想起した者があったのは、不思議ではない⁵⁵⁾。ちなみに義務教育の制度は、国家が父母に対してその子どもに教育を受けさせることを義務づける制度であって、子どもに義務づけているわけではない。最終報告書では、「義務づける」とした部分は削除され、「小・中学校では二週間、高校では一ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う」ことを提言するにとどまったが、この種の発想が支配階級の中に見られることには注目しておきたい。

④ 「奉仕活動」の単位認定への動き

ところで、中央教育審議会は2002年7月29日の総会で、「奉仕活動」への参加を高校や大学における単位として認定することを答申した。「奉仕活動」への参加を義務づけようとする後述の発想に近づいているといえよう。

IV. インターンシップをめぐる論点

近年の「インターンシップ」の実態と論点については、林萬太郎氏が「職場体験・就業体験（学習）」の実態と論点について極めて丁寧に解明している⁵⁶⁾ので、多くは触れない。

ここでは、筆者の気づいた若干の論点等について、順序不同に感想を述べるにとどめる。

職場体験学習の多様性

歴史的に整理してみると、職場体験学習は多様な形態で実施されてきたことがわかる。ここから、さまざまな経験を学び取ることができるのではないかと。

技術・職業教育の観点からみた現場実習の有効性・有用性

技術・職業教育の観点からは、公的職業資格取得の必須の要件とされていることなどから見ても、現場実習の有効性・有用性を疑う余地はない。この点では、むしろ技術・職業教育の場で現場実習への取り組みが必ずしも積極的でないことが問題となる。その意味では、現場実習導入の障碍を解明する必要がある。

この点で、1999年に岡山で開催された第48次集會に共同研究者として参加していた田中喜美氏が中学校の職場体験学習について、反省の意味を込めて「技術科では現実の技術及び労働の世界を子どもたちに積極的に見せていく観点は弱かったから、職場体験によりなぜ技術を学ぶのか、学校で学んでいる技術の現実における役割などを子どもたちにわからせることができる、その意味で職場体験については、技術教育の観点から積極的に考えるべきだ」と肯定的に評価していたことは印象的だった⁵⁷⁾。

実際、教育委員会や学校長など上から強要されて実施した場合にせよ、教職員の協議から生まれた実践にせよ、またそれが官側の報告であるにせよ、教職員組合の研究集會に報告されたものにせ

よ、参加した生徒たちの感想は多面的であるがおしなべて好意的であることである。成功させようとする教職員の並々ならぬ尽力がその実践の背景にあることは見逃せないが、同時にここには、「職場体験・就業体験（学習）」が内包する積極面、すなわち現実の労働の世界が反映しており、そこには、日常の教育活動の面で学ぶべきものが多くあるように思われる。

教育課程上の「職場体験・就業体験（学習）」の位置づけ

高校職業学科における取り組みを見ると、「インターンシップ」ないし「職場体験・就業体験（学習）」には、参加を希望する生徒にのみ取り組ませるなど、教育課程上、必修修というような不可欠のものではなく、付加的ないし補完的位置づけしか与えられていない場合が多いように思われる。これは、多くの場合全員参加制をとっている中学校の実践と大きく異なる点である。

全員対象の「職場体験・就業体験（学習）」の教育課程上の位置づけ

昨今のように授業時間が大幅に削減されるなかで「インターンシップ」ないし「職場体験・就業体験（学習）」を全員参加方式で実施する場合、どの時間帯で実施するかは大きな問題の一つである。（希望者のみを対象とするなら、実施期間は必然的に休暇中となる。）

考えられる方策は、「総合的な学習の時間」、「特別活動」、あるいは高校の場合には「課題研究」などの特定の科目の時間を当てるなどである。筆者は、教科の授業時間への影響を小さくするには「総合的な学習の時間」を活用することがベターだと考えている。

高校の普通科等、あるいは中学校の「職場体験・就業体験（学習）」

高等学校の「職場体験・就業体験（学習）」への取り組み状況についていえば、積極的な取り組みが最も期待される普通科の実践が極度に少ないことが注目される。ここに現代の教育の本質的な弱点が露呈しているように思われる。

中学校の「職場体験・就業体験（学習）」についていえば、若干の先進的な実践を別とすれば、いわば上からの指示・命令で始められている感は否めない。肯定的にとらえるための観点を確立することがもとめられている。

中学校の場合、教師による事前の準備があるにせよ、「職場体験・就業体験（学習）」に行く事業所を生徒に選ばせている事例がみられる。生徒たちから見えている職業の世界は狭いから、製造業関係の事業所は選ばれない場合が多い。せつかくの「職場体験・就業体験（学習）」が、かえって職業の世界を狭めることになりはしないかと気にかかる。

教師にとっての「インターンシップ」「職場体験・就業体験（学習）」

「職場体験・就業体験（学習）」に関する多くの報告は、生徒たちの感想の外に、教職員の努力が記されている。ところで「職場体験・就業体験（学習）」は、教師たち自身にも教育面で一定のことを教えているはずなのに、この点に関する記述は意外に少ないように感じられた。

たとえばある中学校の実践では、生徒がおもちゃの製造工場に行きたいと希望したので調査したところ、おもちゃの製造工場はほとんど外地に移転してしまっている実態を改めて知ったと報告されている。これは典型的な事例だが、地域と教育との結びつきを考えると、「職場体験・就業体験（学習）」の取り組みは教師たちが日本の産業、より具体的な地域の産業の実態を学ぶ重要な契機となっているのではないか。

結びに代えて——ボランティア、奉仕活動を義務化しようとする動きに警戒心を

近年、「インターンシップ」「職場体験・就業体験（学習）」に限らず、ボランティア、奉仕活動を単位として認定し、その取り組みを入学者選抜に反映させようとするなど、ボランティア、奉仕活動を義務化しようとする顕著な動きが注目される。

「よいこと」を推奨することと、それを押しつけることとは別の次元に属するというべきである。強要することは、「ボランティア」の語義矛盾だと指摘するだけでは済まされない。現代日本では徴兵制が廃止されて久しいし、戦前の「勤労奉仕」「集団勤労作業」「修練」（いずれも出席日数に算入された）などの歴史的経験も、遠いむかしのことと忘却されがちである。教育基本法改正の直ぐ向こうには憲法改正への動きが見えている。奉仕活動の義務化などの動きが顕在化する動きやその背景を自覚的にとらえる必要があるように思われる。

[謝辞]

本稿をまとめるについては、相原昭夫、大河内信夫、佐藤史人、田中喜美、西ノ村保、野間教育研究所図書室、横山悦生、依田有弘の各位にお世話になった。本稿は、これらの人々の援助があったので、幅広い分野の事例をカバーできた。記して謝意を表する。

[付記1]

本稿は、平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」（研究代表者佐々木享）による研究成果の一部である。

[付記2]

本稿の脱稿後、日本経済団体連合会国民生活本部・本部長の鈴木正人「次代の人づくり教育とインターンシップ」（『大学時報』2002年9月号）に接した。鈴木は、シンシナッテイ大学の「コーオプ教育では、大学における勉強と実際に職場教育」を行うものであり、いわゆる「インターンシップ」とは趣旨が異なるとしている。これは、現場実習を幅広くとらえる筆者の観点とは異なるもので、ここには、機会があれば検討してみたい興味深い論点が示唆されている。

注

- 1) 日本では文部省実業学務局『コオペラティブ・システム』（昭和11年6月）として紹介されたことがある。
- 2) 木下順『アメリカ技能養成と労資関係——メカニックからマンパワーへ』（ミネルヴァ書房、2000年）、188頁以下。
- 3) 三好信浩『明治のエンジニア教育——日本とイギリスのちがいが』（中公新書、1983年）
- 4) 旧工部大学校史料編纂会編『旧工部大学校史料』（1931年、同会）
- 5) 日本の幕末・明治初期における伝習の時代については多くの文献があるが、さし当たり、隅谷三喜男編『日本職業訓練発展史（上）』（1971年、日本労働協会）を参照。
- 6) 原正敏「旧制中学における作業科——その技術教育的側面の検討」『科学史研究』第85号、1963年6月、85～89頁。
- 7) 米田俊彦、『現代教育史事典』（2001年、東京書籍刊）356頁。
- 8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史10 産業教育（2）』（1974年）249頁。
- 9) 文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』（1949年、教育問題調査所）
- 10) 日本における公的職業資格制度の歴史については、辻功『日本の公的職業資格制度の研究——歴史・現状・未来』（2000年、日本図書センター）を参照。
- 11) 『福井県立工業学校 一覧 大正六年八月』24頁。

- 12) 熊本工業高等学校『熊工百年史』(2000年)、66～67頁。
- 13) 『山形県立鶴岡工業高等学校七十年史』(1992年) 259～277頁。
- 14) 『足利工高百年史』(1995年) 72頁。
- 15) 『都立農林高校六十周年記念誌』(1969年、76頁) これに類した記述は、他の農業高校史にもみられる。たとえば、千葉県立茂原農業高等学校『茂農の歴史百年』(1997年、570～572頁)を参照。また宮城県立農業高校『宮農百年史』(1969年、467～468頁)によれば同校の「ホームプロジェクト」の始まりはこれらと似た状況であったが、1960年まで実施されていたという。
- 16) 寺田盛紀編『中・高等教育における「インターンシップ」——職業・専門教育と雇用・就職の構造に関する日・独・中比較研究(国際共同研究中間報告書)』(2002年3月)、10～11頁。
- 17) 寺田盛紀編、前掲書にいくつかの事例が紹介されている。
- 18) 神奈川県が設置した技術高校については、神奈川県教育委員会『神奈川県立の技術高等学校史』(1976年2月)、柏木操男「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止(1)——高度経済成長時代における産業教育の一例」『神奈川県戦後教育史研究』第2号(1998年5月)、1～22頁。同上「(2)」『同上誌』第3号(1999年11月)、1～26頁。
- 19) 大貫啓次・中村修・葉山繁・綿引光友『これが高校か——差別・選別される高校生』(1973年、私家版)
- 20) 柏木操男、前掲「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止(1)——高度経済成長時代における産業教育の一例」、17頁を参照。
- 21) 『茂農の歴史百年』(1997年)、678～681頁。なおこの実践については、石井三郎「専攻科教育の現状と課題」『農業教育研究』第14号(1990年)、30～40頁においても論及されている。
- 22) 『山形県立鶴岡工業高等学校七十年史』(1992年) 349～358頁。
- 23) 大河内信夫「戦前小学校で実施された『一坪農業』についての一考察」『技術教育学研究』第6号(1990年3月)、85～102頁、永島利明『新技術科教育論』(1989年)茨城大学技術科研究室、128～130頁。村越純子「越生尋常高等小学校発行『校報』にみる一坪農業」『かわら版』第184号(2001年12月)、以下同上誌第188号(2002年4月)までを参照。
- 24) 『徳島県立工業学校一覧 大正11年』44～47頁。
- 25) 熊本工業高等学校『熊工百年史』(2000年)、149～150、219～220、290～292頁。
- 26) 足利工業高等学校『足工百年史』(1995年)、155頁。
- 27) 熊本工業高等学校、前掲書、250～251、736～737頁。
- 28) 沼津商業高等学校『沼商百年史』(2000年)、263～264頁。
- 29) 三羽光彦「揺籃期の商業学校」『岐阜県歴史資料館報』第17号、1994(平成6)年3月、を参照。
- 30) 『金商七十年史』(1970年)、43～44、73～74頁。
- 31) 同上書、123～124頁。
- 32) 寺田盛紀編、前掲書、『中・高等教育における「インターンシップ」』7～8頁。
- 33) 岩崎清「現場実習とその運営——工業科」『産業教育』第17巻第1号(1967年1月)、31～35頁。
- 34) 東京都立田無工業高校機械科「現場実習とその運営——工業科」『産業教育』第17巻第3号(1967年3月)、28～31頁。
- 35) 清原道壽『清原道壽著作集 第2巻 職業指導の歴史と展望』(1991年、国土社) 32～33頁。
- 36) 日本技術教育協会編『技術教育と職業実習』(1937年、扶桑閣)、日本技術教育協会『日本技術教育協会報告』(1940年9月)など。
- 37) 菅忠道・海老原治善編『日本教育運動史 3——戦時下の教育運動』(三一書房、1960年)の第6章「技術教育運動——日本技術教育協会のはたした役割」(執筆者は、清原道寿・山口富造)

- 38) その詳細については、原正敏「戦時下、技術員・技能工養成の諸局面(1)——大森機械工業徒弟学校の誕生と終焉」『千葉大学教育学部紀要』第36巻第2部(1988年2月)239～264頁。
- 39) 桐山京子『教え子たちに生かされて』(1996年、岩波書店)
- 40) 川上文男「福島での農業実習——移動教室にくみこんだ実践」『教育』第469号(1986年8月号)、38～45頁。
- 41) 太田垣靖「労働を見つめて」『教育』第508号(1989年5月号)、17～26頁。
- 42) 全国進路指導研究会編『「働くこと」をどう学ぶか』(1998年8月、民衆社)
- 43) 文部科学省『高等学校インターンシップ事例集』(2001年、ぎょうせい)には、16校の高等学校における事例が紹介されている。
- 44) 日本教職員組合編『日本の教育 第47集』(1998年、一橋書房)375頁。
- 45) 2001年度教育研究全国集会実行委員会編『日本の民主教育 2002 教科別』(2002年7月、大月書店)、155頁。
- 46) この報告は、倉部静雄「あこがれの職業を知る——普通科での職場体験学習の2年間の考察」としてその全文が『進路教育』第153号(2002年4月)の24～34頁に紹介されている。
- 47) 協調会『農村に於ける塾風教育』(1934年、協調会)
- 48) 文部省調査部編『集団勤労作業の概況』(1939年)を参照。
- 49) 『足利工高百年史』447頁以下を参照。
- 50) 『宮農百年史』(1969年)421頁。この日付が後述の「集団勤労作業」に関する文部次官通牒が出されて間もなくの時期であることは興味深い。しかし当時の通達は漢字とカタカナ書きだったはずなのに、この文書は漢字とひらがな書きになっている。この通牒については他の資料で確認する必要がある。
- 51) 『茂農の歴史百年』(1997年)、519～523頁。
- 52) 『死の壁の中から』と題して戦後になって岩波新書に収録されている。
- 53) 拙稿「『教育を受ける権利』と職業訓練」『教育学研究』第39巻第4号(1972年12月)、42～49頁。
- 54) たとえば『足利工高百年史』には、昭和20年9月4日の記事として、「食糧事情益々重大となる故、本日より十四日迄校内運動場を全部開墾し、その外渡良瀬土手の中、川原沼岸地を開墾することとなる。」と記している(73頁)。筆者も中学校第1学年で敗戦を迎えたが、その秋に荒れ地の開墾や山奥から木炭の積み下ろしに動員された。
- 55) 太田政男「奉仕活動と高校生の社会参加」『高校のひろば』第40号(2001年6月)、22～29頁。
- 56) 林萬太郎「インターンシップ問題を考える」『技術教育研究』第59号(2002年1月)。
- 57) 日本教職員組合編『日本の教育 第48集』(1999年、一橋書房)210～211頁。

第2章 高校職業学科における実習助手制度の歴史

—その形成過程を中心に—

はじめに

高等学校と障害児学校高等部には教諭の他に実習助手が配置されている。しかし、実習助手制度や実態に関する先行研究は、管見の限り皆無に等しい。本稿は、戦後日本の高等学校の実習助手に関して、この制度の形成過程を中心に、若干の論点をおよそ1960年代までに限ってラフスケッチすることを目的とする。

実習助手の制度と実態に関する先行研究には、二つの面がある。まず学術研究の面では、管見の限りほとんど知られていない¹⁾。他方、高等学校の実習助手について各都道府県の高等学校教職員組合（以下高教組とする）とそれらの全国組織である日本教職員組合（以下日教組とする）、日本高等学校教職員組合（以下日高教とする）がその待遇改善等に熱心に取り組んでおり、ある時期から毎年開催されている実習教員全国研究集会の活動やそのまとめなどその研究と運動の蓄積は少なくない。残念なことに、これら職業団体の活動の諸記録はその部内にとどまり、これまでのところ学術研究とは全く結び付けられてこなかった。こうした経過があるので、本稿においても、いくつかの高教組の活動記録などを資料として援用する。

なお、日教組や日高教及びその加盟組合は、近年「実習助手」でなく「実習教員」と呼称するよう提唱している。しかし、事象を歴史的に扱う本稿では、史料のうえである時期に「実習教員」なる呼称が現れたりするので、混乱をさけるために、実習助手であることがはっきりしている場合はそのままとして記述することとする。

I 実習助手の配置と呼称の現実

実習助手の配置の現実

「実習助手」という職種が初めて登場した法規は、今日知られている限り、1948年1月27日に制定された「高等学校設置基準」（昭和23年文部省令第1号）中の職員の種類を規定した第12条と配置すべき実習助手の数を規定した第13条である。この条文をみる限り、実習助手は、すべての高等学校に配置されるべきことを前提とし、農業、工業等の職業学科には加配すべきもので、定時制課程においても配置すべきことを確認しているものと読める。それにもかかわらず、制定後すでに50年以上経過しているのに、いまだに実習助手を1名も配置していない高等学校があるなど、「高等学校設置基準」から想定される様相との違いは少なくない。その理由や背景を知るためには、この「高等学校設置基準」の背景や成立過程を調べる必要がある²⁾。その配置の実態を確認しておこう。

実習助手の配置の状況は、都道府県によりかなり異なる。神奈川県、京都府などのように、21世紀初頭においては、普通科を含むすべての高等学校に配置されている府県も少なくない。しかし他方に今日なお実習助手を1名も配置していない学校も少なくない。

実習助手には教員と違い免許状制度がないので単純に調査することはできない。実習助手の担当で現在確認できるのは、教科としては、戦前からの伝統のある農業、商業、工業、水産などの職業学科、家庭、看護の戦後に誕生した職業学科、及び普通教科の理科、家庭科である。京都府立の高等学校に配置されている実習助手は、職業学科配置の者をのぞけば、すべて理科担当である。神奈川県立高等学校の場合は、実習助手の担当教科は、職業学科では当該学科であるが、普通科のみの高等学校においては理科のみである。この他、理科と家庭科との掛け持ち、司書と理科（あるいは家庭科）との掛け持ちもある。

教科以外では、障害児学校、司書、事務、視聴覚教育が知られる。かつては、校長秘書などもあったといわれる。教科以外で最も多いのは、恐らく司書であると推測される。

実習助手の呼称

任意に各都道府県の高等学校の『学校要覧』について実習教員の記述を調査してみると、実習助手等の教職員の「職名」の記載方法は極めて多様なことがわかる。そこには、教諭、実習助手、実習教諭、実習教員、実習教師、実習講師などの名辞がみられる。結論をいえば、『学校要覧』に記載された名辞は必ずしも職名ではなく、「呼称」である場合が多い。しかも『学校要覧』等における実習助手の表示方法は、府県あるいは学校により、また時期によりなかりの違いがある。同一の高等学校に「実習教諭」と「実習助手」などが混在したり、また同じ高等学校においても時期が異なると呼称が違うこともある³⁾。

こうした事象は、各都道府県の高教組が実習助手の処遇改善の一環として「実習助手」の呼称を改めるよう要求しており、各都道府県教育委員会が工夫をこらした結果である。その動きが全国的に統一されていない結果、府県毎に呼称が異なってしまう。当該都道府県限りで議論している際には問題ないが、本稿のように全国の実習助手がかかえる諸問題を統一的にとらえようとする場合には困惑することになる。

II 実習助手制度の成立

(1) 実習助手制度の成立過程

「高等学校設置基準」の成立過程

実習助手制度成立の背景を知るためには、「高等学校設置基準」の背景やその成立過程を調べる必要がある。

「高等学校設置基準」の制定過程について研究した最初の論文は、大村恵のものであると思われる⁴⁾。しかし大村の主要な関心は新制高等学校の定時制課程の成立過程を解明することにあつたので、「実習助手」の登場過程については全く触れていない。この後、戦後の学校制度改革の過程を精緻に分析する労作の中で、「高等学校設置基準」の制定過程についてもかなり詳細に言及した⁵⁾三羽光彦の場合も、主要な関心は教育課程を中心とした新しい学校制度理念の形成過程を解明することにあつたため、筆者の関心事である「実習助手制度」については全く言及していない。

そこで本稿では、これら先行研究の成果に依拠しながら、実習助手制度の形成過程を中心として「高等学校設置基準」の制定過程を素描してみる。主として依拠する史料は、大村、三羽と同じく、戦後改革期に文部省の中等教育課長の職にあつた太田周夫が遺した文書（以下「太田周夫文書」とする）と占領軍担当官が遺した文書である。国立教育研究所に所蔵されている太田周夫文書の全部を三羽光彦氏がフィルムにしておられたので、筆者はそれを活用させていただいた。

学校教育法の制定の見通しがたった1947年3月末には、学校教育法第3条により各級の学校に設

置基準を設定すべきことは既定のこととなっていた。文部省は3月頃から各級の学校の設置基準制定の準備に取りかかり、25日には新制高等学校設置基準設定委員会の第一回会合を開催した⁹⁾。「太田周夫文書」の中には、旧学制下の「中等学校の設置認可条件」(旧学制の下では公表されていなかった)など、設置基準設定に当たり参照すべき資料が多数含まれている。そして4月30日には、高等学校設置基準設定について、省内での一定の合意ができたものと思われる⁷⁾。

「高等学校設置基準」を制定するには、数多くの難問があった。全過程を追う紙幅の余裕はないので、ここでは、主要な論点と結論的な取り扱いのみを示す。

最も重要な論点は、新制高等学校の位置付けであった。文部省内には、この4月末日段階では、「基準設定の基礎となるべき高等学校卒業者の学力の程度については、諸般の事情にかんがみ、当分の間、これを従前の制度による高等学校第一学年修了の程度に保つことを目途とするものとする。但し、できるだけ早い時期において、これを従前の制度による高等学校高等科第二学年修了の程度に高めるよう努力するものとする。」という理解があった。文部省側がこのような判断をした背景には、1947年3月28日に教育刷新委員会総会が採択した建議が新制高等学校に高い水準を求めているという無理なからぬ事情があった。しかしこれに対してCIE係官は、文部省の担当官に、新制高等学校は民主的で大衆的な性格をもつべきであることに改めて注意を喚起し、その方向で高等学校設置基準設定委員会の作業を指導した⁸⁾。その意味で、この時期は設置基準制定への動きの一つの転機であった。その意味で、基準制定の最初の段階は重要であった。

第二に、この新制高等学校の性格づけとの関連で、定時制課程の位置づけが大きな問題となった。最終的に全日制と同等の課程が成立した経緯については大村、三羽の労作に詳しいのでここでは触れない。

第三に、「高等学校設置基準」に盛り込むべき内容が問題であった。これは、「高等学校設置基準」設定をめぐるほとんど全過程で問題となり、結論としては、「高等学校設置基準」には学科の種類、施設設備、編制のみを盛り込み、その他は『運営の手引き』など他の文書として切り離すこととされた。したがって筆者の当面の関心事である実習助手制度の設定やその位置づけは、「設置基準」の「編制」の内容の一部として議論された。

第四に、翌1948年度には高等学校を発足させることはすでに既定の方針となっていたので、数ヶ月以内に決定しなければならない時間的な制約があった。このため、制定されるべき「基準」の内容としては、暫定的なもの恒久的ものが議論された。しかしこの点は、最終的には恒久的な基準として一本化され、これを公布する通達の末尾に、当面の緩和措置を認める旨の文言を付け加えることで解決された。

実習助手規定の成立過程

実習助手問題に限って論点と経過を整理してみる。まず、設置基準の検討が中等教育課で始められた頃、この動きとは別に、教職員免許状制度の検討を始めていた師範教育課の4月11日付けの文書の中に「実習教師については検討中」と記述されていることが注目される⁹⁾。また、後述の分科会の議論が始められる直前の段階の文部省側の文書では「但し実習教師については尚検討中」¹⁰⁾あるいは、「実習教師については分科会において審議する」と記されている¹¹⁾。これらは、実業学校に置かれていた「実習教師」のやや曖昧な位置づけが文部省当局者の意識の中にあつたことを示唆している。

実習助手が関連する問題は、6月5日から7月上旬まで続けられた「新制高等学校設置基準設定委員会分科会」でだされている。設置されたのは、普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科、夜間課程の6分科会である。

「太田周夫文書」の中には、各分科会からの報告が出揃うまでの段階の各分科会の中間的なまと

めの文書が多数収められている。それらの中で、「編制」に関して最も詳細な議論をして文書にまとめているのは、工業に関する学科の分科会のそれである。

たとえば、日付がない「工業関係学科施設暫定基準案」なる文書には、以下のような記述が含まれている¹²⁾。

「実習助手の数は工業に関する学科を置く高等学校にあっては三学級以下の場合は一学級毎に三人以上をおき一学級以上三学級までを増す毎に一人以上を増加する。

前項の外一学級を増す毎に二人以上を増加しなければならない。」

文章は整っていないが、実習助手を配置すべきことに配慮していることはわかる。これが、これまで判明している限り、「実習助手」なる職名の初出文書である。

この文書の背景にあったものとして、「教員の数は六学級以下の場合は一学級毎に教諭三人以上を置き七学級以上一学級を増す毎に二人以上の割合で之を増加する／但し一学級一人は専任とする／前項の外一学科を増す毎に二人を増加する三学級以下一学級毎に二名の実習教師を置く／一学級を増す毎に其の一人を増す（右の内には助手を含むも差支なし）」という記述をふくんだ工業学校長協議会の意向が注目される¹³⁾。工業学校長協議会の意向は工業分科会の委員に伝えられていたと思われるからである。しかしこの文書では「実習教師」と「助手」となっている。こうしてみると、「実習助手」としたのは、工業分科会の委員の意見だったのであろう。

なお、この文書には「実習教師」なる職種が記されていることが注目される。ここでは、実業学校の教員数を規定していた（旧）実業学校規程第32条に「一定の教員数の外に「実習ニ付相当数ノ教員ヲ置クベシ」とあったことを想起していたものと思われる。

以上の他、農業及水産関係学科の分科会の文書には、「教員定数は現行規定を厳守するものとする。但し実習助手は三学級以下の場合は一学級毎に一・五人以上を置き、一学級以上三学級までを増す毎に0.5人〔ママ〕を増加する。」という記述が含まれている¹⁴⁾。これらの学科も実習助手の配置を要求していたことがわかる。

7月中旬には、高等学校設置基準設定に関する各分科会からの報告が出揃った¹⁵⁾。ただし普通科分科会からの報告が発見されていない。

その工業科からの報告では、「実習助手」ではなく、「実習教員」について詳細に述べていることが注目される。「編制」の関連部分は以下のとおりである¹⁶⁾。

「3. 実習教員は一学科三学級以下一学級毎に二人以上を置き四学級以上一学級を増す毎に一人以上の割合で増加するものとする（この中に若干の実習助手を含んで差支へない）／但し学校に生産工場を経営する場合にはこれ以上相当数の実習教員を増加しなければならない。

4. 実習教員の資格

高等学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有するもので教職的教養を有し技術試験に及第した者に免許状を授ける（技術試験は取敢えず全国工業学校長協会で行うことが望ましい）但し左の者に対しては技術試験を免除しうる。

- (一) 高等学校の工業に関する学科を卒業し四年以上実務に従事し成績優秀な者
- (二) 現在工業学校の実習教員の資格をもっている者
- (三) 工業専門学校若しくはこれと同等以上の学校を卒業し二年以上実務に従事し成績優秀な者
- (四) 商工省の技術試験第一級に合格した者
- (五) 電気事業主任技術者第三級以上又は電気通信技術者資格第三級以上を有し三年以上従事し成績優秀な者

過渡期の臨時措置

現在工業学校実習教員の資格に関する無試験検定の制度を当分の間継続する。」

たとえば、農業及び水産関係分科会からの報告書中の実習助手の数に関する記述は、「三学級以下の場合は一学級毎に三人以上を置き一学級以上三学級までを増す毎に一人増加する。／前項の外一学級を増す毎に二人以上を増加しなければならない。」となっている¹⁷⁾。

商業科分科会からの報告の記述も同程度である。後述する7月30日の案では、家庭科と普通科とがまとめて記述されるので、家庭科分科会からの報告をみると、関連部分は「編制第四号第三項に掲げる実験実習助手の数は教諭二人乃至三人について一人とする。」という極めて簡略なものである¹⁸⁾。この分科会だけが「実験実習助手」という他の分科会とは異なる職名を掲げていることも注目される。

ところで、日高等学校教育局長に報告書を提出する前日の7月28日にまとめられた「定時制高等学校暫定基準案(22. 7. 28)」には、「(5) 実業科を置く学校にあつては実習の教師又は実習助手を置くことができる。」と述べられている¹⁹⁾。既に他の分科会報告がほぼまとめられた後なので、工業科が提起する「実習教員」とその他の分科会が提起する「実習助手」とを併記していることがわかる。

こうした経過を経て、7月30日には、高等学校設置基準設定委員会委員長より日高等学校教育局長へ報告書が提出された²⁰⁾。

この報告書は、「一、高等学校設置基準案(別紙一)、二、昭和三十三年度高等学校設置暫定基準案(別紙二)」からなる。その内容は各分科会からの報告をほとんど機械的にまとめたものである。別紙(一)の中に実習助手の数に関する記述が見えるが、農業科から書き始められ、あれほど熱心に問題提起していた工業科が全く抜けている。ただしここでは実習助手に関する項目のみに、「普通科又は家庭に関する学科をおく高等学校にあつては実習助手の数は実験実習を担当する教諭二人ないし三人について一人とする。」という形で、普通科にも実習助手を配置すべきことが始めて現れていることが注目される。

他方、別紙(二)の中では「工業に関する学科の実習教員の資格」、「同上の過渡期の臨時措置」なる記述があり、工業学科の分科会報告の要点はここに整理されている。

ここまでの経過をみる限り、実習助手に関する議論は、工業科関係者が旧実業学校の時期から存在している実習教員と関連させながら熱心に問題提起していたのに対し、他の農業、商業、水産などでは、おそらく工業科の議論の影響を受けて実習助手配置の意見として整理されてきたように推測される。

8月以後にもつばら文部省内ですすめられた「高等学校設置基準」制定作業の経過を示すいくつかの文書が発見されている。たとえば日付不明の8月以降のある段階での「高等学校設置基準(案)」では、それ以前には「実習教員」としていた工業科を含めてすべて「実習教員」と記されている²¹⁾。ただしこの文書は、実習助手の数に関する記述は、農業科、水産科、工業科と学科毎に併記した後に、「その他の学科にあつては実験実習助手の数は云々」として家庭科分科会報告の報告に見えた「実験実習助手」の職名を残している。

10月21日付けの「高等学校設置基準要綱(案)」になってやや条文も整頓され、実習助手に関する記述は、この段階の案になって初めて普通科から書き始められている。すなわち、「通常の課程の実習助手の数は、普通科、商業に関する学科、又は家庭に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合には二人以上とし、三学級以上一学級加えるごとに、一人以上の割合でこれを増加しなければならない。」と学級数基準で配置すべきことを述べ、以下順次「農業又は水産に関する学科」、「工業に関する学科」の順に配置すべき数を規定し、「実験実習助手」の職名も「実習助手」に統一された²²⁾。

その後、「高等学校設置基準規程案」なる文書の段階で、配置すべき実習助手の数を生徒数を基準として定める方式に転換した²³⁾。その全文は以下の通りである。

「第15条 実習助手の数は、生徒数二百人以下の場合は二人以上とし、二百人を超える場合は二百人以下を加えるごとに一人以上の割合でこれを増加しなければならない。／前項の外農業、水産又は工業に関する学科においては、一学科ごとに二人以上をおかなければならない。〔定時制課程に配置すべき数に関する記述略〕」

文章はまだやや整っていないが、制定された「高等学校設置基準」に近いものとなっている。12月27日には、これを更に整頓したものがCIE係官に承認され²⁴⁾、これが翌48年1月15日の通達（発学第12号）で予告され、1月27日に文部省令として告示された。

(2) 実習助手制度成立期の実態

筆者の体験

筆者は、1947年5月に急に一家の支柱だった父を亡くしたので、中学校（旧制）第3学年を中途退学し、父が勤めていた同じ機械工場で油まみれになって働き始めた。間もなく近所の人に教えられて夜は県立工業学校（旧制）の夜間部である第二本科機械科第2学年に編入した。9月に入って、この夜間部で化学の授業を担当していたO先生に勧められてこの学校の工業化学科の助手となり、工業化学科に配置された。

「助手となり」と書いたが、当時の正式職名を記憶しているわけではなく、そう呼んでいたに過ぎない。少なくとも「実習助手」と呼ばれたことはなかった。筆者はこの学校で1951年4月まで助手として働いた。うろ覚えだが、退職した時の辞令には「雇」と書かれていた。なお、学制改革によりこの学校も翌1948年からは県立工業高等学校になった。

筆者が就職した当時のこの工業学校には機械、工業化学、紡織の3科があり、それぞれの科に3名前後の助手が配置されていた。工業化学科の助手は、Kさんだけがこの工業学校の工業化学科の卒業生で、筆者を含むその他の助手はいずれも夜間部（機械科のみ）の生徒だった。筆者が1951年4月に退職する頃は、まだ実習助手と呼ばれてはいなかった。

記憶をたどってみると、筆者が勤務した工業学校には、その学校を卒業しただけの学歴の教師が何人かいた。いま考えてみると、助手を何年か経験した後に無試験検定で実習教員の資格を取得した人だったにちがいない。筆者の同僚だった優秀なKさんもこの道を歩むはずだったのに、学制改革でその道を絶たれたわけである。

岐阜県に見る戦後初期の状況

ここでは、岐阜県の例を取り上げてみよう。『岐阜県教職員名簿』の1950年版の各高等学校の欄によると、実習助手の扱いは様々であったことがわかる。

第一に、普通科のみの高等学校には、実習助手なる職名の人は見えない。まれに、「事務助手」なる人が配置されている学校が見えるが、これは「高等学校設置基準」にいう実習助手ではなく、雇いの人をこのように呼称していた可能性がある。

第二に、職業科を設置している高等学校における実習助手に相当すると思われる人の位置づけは、区々である。岐阜市立工業高等学校の場合、「実習教師」が6名、「助手」が4名掲載されている。「実習教師」と「助手」については、機械、建築等々のそれぞれ担当科目が記されている。県立岐阜工業高等学校全日制の場合、「実習教師」が8名掲げられている。ところが同校には、「実習助手」という職名の人はい人も掲げられていない。

第三に、普通科に農業科と商業科を併置していた県立大垣南高等学校には、「実習教師」はなく、農業担当の「実習助手」が1名配置されているに過ぎない。かなり規模の大きな県立大垣工業高等

学校全日制の場合、「実習教師」が14名配置されているが、これ以外に「助手」ないし「実習助手」と推定される職名の人は1名も掲げられていない。この「実習教師」のうち4名には担当教科が記されていない。

第四に、以上の他に、まれに「実習教員」なる職名もみえる（県立揖斐高等学校）。

第五に、以上に述べた特徴は、少なくとも1954年までは基本的には変わらない。わずかな変化は、一部の工業高等学校に「職工」あるいは「工手」なる職種の人が多数登場してきたことだけである。

以上のことから、「高等学校設置基準」の文面とは違い、普通科には「実習助手」ないし類似の職名の人は一人もいないこと、工業科や農業科には「実習教師」なる職名の人が配置されていること、「助手」ないし「実習助手」なる職名の人はゼロか極めて少ないこと、この他まれに「実習教員」なる職名も見えること、などがわかる。換言すれば現実の高等学校の職員配置は、「実習助手」に関する限り「高等学校設置基準」の文面から推測される様相とはかなり違っていたといえる。

実習助手制度発足期の官庁の諸統計

第二次大戦後に初めて公刊された『文部省年報』の1948（昭和23）年版には、早くも高等学校（新制）の職員数として男1,983名、女494名の「実習助手」数が掲げられている。1949（昭和24）年の『文部省年報』では、「実習職員」として男2,663名、女882名が記録されている。1950年の最初の「学校基本調査」には「実習助手」とされているが、1951、1952年度には実習助手を技術職員と合わせて示していた（1953年からは実習助手で一貫している）。新制高等学校の発足初期この時期の実習助手の位置づけはまだ不安定だったことがわかる。

実習助手の起源が旧学制の時期にさかのぼることは、若干の公的資料からも確認できる。たとえば文部省『産業教育調査 昭和36年度』（133頁）には、「経験年数別教員及び実習助手数（本務者）」なる表に教員と実習助手の経験年数別の統計数値が記載されている。この調査は1961年6月1日現在なので、ここに記載された経験年数13年以上の者は旧学制の時期から勤務していたと推定される。大部分の者が高等学校となつてからの採用者であるのは当然としても、実態として今日の実習助手に当たる職種として戦前から在職している人が少なからず存在していたことを示唆している。しかし、この表にいう旧学制の時代の「実習助手」の存在様式に関する資料はほとんど知られていない。

他方、『産業教育七十年史』巻末には、表1が掲げられている。文部省の実施した統計調査が、1954年当時の高等学校職業学科の実習職員として、「実習教諭」「実習助教諭」「助手」「雇用人」「その他」などの範疇を掲げていたことがわかる。

表1 実習職員の課程別・職種別構成比（1954年）

区 分	実習教諭	実習助教諭	助 手	雇用人	その他	計
農 業	7%	3%	57%	29%	4%	100%
工 業	27	7	54	5	7	100%
商 業	22	7	41	3	27	100%
水 産	11	2	44	34	9	100%
家 庭	8	11	59	2	20	100%

[出典] 文部省『産業教育七十年史』1094頁による。

この表の内容に関連して、表2にはこれら実習職員の学歴が掲げられている。

表2 実習職員の課程別・職種別・学歴構成比（1954年）

区分	実習教諭	実習助教諭	助手	雇用人	その他	
農業	義務教育その他	10%	31%	28%	84%	35%
	中等教育	57	62	70	16	55
	大学高専	33	7	2	—	10
	合計	100	100	100	100	100
工業	義務教育その他	38	42	38	63	42
	中等教育	52	54	59	36	41
	大学高専	10	4	3	1	17
	合計	100	100	100	100	100
商業	義務教育その他	22	—	11	29	15
	中等教育	50	100	81	71	65
	大学高専	28	—	8	—	20
	合計	100	100	100	100	100
水産	義務教育その他	11	—	36	80	75
	中等教育	83	100	64	20	19
	大学高専	6	—	—	—	6
	合計	100	100	100	100	100
家庭	義務教育その他	6	23	13	20	25
	中等教育	6	41	82	60	40
	大学高専	88	36	5	20	35
	合計	100	100	100	100	100

（注）「義務教育その他」は小学校・高等小学校・新制中学校その他。

「中等教育」は、甲乙実業学校・旧制中学校・女学校・新制高等学校。

「大学高専」は、専門学校・旧制大学・短期大学・新制大学。

〔出典〕文部省『産業教育七十年史』1095頁による。

教育職員免許法には「実習教諭」あるいは「実習助教諭」という免許状は存在しない。したがってここでいう「実習教諭」とは「工業実習」等の実習に関する教科の教諭免許状をもつ者を指しているものと思われる。「実習助手」でなく、たんなる「助手」とされていることも注目される。「雇用人」とはかつて筆者が勤めていた頃の雇用形態であろうか。

ここでは、比率に多少の差があるとはいえ、「実習教諭」あるいは「実習助教諭」にさえ「義務教育その他」「中等教育」など学歴の低い者の存在が注目される。

（3）教育職員免許法における旧学制からの継承と断絶

旧学制時代からの経過

前述のように、「実習助手」は「高等学校設置基準」により1948年の高等学校発足と同時に制度化された。しかし教育現場では、旧学制下の実態を継承して出発せざるを得なかったと思われる。その意味では、「高等学校設置基準」制定を議論する過程で工業分科会が「実習助手」でなく「実習教員」の配置を要求していたことが想起される。工業分科会の委員にとっては「実習教員」はたんなる思いつきではなく、現実に配置されていた人々であった。同時に同分科会の報告が「実習教員」とともに「この中に若干の実習助手を含んで差支へない」として「助手」の存在を認めて

いたことにも留意する必要がある。

このような要求が提起された旧学制の中等諸学校の教員養成と実業学校の教員検定制度の概略を理解する必要がある。

旧学制下の師範学校、中学校及び高等女学校の教員免許状の授与方式は、「師範学校中学校高等女学校教員検定制度」により、無試験検定と試験検定とに分かれていた。無試験検定とは、大学、専門学校等の学歴と成績等の書類審査のみで学力試験を実施することなく授与する方式をいう。そしてこの無試験検定を受けることができる者は文部大臣の指定した学校の卒業者に限られていた²⁵⁾。この試験検定は大学、専門学校等のいわゆる正規の学歴のない者につき、学力検査と実地試験、口頭試問により実施された²⁶⁾。

他方実業学校の教員については、これとは全く別個に「実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年1月24日文科省令第4号）」が定められていた。この検定にも試験検定と無試験検定とがあった。本稿の観点から注目されるのは、無試験検定に規定した第6条の三号と四号の規定である。

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得 [一号、二号略]

三 実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

四 五年以上実地ノ経験ヲ有シ実業学校ニ於テ検定ヲ受ケムトスル学科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者 [後略]

この三号、四号による検定で免許状を取得した人々が「実習教員」と称されていたと推測される。そして「実習科目ノ検定」を受けるための「実地ノ経験」あるいは「実習教授」は、助手あるいは無免許のいわゆる代用教員としての実績を通して得られたものと推測される。（残念ながら実業学校教員検定の実際に関する研究は遅れており、これ以上立ち入って検討する材料が見あたらない）。

新学制の教員免許状への切替

学制改革の一環として1949年に教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）が成立し（施行は同年9月1日）、それぞれ学校種別ごとに別個に定められていた教員免許状の制度が統一され、教員養成は大学で行うことを原則とするに至った。しかし旧学制による教員免許状の切替については、教育職員免許法施行法（昭和24年5月31日法律第148号）が制定された²⁷⁾。旧制の教員免許状は、1949年に始まった認定講習受講などのいわゆる移行措置を経て、新しい免許状に切替られた。

この経過の中で、「実習」に関する免許状をもつ実業学校の教諭らもいわゆる「工業実習」、「農業実習」等の実習にかかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状に切替られたと推測される。文部省の1954年の統計や1950年代に岐阜県にみられた「実習教師」などの位置づけには、なお不明な点が残る。

ここで重要なことは、49年に制定された当初の教育職員免許法には、検定により「工業実習」、「農業実習」等の実習にかかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状を取得する道も記載されていたにもかかわらず、その実施方法は空欄になっていたことである。かくて新学制の成立により「職業高校実習助手から教員免許状を取得することができなくなり、教諭への任用替の道は閉ざされた。」²⁸⁾。

「雇」の助手から県費採用の実習助手へ

日高教「実習職員部」の活動の記録には、「57年の長野県の『実習助手が雇員扱いになっているのは条例違反』としてとりくんだ実習職員のたたかいは、他県へも大きく波及し、文部省の初中局長から『実習助手は教育公務員である』との明確な回答を引き出すまでに発展した。」という記述

が見える²⁹⁾。他方、長野高教組実習教員部の資料によると、1957年までは「助手」で翌1958年から「実習助手」と改称された如くに示されている³⁰⁾。

産業教育手当の支給——職業学科の実習助手の待遇改善

1957年にいわゆる産業教育手当支給法が制定され、高等学校職業教育学科の実習担当の教職員の待遇改善が図られた。

この法律は、やや理解しがたい経過をたどった。すなわち、当初の法律は「農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律」(昭和32年5月31日、法律第145号)というもので、支給対象に工業、工業実習を担当する教職員を含まず、また実習助手ものぞかれていた。

こうした諸点を不満とした工業高等学校長協会や高等学校教職員組合などの要求により、翌1958年に、「農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」(昭和33年4月28日、法律第103号)が制定され、支給範囲は工業及び商船の学科に拡張され、同時に実習助手も支給の対象となった。

この産業教育手当支給法の改正を承けて、1958年には、産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令(昭和33. 11. 17政令第315号)が制定された。ここでは、「教諭の職務を助けるもの」という実習助手の職務に関する規定が現れたこと、実習助手に要求される学歴基準を大学を卒業した者を基準としたことなどが注目される。しかしこの政令は、その後幾度か改正されて、実習助手に要求される標準的な学歴は「高等学校若しくは高等専門学校第三学年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると文部大臣が認める者」という現行政令に近いかたちに整頓された。

このいわゆる産業教育手当支給法により、工業、農業、水産、商船に関する学科の実習助手については、法令体系の中で明確に位置づけられるとともにその待遇改善が図られた。しかし同時に、この法律がその他の実習助手(その中には同じ職業学科である商業、家庭に関する学科の実習助手も含まれる)との間に裂け目を作り出したことは否定できない。

Ⅲ 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の制定

1960年代には、実習助手制度の歴史において重要な意義をもつ出来事が少なくとも二つあった。その一つは、1961年の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(以下「高校標準法」と略す)の制定である。

重要な点は、実習助手を高等学校の教職員として位置づけ、その定数を定め、これにより地方公付税などの財政的措置を裏付けたことなどである。

実習助手はこれまでも「高等学校設置基準」の中で位置づけられ、その定数も定められてはいた。しかし、財政措置に対する拘束力が曖昧だったために、実習助手を必置の教職員として位置づけるか否かは都道府県まかせの観があった。実習助手が同じ職業学科でも商業科や家庭科に配置されることは希であったし、普通教育の理科や障害児学校高等部に配置することも極めて希であったとみられる。これが一転して、実習助手は高等学校や障害児学校高等部の必置の職員の一つとして位置づけられるに至った意義は大きい。

実際には、この法律は1962年度までは現員を維持する猶予を認めていたし、また1963年から1968年まで続く高等学校生徒急増期には約1割の生徒増を認めるなどの臨時的措置も認められてはいた。しかし、少なくとも1963年度からは全面的に施行された。

「学校基本調査」によると障害児学校高等部にも1961年度から実習助手が配置されていることが

わかるが、これはおそらくこの「高校標準法」の実効を示す最も顕著な例といえよう。それまで希にしか見られなかった理科あるいは家庭科担当の実習助手を配置する道府県が増加し始めた。たとえば、長野高教組実習教員部の資料によれば、同県の場合、県費で理科の実習助手が採用されたのは1961年かららしい。筆者がかつて学んだ旧制中学校の後身である諏訪清陵高等学校同窓会の『会員名簿』（1995年）の「旧職員」の欄には、1961年4月に「校務助手」なる職名の人が初めて着任し、1963年4月にはその後任者が「理科助手」として着任したことが記録されている。長野県だけがとくに遅れていたわけではなく、京都府においても、「実習助手」は長く便利屋的存在とされており、「校費助手」採用を廃止し、「実習助手」は理科及び職業科・障害児学校の実習担当に配置することにしたのは1964年だったと記録されている³¹⁾。

IV 実習助手の「実習にかかわる教員免許状」取得の道の成立

1961年の教育職員免許法改正（附則第11項の追加）により、工業、農業、商業、水産、家庭等の教科を担当する実習助手に「工業実習」などこれら教科の実習にかかわる高等学校教諭免許状取得の道が開かれたことは、実習助手制度の歴史における1960年代のもう一つの重要な出来事である。

すなわち、学歴により異なるが、高等学校を卒業して実習助手となった者は、経験6年を経た上、大学等で10単位を修得すれば、検定により実習にかかわる教科の高等学校教諭の免許状を取得できることとなった。ちなみにこの改正は全くの新設ではなく、前述のように、形式的には、1949年の最初の教育職員免許法に規定されていたのに免許状取得方法が空欄になっていた部分が改めて規定されたかたちで制定されたものである。

もちろん、教員免許状を取得しても直ちに教諭として任用されることを意味するわけではなく、教諭になるためには改めて教育委員会の任用（あるいは新規の採用）試験を受けなければならないが、昇進に関してはいわゆる袋小路とみなされていた実習助手に教諭に任用される道が開かれたことの意義は大きい。しかしこの制度を実質化するためには、単位取得のために大学で学ぶ機会をつくり、あるいは教育委員会自体が単位認定の講習会を開くなどの措置を具体化する措置がもとめられるし、免許状取得者には教諭に任用するための措置（いわゆる任用替え）がもとめられる。

しかし、以上にのべた教員免許状取得や教諭への任用替えの道は、工業、農業等の職業に関する学科を担当する実習助手には開かれたが、理科担当あるいは障害児学校担当の実習助手にはこのような道は開かれていない。職業学科の実習助手と1960年代以降急激に増加している職業学科以外に配置される実習助手、ことに理科担当の実習助手との間には大きな制度的な裂け目ができた。

おわりに

本稿で述べた要点を整理しておく。

実習助手制度は、少なくとも「高等学校設置基準」においては、すべての高等学校に配置するという高等学校教育を充実させるうえで積極的な規定を持って出発した。この規定が持つ今日的な意義は重要である。

しかしこの「設置基準」制定の過程に立ち入って考察してみると、実習助手制度は旧学制の実業学校ことに工業学校に配置されていた助手や「実習教員」の存在を継承し、これをすべての学科に及ぼすかたちで位置づけられたことがわかる。実習助手が工業、農業の職業学科から配置され始めたことは、当時の現実の必要に照応していたことを示している。

他方、工業などの職業学科についてみれば、旧学制下の助手や「実習教員」の存在を曖昧な

ちで継承したことが、実習助手の存在を曖昧にしていた結果となった。いわゆる産業教育手当支給法とその関連法規は、手当を別とすれば、実習助手の職務を規定した以上の役割は果たし得なかった。

実習助手をすべての高等学校に配置するという「高等学校設置基準」が当初から掲げた理想は、財政的裏付けを持たなかったために60年代初頭までは曖昧に放置された。1961年のいわゆる高校標準法の制定は、こうした実習助手の歴史の大きな転機となった。理科や障害児学校高等部に実習助手が配置され始めたことは、これを如実に示している。こうして「高等学校設置基準」が設定した制度的な枠組みに実質が与えられることになった。これを実質化することは今日なお大きな課題として残されている。

教員免許状の取得をめぐる職業学科担当の実習助手と理科担当をはじめとする職業学科担当以外の実習助手との間に作り出された裂け目は大きい。制度的な問題であるだけにこの間隙を埋めることはかなりの難題である。実習助手限りの問題で、広く関係者ことに教員大衆の問題として自覚化されていないところにも難しさがある。とりわけ、昨今、科学教育、技術教育の危機的状況が叫ばれていることを考えると、実験実習の充実不可欠な人的条件整備の観点からも、「実習助手」制度の改善充実が求められているといえよう。

本稿では立ち入る余裕はなかったが、この実習助手制度の改善をめざすうえで高等学校教職員組合のとり組みの次第に活発になったことが重要な役割を果たしていたことを確認して、結びとする。

[謝辞]

筆者が実習助手について調査し、本稿をまとめるについては、数え切れない多くの人にお世話になった。紙幅の制約があるので、心苦しいが、本稿をまとめるについて資料を提供し知見をご教示して頂くなどの面で直接にお世話になった可児昭治、久保和枝、小松賢治、佐藤史人、三羽光彦、杉本忠信、鈴木満、高橋伊佐夫、中野渡強志、長谷川雅康、森川治人、安江清仁、山田武志の諸氏のお名前のみを掲げて謝意を示すことでお許しを願いたい。なかでも佐藤史人氏には、多数の資料探索にご協力を頂くなど本来共著としてもよいくらいにお世話になったことを記しておく。またいちいちお名前をあげないが、筆者のもとにに応じて貴重な知見を提供して下さった技術教育研究会会員の諸氏にも感謝する。林萬太郎氏が本稿の想をまとめる機会を提供して下さったことにも感謝する。

[付記]

本稿は、平成13年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」による研究成果の一部である。

注

- 1) ちなみに、国立教育研究所編『日本近代教育百年史9 産業教育（1）』同編『日本近代教育百年史10 産業教育（2）』（1974年）の見出しや索引項目には、「助手」「実習助手」「実習教諭」「実習教員」等の項目は見えない。また日本の産業教育史の正史とも言うべき文部省『産業教育七十年史』（1956年）、同『産業教育八十年史』（1966年）にも「助手」「実習助手」「実習教諭」「実習職員」「実習教員」等の見出しや索引項目は見えない。ただし前者の附属統計資料には「実習助手」「実習教諭」関連のものが含まれている。（これについては後述する。）ま

た後者の本文には、いわゆる産振手当の支給範囲に関する法令等の記述の中に「実習助手」が登場しているに過ぎない。

- 2) 1947年の制定当初の学校教育法第50条には、実習助手の字句は欠けていた。この第50条の「実習助手」に関する規定は、「学校教育法の一部改正」（1974年法律第70号）により、それまで学校教育法施行規則で定められていた教職員の職務規定を本法に移すかたちでくわえられた。平原春好『学校教育法』総合労働研究所、1978年、39頁を参照。
- 3) 日本教職員組合実習教員部の資料によると、実習助手の呼称には、21種類あると報告されている。
- 4) 大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定時制課程制度理念の形成過程」『教育学研究』第56巻第4号、1989年12月、22～31頁。
- 5) 三羽光彦『六・三・三制の成立』（法律文化社、1999年）
- 6) 「新制高等学校設置基準設定委員会の第一回会合」「太田周夫文書」
- 7) 「高等学校設置基準設定委員会既決事項（昭22. 4. 30）」「太田周夫文書」
- 8) 三羽光彦、前掲書、260～268頁を参照。
- 9) 「新制高等学校の仮免許状に関する規定案（学校教育法施行規則改正）（学校教育局師範教育課）（和22. 4. 11）」「太田周夫文書」
- 10) 「高等学校設置基準設定審議促進要項案（昭22. 6. 4）」「太田周夫文書」
- 11) 「編制（22. 6. 4）」[多分、高等学校設置基準案の一部]「太田周夫文書」
- 12) 「工業関係学科施設暫定基準案」「太田周夫文書」
- 13) 「工業学校長協議会に於いて決定」「太田周夫文書」
- 14) 「農業及水産関係学科高等学校設置最低基準案」「太田周夫文書」
- 15) [日付不確定、多分22.7. の半ばで、30日以前]「新制高等学校設置基準設定委員会の各分科会からの報告」「太田周夫文書」
- 16) 「工業分科会決議事項」「太田周夫文書」
- 17) 「農業及び水産関係分科会決定事項」「太田周夫文書」
- 18) 「家庭科分科会決定事項（昭22. 7. 2）」「太田周夫文書」
- 19) 「定時制高等学校暫定基準案（22. 7. 28）」「太田周夫文書」
- 20) 「高等学校設置基準設定委員会委員長より日高学校教育局長へ提出した報告。」「太田周夫文書」
- 21) 「高等学校設置基準（案）」「太田周夫文書」
- 22) 「高等学校設置基準要綱（案）（22. 10. 21）」「太田周夫文書」
- 23) 「高等学校設置基準規程案」「太田周夫文書」
- 24) [22. 12. 27] Handbook on Preparatory Steps for the organization of the New Upper Secondary school. HATSU-Gaku #534. Published by Ministry of Education, 27、December 1947「太田周夫文書」
- 25) 詳細は、米田俊彦「教員無試験検定に関する指定の変遷（1）」『かわら版』第109号、1995年10月、以下を参照。
- 26) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究』1997年、学文社、を参照。
- 27) 切替の経過については、『戦後日本の教育改革8 教員養成』東京大学出版会、を参照。
- 28) 神奈川県高等学校教職員組合実習教員専門委員会『実習教員運動の記録 VIII』（1997年7月）10頁。
- 29) 日本高等学校教職員組合編『日高教運動史』（1991年、労働旬報社）、670頁。
- 30) 長野県高等学校教職員組合実習教員部第39回定期大会『運動方針（案）』（2001年6月22日）
- 31) 『京都府高40年史』1999年、560頁。

第3章 高等学校の理科助手制度に関する研究

—職業学科担当実習助手との関連で—

課題と方法

本発表は、法令と実態面からみた高等学校の理科助手の位置づけとその問題点を解明することを目的とする。教諭とは違い、高等学校の実習助手には教科の免許状が制度化されていないので担当教科を特定することは難しいが、ここで「理科助手」とは、実質的に理科（のみ）を担当している実習助手をいう。

具体的には、「理科助手」がかかえる諸問題を、制度上の位置づけや論点が後述のように比較的明瞭な専門学科に配置されている実習助手との対比において検討する。筆者が入手し得た資料等は極めて限られているが、それにもかかわらず、このような研究は、「理科離れ」が叫ばれる昨今の状況に照らして、理科教育の改善充実に資するものと考えられる。

先行研究

理科助手を含む高等学校の実習助手については、各都道府県の高等学校教職員組合やその連合組織である日本教職員組合と日本高等学校教職員組合がその処遇改善に熱心に取り組んできたことが知られている^[注1]。しかし、管見の限り筆者らの小論を^[注2]のぞき、教育学の観点から研究されたことはほとんどないに等しい^[注3]。

[注1] 日本教職員組合と日本高等学校教職員組合はそれぞれ毎年「実習教員全国研究集会」を開催し、その報告書を刊行している。またそれぞれの傘下組合は実習教員の専門組織を持ち、待遇改善等の活動に取り組んでいる。その資料としては、多くの道府県高教組がその『〇〇年史』の中に収録された専門部としての実習教員部の歴史の概略が参考になる。まれには、福岡県高教組実習職員部の『福岡高教組実習職員部二〇年のあゆみ』（1984年）のように、独自の冊子にまとめている例もある（現在の名称は実習教員部）。

また、各都道府県高教組実習教員部の毎年の活動報告書には、貴重なデータが収録されており、（それぞれの箇所注記したように）筆者のこの報告でも随所に活用させて頂いた。東京都の高教組については、東京都高教組の各年の経過報告を基に幡野憲正氏が『実習教員「助手」制度問題についての覚書——主として東京の場合について』（2002年8月）をまとめて筆者に提供して下さった。

[注2] 拙稿「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に」（愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月）。佐藤史人「高校工業科の実習助手配置の歴史の変遷——A県N工業高校の事例に即して」『技術教育研究』第59号（2002年1月、52～58頁）等を参照。また教育関係の事典類で「実習助手」の項目を記載しているのは、管見の限り近刊の『新版現代学校教育大事典』（ぎょうせい、2002年）のみである（筆者は佐々木）。

[注3] 先行研究の一つに、朝比奈健一「実習助手の現状と課題」、芝田進午編『教育をになう人びと——学校教職員と現代民主主義』（1980年、青木書店、225～246頁）がある。執筆

者は実習助手である。筆者は〔注2〕の論文を書くとき、恥ずかしいことに、この文献に気づけなかった。

実習助手の呼称

なお、日本教職員組合、日本高等学校教職員組合と両組合傘下の高校教職員組合は、近年、実習助手を「実習教員」と呼称するよう提唱しており、現場教職員のあいだではかなり一般化している。また各都道府県高教組実習教員部は、高校教職員組合の改善要求の一環として実習助手の呼称問題を最も重要な課題の一つとして取り組んでいる。しかしそれへの対応とし都道府県教育委員会が採用している実習助手についての呼称（たとえば『学校要覧』に示される呼称）は都道府県ごとに全くまちまちである。

本報告では、対象を歴史的事象として扱うため、また紛らわしさを避けるために法令上の職名である「実習助手」で一貫することとする。

実習助手の沿革

（戦前）旧制実業学校には「実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年1月24日文部省令第4号）」による「実習教師」あるいは「実習教員」が存在した^[註]。

〔注〕「実業学校教員検定ニ関スル規程」のうち本稿の観点から注目される条文は、以下に掲げる無試験検定を規定した第6条の三号と四号の規定である。

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得〔一号、二号略〕

三 実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

四 五年以上実地ノ経験ヲ有シ実業学校ニ於テ検定ヲ受ケムトスル学科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者〔後略〕

工業高等学校長協会『五十年史』は、この三号は「工業学校卒業者が、出身学校の実習教員になるために選ぶ条件で」、四号は、学校以外の職場で技術を習得したうえで、実習教員になろうとする者が選ぶ条件であった。」と述べている（工業高等学校長協会『五十年史』1970年、124頁）。この規程による検定で免許状を取得した人々が「実習教員」と称されていたと推測される。そして「実習科目ノ検定」を受けるための「実地ノ経験」あるいは「実習教授」は、「助手」あるいは無免許のいわゆる代用教員としての実績を通して得られたものと推測される。なお中等学校令に基づいて制定された「実業学校規程」（1943年3月2日、文部省令第4号）は、実業学校の教員定数を次のように定めていた。

第32条 教員ノ数ハ四学級以下ノ学校ニ在リテハ一学級毎ニ三人以上トシ四学級以上一学級加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ増加スベシ但シ一学級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネズ又他ノ職ヨリ兼ネザルコトヲ要ス

前項ノ教員数ノ外農業学校、工業学校、水産学校及拓殖学校ニ在リテハ一学科ヲ置クモノニ付テハ二人以上、二学科以上一学科ヲ加フル毎ニ一人（工業学校ニ在リテハ二人）以上ヲ増加スベシ

前二項ノ教員数ノ外実習ニ付キ相当数ノ教員ヲ置クベシ

通例の「教員数」以外の、この第32条第3項にみえる「実習」を担当する「教員」がいわゆる実習教員だったように推測される。

（しかし残念ながら実業学校教員の実際に関する研究は遅れており、これ以上立ち入って検

討する材料が見あたらない)。

しかし、この規程に「助手」に関する規定は見えない。若干の学校史等によると、実業学校にはかなり古くから「助手」等と呼称される雇用人が存在したことを確認できる^[注]。しかし雇用人は正規の官吏ではなかったためか、記録に遺されていない場合の方が多い。

[注] たとえば、足利工業高等学校『足工百年史』には珍しく発足以来多数の雇用人が配置されていたことが記録されている。その他、『京都府産業教育七十年史』(1959年)の京都府立木津農学校、京都府立宮津水産学校の項、拙稿、前掲誌30～31頁などを参照。

他方、実業学校以外の旧制中等諸学校に理科助手ないし類似の職種があったとは知られていない。

(戦後)戦後は、新学制による高等学校の発足と同時に「高等学校設置基準」が制定され、実習助手が制度化された^[注1]。文部省の『学校基本調査』などの統計は高等学校発足当初から実習助手の数を掲げているが、その実態は旧制実業学校時代の助手をそのまま継承している場合が多く^[注2]、県費雇いの「実習助手」が職業学科に配置されるのは1950年代後半頃からで、理科担当の実習助手が配置されるのはさらに後のことと思われる。

[注1]「高等学校設置基準」の制定過程については、拙稿、前掲誌を参照。

なお実習助手の関連条文は次の通りである。

第十三条 実習助手の数は、生徒百二十人以下の場合は、二人以上とし、百二十人を超える場合には、二人以上を超えるごとに一人以上を増加しなければならない。

二 前項のほか、農業、水産又は工業に関する学科においては、一学科ごとに二人以上をおかなければならない。

定時制の課程及び夜間の課程においては、前二項の規定にかかわらず、相当数の実習助手を置かなければならない。

[注2] 旧学制の助手から新制高等学校の実習助手への転換の過程については、拙稿、前掲誌、佐藤史人、前掲誌、その他、小柳鉄治「いばらの山脈こえて」『福岡高教組実習職員部二〇年のあゆみ』(1984年、19～24頁)等を参照。前掲の『京都府産業教育七十年史』によると、初期の職業学科には「助手」と「実習助手」が混在していた。

高校標準法の制定と理科助手の起源

[制度]「高等学校設置基準」が制定されたにもかかわらず、ほとんどの府県では理科助手が配置されることはなかったと思われる。

理科教育審議会は1957年6月4日の「理科教育に従事する教師の養成の改善についての答申」のなかで「理科の助手をおくよう制度上、予算上の措置を講ずる」ことをもとめ、また同年12月19日の「小・中・高等学校における理科教育の振興について」の建議において、「小・中・高等学校に理科助手をおくことについて、その制度化と身分の確立を図ること。」と述べていた。これらは、当時、理科助手が未配置の状況を反映していたといえるだけでなく、「助手」「理科助手」などのことばに見られるように、実習助手制度の理解が極めて不十分だったことを示唆しているといえよう。

その後「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員の標準等に関する法律」(1961年11月6日法律第188号、いわゆる高校標準法)の制定により、実習助手の定数が定められ^[注]、ここに実習助手の配置は地方交付税による財政的裏付けをもつこととなった。なお、高校標準法が定める実習助手の定数は、その後の改正で改善されたにもかかわらず、高等学校設置基準が定める定数より少ないことが注目される。

[注] 高校標準法が規定する実習助手の定数は次の通りである。

第十一条 実習助手の数は次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 生徒の数が三百一人から千二百人までの全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数と生徒の数が千二百人を超える全日制の課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数の合計
- 二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上段に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じた数に一を加える

- 三 全日制の課程又は定時制の課程を置く分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行うものの数に一を乗じて得た数

高校標準法は1967年に一部改正され、ここでは省略するが、「三百一人」を「二百七十人」に「千二百人」を「千八十人」と改めて定数を増加した他、第十一条の表には「商業又は家庭に関する学科」をも加えた。

[実態] こうして、筆者が知る限りでは、ごく僅かの例外をのぞき^[注1]、大部分の府県が高等学校に理科助手を配置し始めたのは、1961年の標準法の制定以後である^[注2]。今日では理科助手を全ての高校に配置している京都の府立高校が「校費助手」採用を廃止し「実習助手」を配置するようになったのは1970年からだといわれる^[注3]。

[注1] 熊本県では、1953年に一部の高校に理科助手が配置されていたとする記録がある。また福岡県や兵庫県では1950年代末に一部の高校に理科助手が配置されていたとの証言がある。『岐阜県学事関係職員録』を調査した佐藤史人は同県では「1955年度に『理科助手』1名が存在していた」が「その後1962年度までは、理科助手は全県でわずか1～2名に過ぎない」と述べている。佐藤史人「高等学校における実習助手制度の変遷」、田中喜美編『技術・職業教育の教員養成における大学の役割とカリキュラムに関する比較教育史的研究』（科学研究費報告書、2002年3月、136頁）による。これらは、あるいはPTAなどの団体雇用の理科助手であったかも知れない。

いずれにせよ、理科助手配置の起源は一つのドラマであるが、その探求は今後の課題である。

[注2] たとえば佐々木丈夫「理科担当実習職員の理科教育研究会での取り組み」、長野県高等学校教職員組合実習職員部の機関誌『いぶき』創刊号（1985年）によると、同県高教組は1961年の県教研集会で県費による理科担当助手の配置要求の声があがり、県教委も、「昭和36（1961）年度より1学年360名以上の規模の普通科設置の学校へ県費で助手の配置を開始した」とある。年月に符節があわない感があるが、それはとにかくとして、そこに次のような表が付けられている。

表1 長野県の県費理科助手の配置状況（昭和41年度）

県費助手の配置年度（昭和）	36	37	38	39	40	41	計	私費助手	助手なし	計
学校数	3	3	3	3	8	8	28	13	41	82

同県教組は、その後も理科担当助手の配置拡大を要求してきたとされている。また筆者あての安藤泰正氏の私信によると、千葉県で初めて理科助手が配置されたのは、1961年だったとのことである。

[注3] 筆者宛の後藤次郎氏の私信による。『府高教40年史』に1964年からとあるのは間違いとのこと。

理科助手の配置状況

実習助手の教科別等の配置の実態を正確にとらえることは難しいが、その総数^[注1]の約3分の1は理科助手で占められ^[注2]、それは工業、農業等の職業学科に配置されている実習助手の数に匹敵するとみられる。神奈川県、京都府のようにすべての高等学校に理科助手を配置している府県もある。しかし、一部にはいまだに理科助手を配置していない学校もある^[注3]。他方、高校標準法には特段の定めがないにもかかわらず、理数科には専門学科並に実習助手を加配している道府県が少ないことは、理科教育における実習助手の役割の重要性を示唆している。

[注1] 『学校基本調査』によると、2001年度に配置されている実習助手の数は、高等学校13440、盲学校229、聾学校234、養護学校1174、中等教育学校1、合計15078名である。文部省の統計にみられる1948年度以降の実習助手数の変遷については、佐藤史人、前掲、「高等学校における実習助手制度の変遷」の134頁を参照。

[注2] 二三の例をあげると、理科助手の数は、福岡県では、2001年現在、実習助手計461名中の137名、長野県では297名中100名であるとされる。

[注3] 筆者が任意に調査した全国各地の工業高校についてみると、実習助手を専門学科には配置しているのに、理科には配置していない学校が少なくない。

ちなみに国立大学附属高等学校についてみると、東京工業大学工学部附属高等学校には、各専門学科にそれぞれ1名の助手が配置されている他に、物理に1名、化学に1名計2名の理科助手も配置されている。しかし、東京大学教育学部附属中等教育学校には、定員内の理科助手は配置されておらず、非常勤の理科助手を雇いあげている。筑波大学附属駒場高等学校には理科助手は1名も配置されていない。また、私立の高等学校では理科助手を配置していない学校が少なくない。

理科助手の法令上の位置づけ

理科助手の位置づけは、以下に述べる実習助手の区分からかなり鮮明になる。すなわち高等学校に配置されている実習助手は、教育職員免許法による免許状がないので担当教科で区分はできないが、実質的にはⅠ工業、農業等の専門教科担当の者、Ⅱ専門教科以外の担当の者とに二大区分される。この専門教科担当の実習助手には、教育職員免許法附則第11項により、その経験等（高卒の場合経験6年と10単位）を基礎として試験検定により高等学校の「〇〇実習」（たとえば工業科の場合は「工業実習」）の教諭免許状を取得する道が開かれている。専門教科担当の実習助手はさらに、法令上の位置づけから、Ⅰ-① 産業教育手当の支給対象となる工業、農業、水産の各学科担当の者とⅠ-② 産業教育手当の支給対象とならない学科担当の者とに区分される。

Ⅱの専門教科担当以外の実習助手には、理科助手のほか、障害児学校担当実習助手、事務助手、司書担当助手等がある。これらの者は、産業教育手当の支給対象とならないし、その経験等を基礎として試験検定により高等学校の「〇〇実習」の免許状を取得する道が開かれている。

上記Ⅱの最大多数を占めるのは理科助手であるが、その他に、障害児学校担当、教務担当、司書担当等の者などがあり、これらのことが事情を複雑にしている。

理科助手の採用

初期には実習助手は当該校の卒業生を採用する慣行（いわゆる母校採用）が長く続いたが、近年では——おそらく遅くも1980年代からほとんどの都道府県では公募制となっている^[注1]。大部分の都道府県は高卒以上をその要件としている。公募要項で卒業学科を指定する例は極めて少ない^[注2]が、実際には専門学科の実習助手には当該学科の卒業者を充てることが多い。しかし理科助手については卒業学科の種類を問わないのが通例である。他方、近年に至り理科助手については大卒あるいは何らかの教員免許状所持を条件とする府県も一部に現れている^[注3]。かかる例は、専門学科の実習助手には知られていない。

[注1] たとえば福岡県では1968年から公募採用となった。公募するといっても、工業、農業等の職業学科の実習助手選考では、卒業した学科の種類を指定している場合が多い。また水産科の場合は、福岡県の場合がそうであるように、海技免許状を持っていることを要求するようである。

[注2] 日教組実教部常任委員会『実習教員実態調査』（2002年6月）によると、公募要項で出身学科を指定していたのは東京、大阪、大分など極めて少数であった。

[注3] 京都府の平成8（1996）年度の実習助手選考試験実施要項によると、応募資格は年齢35歳以下で何らかの教員免許状を持つ者とされているが、農業、工業の実習助手については当該学科卒業または卒業見込みの者と可とされている。和歌山県では、1995年度から短期大学卒業以上とされ、理科助手には何らかの教員免許状を有する者とするなど、この動きは都道府県ごとに異なっている。

職業学科の実習助手の専門性と理科助手の職務内容の複雑さ

工業、農業等の職業学科の実習助手については、産業教育手当法との関連でその職務に関する法令上の規定がある^[注1]。また職業学科の実習助手の配置は、特別な例外があれば別だが、同じ工業科でも機械科、電気科等のいわゆる小学科に固定されている^[注2]。しかし、理科助手についてはこの種の専門性がないようにみえる。また理科には物理、化学、生物、地学があるが、理科助手は定数が少ない（1校1名が多い）ために専門化できないから、たいていの理科助手は複数の科目を担当せざるを得ず、その職務を科目ごとに専門化できない^[注3]。

[注1] 産業教育手当の支給を定めた法令たとえば産業教育手当支給規則（昭和32年文部省令第17号）の1958年11月17日の一部改正において手当支給の対象となる実習助手の従事する職務の内容は、「一、実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理 二、実習の指導計画の作成及び実習成績の評価」と規定されている。

[注2] 前述のように、職業学科の実習助手の選考では卒業した学科が重視される。ここには、高等学校の職業学科では全修得単位の約40～45%を実験実習を含む当該学科の専門の教科・科目に当ててる専門性重視の機能が働いている。

[注3] 理科の場合、教諭も科目ごとに専門を特化しているわけではない。しかし、担当が3科目にもわたることは少ないのではないか。理科助手の場合、たとえば1983年に実施された『京都府立高等学校教職員組合理科実習職員実態調査報告』（回収率は学校数で94%、人数で87%）によると、担当科目数は、全科目13.9%、4科目12.7%、3科目32.9%、2科目22.8%、1科目3.8%、不明13.9%であった。

なお千葉県高等学校教職員組合は、1983年に、それまで23年間理科助手として働いてきた人が教務助手に配置転換されたことを不当として取り組み、これを契機に「実習教員対策委員会」を設置したといわれる。専門性を重視しようとする考え方が窺われて興味深い事例である。

こうしたなかで、たとえば、京都府、福岡県、長野県など一部の府県には理科助手自身の中に、職業学科とは違って複雑な実態である職務の内容を研究し、可能なら確定しようとする動きはある^[注]。

[注] たとえば福岡高教組の理科助手職務内容検討委員会の活動については、前掲『福岡高教組実習職員部二〇年のあゆみ』70～72、82～89頁を参照。

理科助手の職務が不確定であることは、高等学校の科学教育における実験実習の位置の不安定さと直結していると考えられる。

他の教科等との兼務問題

実習助手には教員免許状のシステムがないため、主たる担当教科以外の教科（あるいは他の職務）を兼務させられる場合もある^[注]。前回の高等学校学習指導要領改訂により「家庭一般」等が男女共学になった関係から、大阪府などのように家庭科教師から実習助手の配置をもとめる声が強まった府県もあると聞いている。このため、他教科を兼務する理科助手は増加している可能性がある。しかし京都府、神奈川県は、教職員組合としては教職の専門性を重視する観点から、家庭科との兼務には反対しているといわれる。

[注] 千葉県高等学校教職員組合の資料によると、教務などの教科以外を担当している実習助手は、87名（全実習助手540名の16.1%）に及んでいる。また同高教組の『第3回実習教員実態調査報告』（1986年9月）によると、理科助手65名中8名は他の学科との兼務者であったとされる。

高等学校の理科における実験の位置

いわゆる進学校の理科では実験が少ないというのは、筆者の知る限り誤解である。福岡県の有数の進学校である筑紫丘高校では実験が多かったし、名古屋市内の県立進学校でも実験は多いなどの証言が少なくない。

ちなみに、工業、農業等の専門学科の教育については、高等学校学習指導要領は、（たんに「実習」という科目の時間だけでなく）専門教科の全授業時数の10分の5以上を実験実習に当てるべきことを規定している。理科については、この種の規定は見られない。

理科助手の研修の機会

専門学科の実習助手とは異なり、理科助手は研修の機会が制度的には保障されておらず^[注1]、自助努力に任されている^[注2]。ただし神奈川県や福岡県などのように、一部には県レベルで研修の機会を制度化している例もある。研修の機会が制度化されていないことは、理科助手（制度）の最も重要な論点の一つであるように思われる。

[注1] 和歌山県では、かつては実習助手に研修権を認めさせること自体が高校教職員組合の闘争課題の一つだったといわれる。

[注2] 福岡県のように教職員組合の活動の一環として実施している場合、長野県や京都府などのように、教職員組合の支持のもとに職員団体が自主的に実施するなど多様な形態が知られている。また、和歌山高教組実習教員部の2002年度の「運動方針」は、「(1) 権利保障のたたかい」の冒頭に「①本務である『実験・実習』にかかわっていくために、専門的な力量を身につけて、教育的力量の向上をはかる。」と述べている。

校内での位置づけ

近年では、実習助手自身の自覚と努力、教職員組合の援助で職員会議には参加している場合が多くなったが、ここに至るまでには苦労が多かった。校務分掌、クラブの指導等における差別的な位置づけは絶えない^[注]。

[注] 各都道府県の高等学校教職員組合の実習教員に関する諸報告にはその種の事例が満ちあふれている。しかし、たとえば京都府立高等学校教職員組合が3回にわたって実施した『理科実習職員実態調査報告』によると、調査年次を追って参加の度合いが強まっていることがわかる。

表2 京都府立高等学校における理科実習教員の勤務実態

調査年	1987年	1983年	1978年
	58校 93名 回収率 100%	50校 79名 回収率 94% 47校 69名	41校 63名 回収率 80.5% 33校 51名
(1) 職務内容			
準備・後片づけのみ	16.1%	16.7%	41.2%
教諭と共に参加	15.1%	21.2%	15.7%
参加し、指導	67.7%	62.1%	43.1%
(2) 職員会議			
出席している	98.3%	96%	69.7%
全ての議決権あり	72.4%	56%	53.8%
(3) クラブ顧問			
持っている	65.5%	52%	45.5%
(4) 校務分掌			
位置づけがある	82.8%	56%	39.4%
持つことに肯定的	89.2%		

理科助手には教諭へ昇格する道は開かれていない

1961年に成立した教育職員免許法附則第11項により、職業学科に配置されている実習助手には、一定の経験年数と単位取得により、「工業実習」などの教員免許状取得の道が開かれている。ここにも旧学制の時代の「実習教員」の影が落とされている。単位取得のための講習会が開催されない、講習会に参加し難い、免許状を取得しても教諭の定数との関係で任用（替え）されないなどの問題もあり、たんなる可能性に過ぎないという指摘もある。しかし、理科助手にはいまや経験年数15年、20年というベテランが少なくないにもかかわらず、そもそもこの種の道が制度化されていない。

理科助手の給与水準と体系

実習助手の給与水準はたんに低いにとどまらず、40歳を少し超えたあたりの早い年齢で頭打ちになっている。この困難を打開するために各都道府県の高等学校教職員組合は多大の努力を払い、いわゆる2級ワタリを実現してきた^[注1]。しかし、この2級ワタリの理科助手への適用年齢は専門学科の実習助手より遅い^[注2]。こうした事情があるために、教職員組合のアンケートなどを見ても、理科助手に限らず実習助手の賃金（体系）に対する不満は極めて大きい。また前述のように理科

助手は、産業教育手当の対象外である。

[注1] 1961年5月に「経験年数を中心に実習助手から実習指導員に切替えて二等級格付け・給与と不合理是正等具体的な成果をあげた」神奈川県高等学校教職員組合の取り組みは、おそらく極めて早い時期の事例であろうと思われる（神奈川県高等学校教職員組合編『神高教三十年史』1982年、225頁）。この例に限らず、たいていの各都道府県高等学校教職員組合の歴史の中での実習助手に関する記述は、この2級ワタリの実現と改善の闘いに最も大きな部分を費やしている。

[注2] 2級ワタリの条件は、ほとんど都道府県教委ごとに異なっている。毎年の日教組及び日高教の実習教員研究集会の報告書等を参照。

ジェンダーの問題

理科助手を腰掛けの職業と見なす風潮があり、実際にも理科助手には高卒の若年女子が多かった。採用に性差別はないはずなのに、今日なお理科助手には女性が圧倒的に多い。母校採用の名残かも知れないにしてもジェンダー差別が露呈している感がある^[注1]。しかし、理科助手について限定した資料を得られなかったが、女性の実習助手の勤続年数は着実に伸びているのではないか^[注2]。

[注1] たとえば2002年現在、長野県の理科助手は全員が女性。福岡県では、理科助手137名中男性は5名のみ。いずれも女性であることを採用条件としているわけではない。いうまでもなく、この2県のみ理科助手に特別に女性が多いわけではない。京都府高教が1983年に実施したアンケート調査（回収率87.3%）によれば、回答を寄せた理科実習教員79名中女性は69名（87.3%）であった。千葉県高等学校教職員組合の資料によると、同県の理科助手43名中女性は31名（72.1%）であった。こうしてみると、長野県、福岡県はやや極端な例なのかも知れない。

熊本県高教組の「理科の実習教師 Q&A」は、「理科にはなぜ女性が多いのでしょうか」といかけ、「最初、一時的、腰掛けの職種とみられていたし、終身勤めるような仕事とわかっていなかったからです。男とか女とかいうことではなく、本人の適正 [ママ]、できれば理科の素養、興味のあるなしを重視して採用することが、こういった専門職には必要と思うのですが、女性には使いやすい（一概には言えないと思いますが）とか、洗い物・整理は女性の仕事というイメージから選ばれているのではないのでしょうか。」と述べている（熊本県高等学校教職員組合実習教師部『実習教師部35年のあゆみ——日々の闘いの中から』1988年、72頁）。

[注2] たとえば千葉県の実習助手の1991年現在の平均勤続年数は、男13年5ヶ月（平均年齢36歳）、女11年5ヶ月（平均年齢34歳11ヶ月）で、41歳以上の者は、男87名、女71名となっており、男女差は比較的小さいように思われる。

教職員組合が要求している制度改善

日本教職員組合と日本高等学校教職員組合とは実習助手の切実な要求を取りあげ、かつては様々な困難をおして実習助手制度全般の改革（教諭への一元化）を共同要求していたが、近年は日本教職員組合は別個の制度改革要求（「実習教諭」の制度化）を掲げている。いずれにせよこれらの要求実現への道は険しい。

当事者も理解しているように、障碍は少なくない。教組の長年の努力にもかかわらず、文部省だけでなく、校長会^[注1]や高校の農場協会などの理解を得ることが出来なかったように記録されて

いる。筆者には、理科の教員の理解がとりわけ重要であるように思われる。また、理科教育研究者の理解が得られているのかも気にかかる^[注2]。

[注1] 筆者は高等学校長協会の実習助手制度に関する公式見解を承知していない。

しかし、全国高等学校長協会が1959年9月に文部省等に提出した教職員定数の確保に関する「要望書」の中で、「事務職員、養護教諭、及び養護職員、司書教諭及び司書職員、職業指導主事、実習助手（実験助手を含む）等については教員定数とは別に定数基準をつくり、これを確保すること」と述べて（『全国高等学校長協会三十年史年表・資料編』1980年、47頁）、実習助手と実験助手とを区別していたこと、また1967年1月に提出した「公立高等学校教職員定数法改正案」には、「実習助手は一般助手と専門助手とに区分する。①一般助手の数は生徒数120人以下の場合は2人以上とし、云々。②専門助手の数は農業・工業・水産に関する学科においては云々」（同上書、97頁）と述べて、専門学科担当の実習助手とそれ以外の実習助手とを区別していたことが注目される。

詳細は不明だが、これらの記述は、全国高等学校長協会の中に専門学科担当の実習助手（「専門助手」）とそれ以外の実習助手（「実験助手」あるいは「一般助手」）とを区別したい意識が存在していることを示唆しているように思われる。

[注2] 残念ながら、高校の理科の教師、科学教育研究者の「理科助手観」に関する資料を得ることはできなかった。

理科助手自身の自覚の弱さ

若い高卒の女性を母校で採用する慣行が、理科助手を腰掛けの職業と見なす風潮を生み出し、当人たちもそれを受け入れ固定化する傾向を生みだしたことは否めない。いまでも、教育委員会当局や周囲の教師たちの無理解と相まって、一部には現状に安住し、理科助手を専門職化することに逡巡する人たちがいるといわれる。このことが、理科助手の改善ないし制度化の足を引っ張っていることは否めないといえる。

まとめにかえて——実習助手を腰掛けしごとにしてはいけない

論証するに十分な資料を入手できなかったが、実習助手の年齢構成は着実に伸び、勤続年数も高くなり、高学歴化もすすんでいるように思われる^[注]。それは理科助手についても同様である。実習助手のしごとを腰掛けしごとと見なしてはいけないのではないか。現実の役割にふさわしく理科助手の専門性を高め、これにみあうよう処遇を改善すること。これがさしあたっての筆者の結論の一つである。

[注] 京都府は例外としても、高卒を基準としている千葉県の場合を例にとると、1991年現在の実習助手の学歴は、大卒127名（23.5%）、短大卒115名（21.3%）となっている。これらの人たちは何らかの免許状を持つ人が多い。

自然科学教育において実験がもつ重要性については多言を要しない。この点で理科助手に期待される役割は大きく、理科助手制度について改善充実すべき問題があまりにも多いと言わざるを得ない。こうしたことがらについて、当事者たる理科助手はもちろん、同僚である教諭たちとくに理科教師、科学教育の研究者、教育研究者の理解が不可欠であるように思われる^[注]。

[注] 当事者以外の職種の人たちの理科助手あるいは実習助手についての理解をまとめた資料は見あたらなかった。やや年代はさかのぼるが、活動が比較的活発な熊本高教組実習教師部が実施した実習教師をのぞく全職員対象のアンケートのまとめによると、実習助手以外の教職員の実習助手制度改善要求に関する理解は高いとはいえないように思われる。『熊

本高教組実習教師部資料集（1973年度～1979年度経過報告及び資料集）』（1980年3月、115～120頁）

残された課題

実習助手は、先に述べたように、職業学科や理科に配置されている者以外の部署に配置されている人たちも少なくない。本報告では理科助手に問題を限定し、かつ論点を絞って述べたが、実習助手制度改革を考えるためには、他の部署に配置されている実習助手を含めて多様なかたちで存在する実習助手の実態に即して考察することがもとめられる。機会を得て残された課題についても検討したいと考えている。

〔謝辞〕

本発表については、安藤泰正、石田正治、久保和枝、後藤次郎、佐藤史人、相良康子、鈴木功、世羅田順治、中野渡強志、西村成博、幡野憲正、村上美保子、湯浅秀夫の各氏には多くの知見や貴重な資料を提供して頂いた。記して謝意を表す。しかし言うまでもないが、ここで述べた見解は報告者個人のものである。

第4章 農業高校における農場実習の特別会計 (農場収入還元金制度)の動向

はじめに

本稿では、現代日本の農業高等学校における実習に注目し、農業高等学校の実習に特有のいわゆる農場収入還元金制度が農業教育に果たしている役割と最近におけるその変化の動向を教育学の観点から解明しようとする。なお農業科を置く学校の殆どすべては公立高等学校なので、以下では都道府県立の農業高等学校について述べる¹⁾。都道府県立の高等学校の教育に要する費用は、一般に、学校の経費の設置者負担主義により都道府県が負担している。いわゆる職業高等学校(職業に関する学科を設置している高等学校)も例外ではない。ところが、実習にともない一定額の収入があがる農業に関する学科、水産に関する学科の実習費用についてのみは、その実習収入と対応して、一般会計とは独立した独特の会計制度が採用されている場合が多い。その概略を言えば、前年度の収入を一般会計ではなく農業高校の実習費に関する特別会計に納入すると、それが翌年度の実習費として令達されるシステムである。本稿では、このシステムを農場収入還元金制度と称することとする。なお「還元」とは「根源に復帰させること。もとに戻すこと。」を意味する(『広辞苑』)ので、「還元金制度」という呼称は、令達された金額をそのまま県の特別会計に納入することから生まれたものである。制度上の名称は都道府県ごとに違っている可能性があり、たとえば新潟県の場合は、「農水産高等学校実習費特別会計」と称していた。農業科と水産科とを別々の会計で扱っている都道府県も多い。本稿では事柄が会計制度上の違いに基づいていることに注目して「特別会計」(いわゆる農場収入還元金制度)と称することとする。

この実習収入還元金制度については、問題を指摘しながらもこれを容認する意見とこれが農業実習ひいては農業教育をゆがめてきたとする意見が錯綜している。後者の意見はかなり早くから指摘されてきたが、今日なお大半の道県はこのシステムを採用している。しかし、広範に実施されているにもかかわらず、農業という一部の学科にのみ採用されているシステムなので、その問題の存在自体が当該学科の教職員などごく一部の者に知られているに過ぎないうらみがある²⁾。なお水産に関する学科にも同様の問題のあることが知られているが、この学科については別の機会に譲ることとする。

現代の学制では農業高等学校(農業高校はその略称)という学校制度は存在しない。ここでいう農業高等学校とは、高等学校設置基準における分類(いわゆる大学科)にいう「農業に関する学科」を設置している高等学校を指し、これを農業高校と略称することとする。本稿で事例として取りあげる新潟県立村上桜ヶ丘高等学校のように、農業科の他に農業以外の学科を併置している場合には農業高等学校とは名乗らない場合が多いが、このような場合にも本稿では農業高等学校(または農業高校)と称することとする。

I 農業高校の実習の態様——新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の場合

(1) 学校の概要

新潟県立村上桜ヶ丘高等学校は、1912（明治45）年に新潟県岩船郡立村上実科高等女学校として発足し、1922年に新潟県立村上高等女学校と改称した。第2次大戦後の1948年には新潟県立村上女子高等学校となり、翌1949年に農業課程を併設して新潟県立村上桜ヶ丘高等学校と改称し、今日に至っている。後に普通科を廃止するなど、同校の学科構成には若干の変遷があった。この間、逐次農場や演習林を確保・拡大してきた。2000年度現在では、農業科、林業科、農業経済科、商業科、情報処理科の5学科が設置されている。このうち農業科、林業科、農業経済科の3学科（各1クラス）が「農業に関する学科」、商業科（3クラス）、情報処理科（1クラス）の2学科が「商業に関する学科」である。なお同校の農業に関する学科は、文部省の自営者養成農業高校の指定を受けていない。

以下に、村上桜ヶ丘高等学校の農業に関する学科に固有の編制等を整理してみる。

(2) 教育課程表

農業科、農業経済科の平成11（1999）年度入学者に適用される学科課程表のうち職業科目の部分は以下の通りである。なお、紙幅の関係で、農業経済科の教育課程表は全学年の総計のみを示す。また林業科の教育課程表は省略する。

表1 農業科、農業経済学科の教育課程

教科	科目	学年	農 業 科				農業経済科
			1	2	3	計	計
普通科目計			19	18	16	53	53
農 業	農業基礎		4			4	4
	農業情報処理		2			2	4
	総合実習		2 (1)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	6 (3)
	課題研究				2	2	2
	作物		2	2	2	6	4
	栽培環境				3 ×	3×	2
	農業経営			2	2	4	
	野菜			3 △		3 △	2
	果樹			3 △		3 △	
	草花			3 △		3 △	
	畜産			2	2	4	2
	農業機械				3	3 ×	
	生物工学基礎		2			2	2
	農業会計			2	2	4	5
農業経済						5	
食品流通						2	
職業科目計			12 (1)	13 (1)	15 (1)	40 (3)	40 (3)
特別 活動	H R		1	1	1	3	3
	クラブ		1	1・0	2・1	2・1	2・1
合 計			33 (1)	33・32 (1)	32 (1)	96・97 (3)	98・97

注) △と×は選択科目、() は時間外総合実習を示す。

11年度入学生は1年次のクラブは1である。

農業科の教育課程

「生物工学基礎」は1989年に改訂された現行高等学校学習指導要領には記載されていない科目で、学校が独自に開設した科目である。

「農業基礎」は、農業に関する学科すべてにおいて履修させるとされている科目（原則履修科目）である。

「総合実習」には、6単位が当てられている他、教育課程表中の（ ）内に示された授業時間外の時間を当てることになっており、農業科の最も重要な科目の一つである。表の中の（ ）は時間外総合実習で、時間割表には表されないけれども、履修単位としては計上される。

「作物」には6単位が当てられており、農業科の最も重要な科目の一つである。

なお、これらの農業に関する科目は、工業関係の学科とは異なり、単なる座学の科目ではなく、それぞれの科目の中で随時実習を実施する点に特徴がある。

農業経済科の教育課程

農業経済科は、1986年に、従来の農業科2学級のうちの1学級を転換させて創設した学科である。新しい学科であるにもかかわらずその教育課程表は、農業科の「農業経営」「草花」「農業機械」がなく、代わりに「農業経済」（5単位）「食品流通」（2単位）が加えられているとはいえ、その教育課程の性格は実習科目が重要な位置を占めている点で、農業科のそれに酷似しているといえそうである。その背景には、農場（実習）の存在が重かったことを示唆しているように思われる。

(3) 職員構成

表2 新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の職員構成

区分	校長	教頭	教諭	養護教諭	実習教諭	実習助手	計	事務職員	農務員	学校技術員	常勤講師	非常勤講師
男	1	1	40	1	3	2	47	3	1	2	1	7
女			10		1		12	1			1	3
計	1	1	50	1	4	2	59	4	1	2	2	10

実習を含む農業科、農業経済科、林業科の専門科目を担当するのは、農業の教諭、実習教諭、実習助手及び常勤講師、非常勤講師である。工業高校などには見られない農場の維持管理のための農務員という職種の存在が目される。農場の管理を担当する職員である。ただし「学校技術員」は旧来「用務員」と称されていた職種で、農業高校に固有の職種ではない。

(4) 校務分掌

校務分掌（の組織）においても「農業部」「商業部」ことに前者が大きな位置を占めている。農業部には、林業科を含む農業関係の全教職員が所属する。

(5) 農場等

同校には、七湊農場、高平農場、本丸農場のような農業科、農業経済科が利用する実習地と、林業科が利用する幾つかの演習林がある。農業高校に不可欠の農場は、通常、校舎から離れて配置されている場合が多らしく、この村上桜ヶ丘高校が例外というわけではない。実習の時間（多くは午後）になると、生徒らは学校のバスで農場に移動する。

(6) 農場収入還元金制度の概要

農場の特別会計は、農業部門と林業部門に大別され、農業部門は野菜部、果樹部、草花部、作物部（主として稲作）、畜産部から構成されている。

前年度に、各部ごとに翌年度の収入・支出の予算をたてる。支出予算には、共通経費も含まれる。翌年度の予算は、それにしたがって令達される。

収穫物の販売についてみると、コメは農協に、畜産（牛、豚等）は業者に販売する。鶏卵、果樹、野菜等は職員等に販売する他、草花、野菜等は生徒がリヤカーを引いて、町中を振り売りすることである。これは、町の人々には人気があるらしい。

林業部門は、大きくなった樹木を販売する時には大きな収入があるが、通常は椎茸の売り上げくらいらしい。

収入が予算より多ければ、予定外の機械等を購入することができる。逆に、収入が予定（令達）額より少なくなりそうな場合には、各部ごとに実習に頑張り、また支出を切り詰めるなどの工夫をこらすことが必要になる。実際は、特別会計制度廃止前の数年は赤字続きで、県が一般会計から補填していたのではないかという。

(7) 農場収入還元金制度を撤廃し一般会計へ

新潟県では、平成6(1994)年度限りで「農水産高等学校実習費特別会計」を廃止し、平成7(1995)年度より、農業高校と水産高校の実習費も一般会計に移行した。

県当局に尋ねたわけではないので詳細は後日の課題としなくてはならないが、村上桜ヶ丘高等学校の内山雄平氏は、県下の農業高校は、1990年代前半には新発田農業高校のみ収支のバランスがとれ、他の大半の農業高校はすでに収支のバランスにあまり拘泥しなくなった状況にあり、その他水産高校の実習費に大きな赤字が出た（そのために一般会計から穴埋めしなくてはならなくなった）からではないかと推測している³⁾。

移行に当たり、県教育委員会（以下、「県教委」と略す）は、「実習費の計上される（会計システムの上での——引用者）位置が変更されるだけであり、いままでとは変わるものではない。」「要求側から急激に耕作規模を縮小させたりすると、今まで無駄な投資をしていたことになり予算削減の原因となる。」「収入・支出の方法は、特別会計と一般会計では、変更になる点はない」と変化させないよう強調していた⁴⁾。これに対して現場からはそれなら何が変わるのかという不信の念が表明されたという。

ちなみに、新潟県より数年先んじて還元金制度を廃止した山形県教育庁の廃止に当たっての「通知」では、この改訂が「独立採算制の廃止」であることを明確にしていた⁵⁾。

いずれにせよ、この制度改定の結果、農業高校には支出に見合う収入をあげなくてはならないという制約はなくなった。実際、制度改定後数年後の平成11(1999)年度の新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の場合についてみれば、「農水産実習費」の支出は13,176,935円であったが、収入（款としては「財産収入」）は7,569,219円となっていた。

II 農場収入還元金制度の歴史の概要

(1) 実習収入還元金制度の法的基礎

現行の産業教育振興法（昭和26年法律第228号）の第四条は「国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように務めなければならない。」と規定している。この条文がいわゆる実習収入還元金

制度の法的な基礎とされる。[法律は「収益」としているけれども、実態は益金のみを還元しているわけではないので、本稿では「収入」と称することとした。]

この条文は、この法律案（原案では職業教育法）が国会（衆議院）に提出された際には農業高等学校校長等の関係者の要求により原案の段階では存在したもので、参議院の審議の過程において日本教職員組合の強い反対を背景とした日本社会党の反対により削除された経緯がある。そのためこの条文は、1951年の成立当初には存在せず、翌1952年の産業教育振興法の第1回の改正で「第三条の二」として加えられたものである⁶⁾。さらに後の1985年の法改正に際して条文が整理され、現行の第四条となった。

条文通りに読むと、いわば素人判断では、実験実習に要する費用は、工業、商業などの学科と同じように一般会計から需用費として学校に配分されるが、他方、実習により収入があがった場合には、一般会計に納入するのではなく、特別会計に納入して翌年度の需用費に追加的に廻されるべきだとしているように推測される。

しかしこの条文に基づく運用の実態は、前述したように、前年に実習収入等や支出の計画書を提出し、それが翌年度の実習費として令達され、令達額に相当する収入を納入することが求められるシステムとなっている。しばしば100の支出に対して100の収入をあげることが要求される、などと称される所以である。

(2) 実習収入還元金制度の起源

農業科の場合、実習収入還元金制度は、戦前から存在していた。

たとえば高山昭夫は「農場収入還元金制度」の起源につき、これは、「一九二〇年代後半からの財政悪化にともない、農業学校の教育費を独立採算制度にしたことに由来する。たとえば千葉県においては、一九三二（昭和7）年十二月県条例によって『県立農学校特別会計管理規則』が制定され、従来一般会計の教育費の中で『農学校費』として扱っていたものが、一九三三年度から独立の特別会計として扱うようになった。」と述べている⁷⁾。

京都府の農業学校の実習費が特別会計に移行したのは1936年4月からだったと言われる⁸⁾。また岡野登は「いわゆる還元金制度」の起源について、「全国的にはこの制度は昭和四、五年以降に発足したようである。」と書いている⁹⁾。このように農場会計の特別会計への移行の起源は府県別に異なるので、今後の調査にまたなくてはならない。

(3) 戦後の農場実習の会計

都道府県立の職業高校の実験実習費は、原則的には、当該都道府県の一般会計から支出される。その他に、施設設備については、産業教育振興法による国の補助がある。農業高校も例外ではない。本稿では、この産業教育振興法による国の補助については、とくに必要がない限り言及しない。

しかし、学校農場に関する会計制度は、都道府県ごとに異なる場合が多いため、事情は複雑である。たとえば、この実習収入還元金制度は、産業教育振興法第三条の二の制定により全国一斉に始まったように思われがちであるが、実際はそうではないらしく、京都府の場合には、府の諮問に対する校長会の要望により、「昭和29年度から特別会計的な取り扱いによって、新たに実験実習費目を設けて、収入のあったものは原則として全額還元するとともに、収入の伴わない実験実習についても予算化がなされることになった。」とされている¹⁰⁾。

この記述はやや不明瞭で、一方に「収入の伴わない実験実習についても予算化がなされることになった。」とあるので一般の需用費のような扱いとされた如くであるが、それは一部のことで、他方に「特別会計的な取り扱い」「全額還元する」などとあるので、本稿にいう実習収入還元金制度

に相当するものと思われる。

地方自治体の高等学校の実習経費は、地方交付税により最近では表3のように積算されている。これによれば、十分か否かは別として、少なくとも理屈のうえでは、都道府県が農場収入からの収益を期待しなくてもよいはずである。

表3 実験実習費等調（自治省交付税課）

平成11（1999）年度

課程	全定	規模	実験実習費	雑収入	生徒1人当たり		差引 (A - B)
					実験実習費 A	雑収入 B	
		人	円	円	円	円	円
普通	全	600	1,277,000	0	2,128	0	2,128
	定	280	720,000	0	2,571	0	2,571
農業	全	600	15,141,000 農夫4人×5,290千円=21,160,000	473,000 (農夫分 245,000)	(実) 25,235	(実・人) 788	24,447
	定	280	7,374,000 農夫1人×5,290千円=5,290,000	236,000 (農夫分 81,000)	(実) 26,336	(実・人) 843	25,493
工業	全	600	28,861,000	105,000	48,102	175	47,927
	定	280	15,274,000	53,000	54,550	189	54,361
水産	全	480	141,882,000 実 9,962,000 船 131,920,000 水夫21人 上8,920千円×7人 139,860,000 下5,530千円×14人	94,500,000	(実) 20,754		20,754
商業	全	600	3,991,000	0	6,652	0	6,652
家庭	定	280	2,815,000	0	10,054	0	10,054
衛生	全	120	900,000	0	7,500	0	7,500
看護	定	140	1,614,000	0	11,529	0	11,529

注) 第36回農教研資料15-①による。

これを基礎として生徒数600人の全日制農業科の実験実習費のモデルを作ると、平成11年度には年額15,141,000円になるとされている¹¹⁾。

(4) 農場実習収入の実態

農業高等学校の農場実習の一例として、村上桜ヶ丘高等学校の1977（昭和52）年度の農場実習の収入を示すと11,689,148円であった。その部門別内訳は以下の通りである。

穀物収入（1,674,680円）、野菜収入（625,567円）、果樹収入（20,298円）、園芸収入（1,357,755円）、林産収入（491,890円）、家畜収入（7,099,285円）、家禽収入（318,303円）、加工品収入（101,370円）、合計11,689,148円。

またこの年の新潟県下の農業科を置く全高等学校19校の農場実習の収入合計は257,633,974円であった。この中には羽茂高等学校のように農場収入が2,494,242円に過ぎない小規模の学校も含まれているけれども、単純平均は1校あたり13,559,680円である。その中では、村上桜ヶ丘高等学校は平均よりやや少ないといえる。

なおこの年の新潟県下の農業高等学校からの農水産高等学校特別会計の収入（この中には水産高等学校116,630,682円をも含む）の合計は488,552,468円であった（これをAとする）。この中の前年度からの繰越金は390,930円。これに対してこの年の農水産高等学校特別会計の各学校への

支出合計（この中には水産高等学校への117,651,453円をも含む）は376,158,158円であった（これをBとする）。この年の収支差額A - Bは、+112,394,310円で、これが次の年度に繰り越された。

すなわち農業高等学校のみをとれば、支出258,506,705円、収入371,921,786円で、差引収入は+113,415,081円であった。（この項の数値は新潟県教育庁財務課の資料による。）

(5) 問題点の顕在化——教職員組合の教育研究集会の議論から

農業高校の実習収入還元金制度は、実施後早くから教育現場では問題点が指摘されていた。その様子は、1951年に日本教職員組合により始められ、1960（第9次）からは日本高等学校教職員組合と合同で毎年開催されてきた教育研究全国集会において高校職業教育の問題を扱う分科会にみることができる。

たとえば1962年の集会の報告では、農業実習は「無償労働」という性格が強い。これを教育にさせない原因は、実習費に還元金制度が義務づけられているため、還元金のノルマ収入をあげる目的が前面にでて、実習のみならず、各教科を制約し、農業教育全体を曲げている実態が報告されたりした。」とされている¹²⁾。その翌1963年の第12次集会の技術教育分科会の高校分散会の記事の中では、とくに「還元金について」という項がたてられて、詳細に述べられている¹³⁾。

これ以後も、日教組の教育研究全国集会さらには全日本教職員組合等の教育研究全国集会では、この農業高校の実習収入還元金制度に関する議論は、度々繰り返されてきた¹⁴⁾。ここでは、論点を尽くしていると思われる1971年の集会の議論の様子を掲げる¹⁵⁾。

「この問題（農業高校の問題——引用者）については、山形、山口、長崎、佐賀、広島、沖縄の六県の報告書を中心に討議をすすめた。沖縄を別として、あとの五県に共通しているのは、農業実習と農業教師の意識の問題であった。すなわち、農業実習の一形態である総合実習が生産第一主義に陥り、教育というより生徒の労働供与の場になり、生徒から不満が出るのも当然といわざるをえない状況がある。生徒の結集した要望の力で、ある程度の改革が行われたが、このようなわずかな改革すら『苦しい実習を通してこそ実力がつくのだから黙って働け。現在の会計制度では仕方がない』など農高の底流にある教師の意識が大きな障害になっている（山形）。農場運営の特殊性から、しばしば授業と実習がかけはなれたものになり、授業は講義中心で、実習は労働の提供に終わってしまう。これでは生徒の自主性も生まれず、学習意欲を低下させるばかりである——精神主義や勤労主義が表面に出て、収益を上げることが至上命令になっている。実習農場の会計制度が現状のまま維持される以上は教育としての実習はむずかしく、抜本的な改善を必要とする。一例として、基礎的な実験実習を主とする実験農場を設け、生徒が主体となって学習し、他方、生徒が補助的に参加し主として職員で経営される経営農場に分け、後者では経営による利潤の追求を行い、専門的な学習の場としたらどうか（山口）。現在の農場会計には多くの問題があるという点では皆の意見はほぼ一致するが、教育目標・農場規模などについては教師の考えに大きな幅がある。農業教師への評価が農場生産物の出来いかんによって決められ、農場運営においては失敗は許されないという意識が、農場実習を単純作業的なものにし、生徒を労働力として安易に利用する傾向を生み出す要因になっている。農場実習を真に教育的なものに改革するには、制度的なものとの矛盾をつき、その改正を進めるとともに、教師の意識の切り替えを計る必要がある（長崎）。近代化のバスに乗り遅れないために、いささか長期展望に欠けた無計画な農場規模拡大を急いだというみがあり、それに対して教諭・助手・農場員の増員は全然なく、忙しさのみが倍増し、実験実習を無視した農場運営に終始せざるをえなくなっている（佐賀）等々。——中略——

討議のなかで、上記報告以外の県からも農場実習や自営者養成高校のかかえている問題が明るみ

に出され、そのなかで、われわれはかかえている矛盾を学校内部で解消しようとしがちであることが問題になり、農場経営に赤字が出れば出たで外に出してしまうという割り切り方が必要ではないか、農場収益の減少や、卒業生の就農率の低下を苦にするような農業教師意識を捨てる必要があるなど、いくつかの重要な指摘がなされた。」

(6) 農場実習収入還元金制度反対運動の動き

① 農場実習収入還元金制度が存続している背景

教職員組合主催の教育研究集会では、前述のように、農場実習収入還元金制度についての矛盾が度々指摘されてきた。しかし、すでにこの制度を撤廃して一般会計に移行した「先進的な」都府県が判明しているにもかかわらず、その教訓を生かすための廃止、移行の原動力ないし背景に関する詳細な報告は管見の限り知られていない。また、廃止、移行をめざす動きが大きな運動になった事例は、後述の長崎県の場合をのぞくと、筆者の視野には入って来ないので、廃止をめざす動きが活発化しない理由も判然としない。

いくつかの憶測を述べると、県当局の側には、農業高校に関する限り、財政面からこの還元金制度に一定のうまみがあることは否定できない。したがって、余程特別な事情が生まれぬ限り、県当局から廃止の動きは出にくい。特別な事情としては、赤字続きで特別会計が破綻している場合や下部組合員の意向を汲んで教職員組合が強力な対教委との闘いを組織したような場合もあつたであろうと思われる。また最近では、県教委が農業科やその関連学科の縮小、転換あるいは再編を進めようとする場合に、農場の収入をあてにする会計制度の仕組みが足枷になってきたという事情もあると思われる。

他方、実習収入還元金制度が農場実習に励みをもたらす面があることは否定できないから、農場長や学科主任などこの面で教育現場に大きな影響をもつ人々には、この制度を廃止する意向が見られない(ないし少ない)のではないかと思われる。一般の教員にすれば多少の矛盾を感じていても、実習収入還元金制度の撤廃を要求することは実習に対する意欲が少ないなどと思われることを懼れて、外(教職員組合の研究会)などでは声をあげることはできても、内部では声を上げにくい事情(職場内の力学)が、筆者ら外部の者の想像を超える程に強く働いているのではないかと推測される。

実際、教職員組合の教育研究全国集会の討論においても、決して反対一色ではなかった。たとえば、1974年の第23次集会の討論では、「被害が少なければリンク制(実習収益還元金制度——引用者)もわるくない」というような発言があつたとされ¹⁶⁾、また1971年の集会では、「われわれはかかえている矛盾を学校内部で解消しようとしがちであることが問題になり、農場経営に赤字が出れば出たで外に出してしまうという割り切り方が必要ではないか、農場収入の減少や、卒業生の就農率の低下を苦にするような農業教師意識を捨てる必要がある。」という指摘があつたという¹⁷⁾。また全日本教職員組合等の教育研究全国集会の討論においても、「還元金制度には問題があるが、このシステムを当面利用することがベターではないか」という発言があつたとされる¹⁸⁾。

② 高等学校教職員組合のとり組み

こうした中で、佐賀県など幾つかの県高教組が県教委交渉の場にこの農業高校の実習収入還元金制度撤廃問題を取りあげたと報告されているが、詳細は不明である。

日本高等学校教職員組合(以下、日高教と略す)は、組織としてこの問題を取りあげたことが知られている。

日高教では、本部に農場還元金制度検討委員会を組織して傘下組合員に対する実態調査を実施し、1992年6月には大会に対して「第1次中間報告」を提出した。さらに一部については全国農業

教育研究会の協力を得て補足的な実態調査を実施し、1993年2月には「第2次中間報告」を提出した。これらの調査や中間報告を基礎として同委員会（大会資料では「農場還元金制度問題対策委員会」となっている）は、1993年6月の日高教第5回定期大会に「還元金制度改善の方向についての提言」を報告した。

その骨子は、「支出予算に対して、収入額を各権〔県のミスプリカ〕・学校において日常的に拘束しないようにする。」というものである。なおこれには、「農業教育の改善を図るためには、『実験実習費の国の査定額を下回らない各自治体からの学校現場への令達』をはじめとした様々な教育条件の改善、それに私たち自身の意識改革も欠かせないことを付け加えておきたい。」という補足意見が付けられている¹⁹⁾。

③ 長崎県高等学校教職員組合のとり組み

前述した日高教の動きに関連して、長崎県高等学校教職員組合が「農業教育の改善に関する要求書」を掲げて1993年12月21日の県教委財務課と交渉し、いわゆる還元金制度の廃止を要求したことが知られている。同県高教組の要求は、以下のとおりであった²⁰⁾。

「①支出100に対して収入100となっている現行の農場会計制を改め、生産物の収入を支出と切り離すこと。②自治省の査定を大幅に下回って令達されている実験実習費を、当面、国の査定水準まで引き上げること。③農場運営の円滑化を計るため、産振予算を大幅に増額すること。④農場の生産基盤を整備すること。⑤農場補助員の待遇を大幅に改善すること。」

これに対して県教委は、「歳入も歳出も学校の要求通りに組んでいる。なぜ、困るのかなと思う。われわれの方からこれで組んでくれとは言っていない。増収があったからといって支出を増やすということもない。ある一定の基準は歳出・歳入ピシッと見込んで出して欲しい。」などと回答し、特別会計廃止の方向は出されなかった。②の要求項目は、地方交付税の積算よりも長崎県からの支出が少ないことを指していると推測される。これに対する県教委の回答は、「交付税の積算単価と本県の予算の立て方は違う。我々が予算を取ってくるときは、あの手この手で取ってくるので、そういう形で比較されても当たらない。交付税の積算単価は中規模校で出されている。長崎県の場合、離島をかかえているので、行政費用がかかる。小規模校が多いと、単位規模でとっていった場合、不利になる。」というものであった。

管見の限りでは、この長崎県高教組以外に教職員組合が対応した事例に関する報告は知られていない。

教職員組合の動きに関連していえば、等しく特別会計（実習収入還元金制度）で運用されてきた水産高校の実習収入処理の問題と農場収入処理の問題とを結びつけて考えていない憾みがある。すなわち、同じ県が水産高校に関しては相次いで一般会計に移行している事態があるにもかかわらず、農場実習の収益に関してのみ特別会計に残されている矛盾が見過ごされている、と言えるのではないか。

(7) 還元金制度廃止の動き

東京都では、美濃部革新都政のもとで、教育現場からの矛盾の指摘にこたえて1967年にこの実習収入還元金制度を廃止して一般会計の需用費に移行した。これを皮切りに、相次いで幾つかの府県で農業高校の実習収入還元金制度が廃止され、一般会計に移行した。

平成5（1993）年度の産業教育担当指導主事協議会においてこの問題を調査した報告によると、実状は次の通りであったとされる²¹⁾。

「①農場で必要とされる費用はすべて農場収入を財源としている」都道府県は5である。

「②農場の費用は農場収入を主たる財源とするが、一部は一般会計から支出されている」都道府県

は29で、このうち農場の費用全体に対する一般会計からの支出の割合が1割未満4、1割程度10、2割程度7、3割程度7、その他1、である。他方、「③農場会計は全額一般会計から支出され、たとえ農場収入が少なくても支出には影響しない」都道府県は13である、と報告されている。いずれの場合も、都道府県名は明らかでない。その後、新潟県はこの1993年調査の翌94年度限りで廃止したことが知られる。

なおこの1993年調査によると、農業科の実験実習費について、その全額を学校農場の収入に依存していない都道府県は13に過ぎないから、他の多くの道府県は、農業科の実験実習費が地方交付税により措置されているにもかかわらず、その全部又は一部を学校農場の収入に依存していること、なかでも、農業科の実験実習費の全額を学校農場の収益に依存している道府県は5県に上っていることを示している。

筆者が2000年9月8日（土）に全国高等学校農場協会事務局を訪ねて全高農振興局『平成11年度 収入を伴う実習費の調査』をもとに尋ねたところ、「収入が予定額に達しない場合の処理方法」の質問項目に「特に影響なし」「特になし」「特に問題なし」などと回答している県は既に還元金制度を廃止したとみなせるとのことで、その他既に廃止したことが知られているのに今回回答を寄せなかった東京都、大阪府、長野県を加えると、還元金制度を採用していない都道府県は、秋田、山形、東京、神奈川、茨城、山梨、新潟、富山、長野、大阪、兵庫、奈良の12都道府県で、これに、「理由書の提出」と回答した埼玉県を加えると13都道府県となる。一般会計によることになっている都道府県は14のはずなのに13となっているのは、沖縄県が数えられていないためかも知れない²²⁾。

(8) 新たな矛盾

いわゆる少子化の影響で高校生の絶対数減少が進行する中で、高校農業科については、学科の廃止（廃校）、学級減、学科転換（総合学科への転換を含む）などの施策がドラスティックに進行している。ことに最も伝統的な学科である農業科、園芸科、畜産科などの（学科転換等による）減少、農業そのものよりも流通などに傾斜した新しい学科の増加等は、学校農場のあり方にも影響を与えている。

たとえば1988年の日教組の第37次の教育研究全国集会では、「宮城（高）から、職業高校の学科転換とかかわって、CAD（コンピュータ支援設計）、NC（数値制御）、バイオテクノロジー関係には予算がつくが、現在の産振法基準にある基本的設備・備品の更新がむずかしくなっていること、農業科から産業技術科への転換にあたって、還元金制度はそのまま、工業技術系実習を農場収入でまかなうという不条理が強いられていることが報告された。これに関し、鈴木助言者から、技術科の条件整備問題が深刻で、討議の中心になるのは当然だが、職業高校における産振法基準無視、基礎的・基本的実習軽視も看過すべきでないことが強調された。」と報告されている²³⁾。

(9) まとめに代えて

本稿は、農業高校における実習収入還元金制度の概要を把握し、その廃止への動きの一端をとらえることを企図したものであるが、農場収入の扱い方としてのいわゆる還元金制度のありようは、都道府県ごとに異なっており、管見の限りその実態を調査した報告は知られていないので、本稿も、文字通り「研究ノート」の域を出ない。そのことを前提として、本稿をまとめるに際して、気づいたことを二三記しておく。

その一つは、制度を解明しようとする上での研究方法にかかわる問題である。

農業高校の実習収入の会計制度上の扱いに種々な問題を含んでいることは、直接に関係している当事者にはよく知られている（らしい）。しかし、長年にわたって実施され、したがって当事者に

としては当然に見える事柄をことさらに客観化して記述する習慣がないという教育関係者の弱点が、この実習収入還元金制度の実態解明を著しく困難にしている。この実態を解明してその本質的な特徴を明らかにしたいという今回の筆者のいわば冒険的な試みも、その意味ではごく一部をとらえたに過ぎないため、隔靴搔痒の感を免れない。

他の一つは、この制度が存続している背景を十分把握し得なかったことである。

都道府県（教委）当局にすれば、農場収入により農場運営が可能と見込まれる限り、この還元金制度の存続に魅力を感じていることは否定できない。これは、ある種の経済合理性に基づく判断といえよう。この経済合理性が破綻を来した場合には、独立した特別会計とする理由も失われる。大部分の都道府県の水産高校関係の実習会計が一般会計に移行していることは、この間の事情を示唆している。

学校現場に目を向けると、一般に、校長、学科主任、農場長レベルのいわば幹部職員は、農場実習を実験実習の役割のみにしぼると実習に対する教職員の意欲が低下することを危惧している、といわれる。しかしこの種の意見は、一部の幹部職員にとどまらないものでもあるように思われる。前述した1993年の日本高等学校教職員組合の還元金制度改革のための提言が、補足意見として「私たち自身の意識改革も欠かせないことを付け加えておきたい。」と述べていたことは、注目される。

学校現場では、実習収入還元金制度が農業実習の足枷になっていることを知りつつも、他方ではこの制度が学校現場の側にとっても一定の魅力になっていた事実も否定できない。例えば、山形県教育庁は、還元金制度を廃止する際の通知のなかで、「従来は、歳入決算額が歳出決算額を上回る場合、当該差額（以下「剰余金」という。）を学校別に整理し、高額な備品の購入計画等、臨時的な財政需要により必要経費が歳入見込み額を超える場合、当該剰余金の累計額の範囲内で歳出不足額に対応してきたところであるが」と述べていた²⁴。本来は、「高額な備品の購入計画等、臨時的な財政需要」も一般会計や産振法の補助などでまかなうべきものであるが、財政事情や実習収入を当てにしてきた長年の慣行からみれば、一定の魅力となっていたと推測されるからである。

高校全体の生徒数の減少が進行するなかで、農業高校の縮小、関連学科を含む農業科の学級減、学科再編等が全国的に進められていること、農業科の教育課程における実習を要する科目が縮小されていること等は周知のところであるが、農場実習をめぐるこうした条件の変化にもかかわらず、農場収入還元金制度が意外な程に存続していることが判明した。

その意味で、特別会計（実収入還元金制度）廃止の声が予想以上に小さいらしいことは、筆者にとっては不可解であったことを告白せざるを得ない。

しかし、農業科を含む高校職業教育を再編する動きは急速であり、かつ2002年度から学校完全5日制が実施され、これに合わせて教育課程が全面的に改定されることを考えると、農場実習にも大きな変化が予想されるので、実習収入還元金制度も特別会計から一般会計への移行を含めてごく近い将来に変化が生まれるものと筆者は推測している。

たとえば本稿で取りあげた新潟県立村上桜ヶ丘高校の場合、2001年度に総合学科へ転換する予定と言われる。総合学科となれば、仮にその教育課程の一部に農業系列が展開されたとしても、現在の農場をそのまま経営できるとは考えられない。

〔謝辞〕

本稿をまとめるについては、高等学校農場協会事務局長石井稻吉氏、全国農業教育研究会の相原昭夫氏、新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の内山雄平氏、日本高等学校教職員組合の石川諭紀子氏、和歌山大学（前名古屋大学大学院発達科学研究科）の佐藤史人氏のお世話になった。また本稿は、平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（c）（2））による「中等職業教育における実習指導とイ

ンターシップの史的発展に関する実証的研究」の研究成果の一部である。記して謝意を表す。

注

- 1) 1999年度の『学校基本調査』によると、農業科の生徒数は116,805名で、うち私立高等学校の農業科に在籍する生徒数は274名、その学校数は3である。ちなみに国立の農業科はゼロである。
- 2) 宮原誠一編『農業の近代化と青年の教育』（1964年、農山漁村文化協会、31、356頁）は、教育研究者による数少ない指摘の一つである。しかし、文部省編『産業教育〇〇年史』には、この実習収入還元制度に関する記述は全く見られない。また国立教育研究所編『日本近代教育百年史 9産業教育（1）』及び同『日本近代教育百年史 10産業教育（2）』（1974年）の索引には、「実習収益」「還元金制度」はおろか「農場」の項目もない。もちろん本文に関連した記述はない。この巻を執筆した教育学研究者たちがこの種の問題を意識していなかったことを示唆している。
- 3) この推測には根拠がある。水産高校の実習収入の金額は大きい、同時に水産高校の実習船の運用には多額の費用がかかるから、赤字の額も大きい。このため、すでに多くの都道府県は水産高校の実習費については一般会計で処理しているからである。例えば、全国水産高等学校実習船運営協議会『総合資料 平成10年度』によると、特別会計で処理しているのは、富山県、鳥取県、高知県、熊本県の4県に過ぎない。このうち高知県の土佐海援丸を例にとると、平成9年度の決算では、歳出105,614千円に対して収入は57,057千円で、48,557千円は一般会計からの繰入金であった。
- 4) (新潟県) 教育庁財務課「農水産高等学校実習特別会計の廃止に伴う対応について」H.6.6.17による。
- 5) (山形県) 教育庁財務課長「平成5年度当初予算以降における農業実習費の取扱い及び平成5年度農業実習費に係る当初予算関係資料の提出について」平成4年11月5日による。
- 6) この間の経緯については、佐藤史人の未発表論文による。
- 7) 碓井正久監修・高山昭夫『日本農業教育史』1981年、社団法人農山漁村文化協会、239～240頁。
- 8) 『京都府産業教育七十年史』1959年、356頁。
- 9) 岡野登『実践農業教育論』1983年、
- 10) 『京都府産業教育七十年史』1959年、357頁。なお、『△△県産業教育〇〇年史』の類の書物は少なくないが、管見の限り、農場の実習収入還元金制度に言及しているのは、この京都府のそれのみであった。
- 11) 農教研資料 第36回農 15-②による。
- 12) 『日本の教育 第11集』1962年、140頁。
- 13) 『日本の教育 第12集』1963年、145頁。
- 14) 管見の限り、農業高校の実習収入還元金制度に関する議論がみられるのは次の通りである。日本教職員組合編『日本の教育 第11集』1962年、140頁。『同 第12集』1963年、145頁。『同 第15集』1966年、177～180頁。『同 第17集』1968年、192頁。『同 第20集』1971年、334～335頁。『同 第21集』1972年、294頁。『同 第22集』1973年、205頁。『同 第23集』1974年、208～209頁。『同 第25集』1976年、192頁。『同 第27集』1978年、

219～220頁。『同 第28集』1979年、209頁。『同 第29集』1980年、228頁。『同 第32集』1983年、213頁。『同 第33集』1984年、221～222頁。『同 第37集』1988年、165～166頁。『同 第49集』2000年、212～214頁。全日本教職員組合等の主催する教育研究全国集会でもこの問題は次のように繰り返し取りあげられた。『日本の民主教育'94（1993年度教育研究全国集会報告書）』1994年、153～154頁。『日本の民主教育'95』1995年、143頁。『日本の民主教育'96』1996年、132頁。『日本の民主教育'97』1997年、146～147頁。

- 15) 『日本の教育 第20集』1971年、334頁下段～335頁上段。
- 16) 『日本の教育 第23集』1974年、208頁～209頁。
- 17) 『日本の教育 第20集』1971年、334頁～335頁。
- 18) 『日本の民主教育'97（1996年度教育研究全国集会報告）』146～147頁。
- 19) 『日本高等学校教職員組合第5回定期大会資料』（1993年6月）による。
- 20) 長崎県高等学校教職員組合の記録による。
- 21) 佐藤順彦「農業高校における学校農場の現状と課題（5）」『産業教育』1994年3月号による。
- 22) 佐藤史人によると、沖縄県は復帰当初から一般会計であったがその仕組みはやや複雑とのことである。
- 23) 『日本の教育 第37集』（1988年）、165～166頁。
- 24) （山形県）教育庁財務課長「平成5年度当初予算以降における農業実習費の取扱い及び平成5年度農業実習費に係る当初予算関係資料の提出について」平成4年11月5日による。

第5章 自分史から見た技術・職業教育研究の半世紀

—人間いたるところ青山あり—

I

工場生活

一家の経済的支柱であった父親が1947年5月に急逝した。そのため筆者は、長野県諏訪中学校併設中学校第3学年（47年に新学制が発足したので、こういう複雑な名称になった）を中退し、その日取りは全くの偶然であったが、6月1日すなわち15歳になった誕生日の翌日から製糸機械を作る工場に油まみれになって働き始めた。

しごとは、鋳物のバリを取ってヤスリをかけたり、工場の片隅に賠償用に別置されていたターレット旋盤を分解して油をつけて磨くなどの雑役である。あれこれ雑用を命じられるので、「追い回し」などと呼ばれていたような気がする。決まったしごとは、始業のサイレンが鳴ると、工場の大きなモータを始動させることと休憩や終業のサイレンが鳴るとモータのスイッチを切ることだけだった。モータでメインシャフトを廻して、それぞれの機械はそこからベルトで動力を取っており、モータ直結の機械などまだなかった時期である。止めるときは簡単だが、モータを始動させるときは難しい。徐々にスイッチを入れたり止めたり繰り返しながら、ゆっくり始動させなくてはならない。いきなり入れたら負荷に耐えられず、ベルトが外れてしまうからである。今日ではこういう旧式な工場はすでにない。図らずも筆者は戦前型の機械工場の生活を身を以て体験したわけである。サイレンでではなく、筆者がスイッチを入れることから工場が動き出すわけだから、考えてみたら愉快的なことだった。

工場生活といえば、筆者はその二、三年後に、紡績工場を見学したことがある。工場全体がもうもうとした綿のほこりで、二、三十メートル先が見えない程だった驚きは忘れられない。この情景は、現代の清潔な感じの紡績工場からは想像できない。また1950年夏には、数百釜の掬繰式の、湯煙がもうもうとする製糸工場で働いたことがある。電力不足が続き、週に何日か休電日があったが、その日にこの工場は蒸気機関の動力で稼働していた。掬繰式製糸工場も、蒸気機関の動力で稼働する姿もいまでは見る事ができない。

当然ながら、敗戦直後はもちろん1950年代までの日本の工場はまだ戦前そのままだったのだ。筆者には、こうした戦前型の工場生活が脳裏にこびりついている。こうした姿を実際に見てきた得難い経験は、後に技術・職業教育を学ぶようになって、60年代から始まった技術革新の様相とその意義を鮮明に理解できる背景となった。

ところで、慣れない者が工場勤めを始めて二、三日経つと、疲れて足が棒のようになるだけでなく、足全体がむくんだように太くなる。後にヘルマン・ヘッセの『車輪の下』を読んでいたところ、学校をやめて働き始めた頃の主人公の日々について、同じことが描かれていることに気づいた。体験者でないといわからないことである。実際、ヘルマン・ヘッセは若いときに工場で働いた体験もっていた（高橋健二訳、新潮文庫版、227頁）。

夜学生活の始まり

働き始めて1週間もしたころ、近所に住んでいた竹内秀さんが、諏訪中をやめたのなら岡工に夜学があるので行ってみないかと勧めてくださった。知らなかったのが喜んで行ってみると、村木先生が親切に対応して下さり、長野県岡谷工業学校の第二本科機械科第二学年に編入させていただいた。専門科目を学んでいないから1学年下げられたのかと思ったが、間もなくそうではないことがわかった。第二本科と称したこの夜学は高等小学校卒業を入学資格としているので、本来なら筆者は第1学年に編入すべきところ、旧制中学校ですでに普通教育科目はかなり学んできたはずだからという配慮で1年上の学年に入れられたのだった。なお、竹内秀さんは岡工の紡織科の助手をしていたのだった。(岡工の『同窓会会員名簿』の旧職員の欄に村木先生の名前が見えない。筆者の記憶違いかも知れない。) 筆者はこうして工業教育を勉強し始めた。

しかし、勉学を続けられる希望はできたものの、工場生活で疲れた身体で夜学に行くのは辛く、つい休みがちになった。すると、ある日、終業して工場の門を出ようとする、同級生の藤白貞雄君が待ちかまえていて、筆者を引っ張るようにして学校まで連れて行ってくれた。藤白君は昼間は岡谷工業学校の機械科の助手をしていたから、わざわざ筆者を迎えに来てくれたのだった。こんなことが何日も続き、筆者も根負けして夜学を休まないようになった。藤白君とは毎年賀状を交わしてきたが、この原稿を書いているおり、昨2002年11月26日に逝去されたことを知った。

夜学で困ったのは、1年飛んで入学したので、第1学年の実習と製図を学んでいないことだった。実習は木型工場だったらしいことがわかり、第2学年では新たに始める手仕上げと鍛造などだったので、何とか付いてゆくことができたが、工学の基礎といわれる製図を全く学んでいないことには困った。買う金もなくて困った製図器は、土木の技術者である母方のおじが古いものを送ってくれた。製図担当の若い樋口光三先生は、他の生徒に図面を書かせている時間に筆者を製図準備室に呼び寄せて、投影法の基礎から実に根気よく何時間もかけて教えて下さった。そのおかげで、製図の力も何とか同級生に追いつくようになり、卒業後すぐに設計製図のアルバイトがとまる程に身に付いた。

こうしてその後長く続く筆者の夜学生活が始まった。

[補足] 工業学校については、1921年の工業学校規程改正(1921年1月12日文部省令第2号)の第12条により、「土地ノ情況ニ依リ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ夜間ニ亙リ授業ヲ為スコトヲ得」とされ、夜間に授業を行う課程を設置することが早くから認められていた。岡谷工業学校の第二本科は、戦時下の1943年に開設された。

こうして筆者は15歳から昼間は働き夜学校で学ぶいわゆる夜学生活に入った。夜学生活は1962年まで続いたので、その間は昼の経歴と夜の学歴が重複している。やや分かりにくい面もあるので、ここでまとめて表示しておく。

職歴と学習・研究歴	学 歴
1947年5月11日父逝去。	45年 4月 長野県諏訪中学校入学
6月。増沢機械製作所で働き始める。	47年 5月 長野県諏訪中学校中退。
9月。小口俊郎先生の紹介で長野県岡谷工業学校の雇い(助手)となり工業化学科に配置される。	6月 竹内秀さんに教えられ長野県岡谷工業学校第二本科機械科第二学年編入する。 (藤白貞雄君と友人になる。)(樋口光三先生に製図を学ぶ。)
	50年 3月 長野県岡谷工業学校第二本科機械科を

- 51年 4月。上京し、神足勝丈君の紹介で、岡本機械製作所で働き始め、機械設計を担当する。
- 52年 7月。小坂勇次郎先生の紹介で東京工業試験所の雇い（助手）となり、合成高分子化学研究室に配置される。
浜島求女氏から化学研究の手ほどきを受ける。
東京工業試験所で労働組合の役員を経験する。（中島篤之助）
職場の学習サークルで社会科学の勉強を始める。
職場での技術導入問題の議論に触発され、岡本洋三氏に誘われて、技術論・技術史の研究を始める。
- 56年 4月。東京都目黒区立第六中学校教諭となり、職業・家庭科を担当する。（津村誠）
- 58年 7月。東京都教組目黒支部執行委員を経験する。その前後、学習サークルに参加する。豊田薫さん、菊地良輔さんなどと知り合う。
- 59年11月。東京都教組・都高教組の教育研究集会に参加。原正敏、長谷川淳、岡邦雄の諸先生に出会う。
年末に書店で『教育』増刊号を見て教科研（教育科学研究全国協議会）を知る。
- 60年 1月。原正敏、長谷川淳、山崎俊雄の3先生の呼び掛けによる技術教育研究会の創立に参加。
1月。日教組の教育研究全国集会に初めて参加する。生産技術教育分科会の講師は、清原道壽、福島要一の両先生。
4月。東京都立化学工業高校教諭となり、工業化学を担当する。
8月。教科研の研究集会に参加する。
10月。幡野憲正氏の招きで日教組執行部により組織された中等教育研究委員会に参加する。以後。小川利夫、宮原誠一、五十嵐顕などの諸先生を知る。橋本三郎さんと知り合う。
- 61年 3月。石渡典子と結婚。
- 64年 9月。菅井準一先生の薦めで専修大学非常勤講師となる。
- 65年 4月。菅井準一先生の薦めで、専修大学商学部専任講師となる。
- 76年 4月。名古屋大学教育学部助教授となり、技術教育学講座を担当する。

- 卒業。
- 51年 3月。長野県岡谷工業高等学校定時制機械科卒業。
- 51年 4月。東京都立大学工学部工業化学科入学。学寮に入る。
- 54年 9月より、学寮の友人村口康雄君に誘われ、東京都立大学人文学部の塩田庄兵衛教授のゼミに参加する。
- 56年 3月。東京都立大学工学部卒業。
- 56年 4月。東京都立大学人文学部に学士入学＝歴史学専攻。引き続き塩田庄兵衛教授のゼミに参加する。
阿部行蔵先生の西洋史演習でマルクスの「ルイ・ボナパルトのブルメール18日」を読む。
- 三好洋子先生の西洋史演習でコスミンスキーを読む。
- 62年 3月。東京都立大学人文学部卒業。（原正敏）

81年 7月。名古屋大学教育学部教授となる。
92年10月。社会福祉法人緑の丘福祉会理事長となる。
96年 4月。愛知大学短期大学部教授となり教職課程を担当する。
2003年3月。愛知大学短期大学部を定年で退職。

工業学校の助手となる

岡谷工業学校の夜学で化学を教えて下さったのは若い小口俊郎先生だった。(夜学の先生方が皆若かったのは、当時は夜学の専任教師はなく、すべて昼間の教師の出講でまかなわれていたことに関係がある。)

小口先生はたいへん熱心で、薬品や実験道具を教室に持ち込んで、毎時間必ず実験を取り入れていた。中学校の化学は覚えさせられることばかりで、すっかり嫌いになっていたのも、先生のおかげで化学の学習を見直すようになった。

ところで、9月に入って、小口俊郎先生から岡谷工業学校の工業化学科の助手にならないかというお誘いを受けた。働き始めたのは収入が目的だったから(工場での月収は約500円だった)、月400円以上にはなるだろうとのことだったのでこの点にあまり不満はなく、工場で働くより勉強する時間もとれるということで、実をいうとどんなしごをするのかよくわからないまま、助手にしていた。

工業化学科の実習は、低学年の定性分析、中学年以降に定量分析(重量分析、容量分析)があり、高学年になると物理化学実験、有機合成、機器分析などが組まれていた。筆者には工業化学の素養が全くなかったから、小口先生が担当する定性分析実験に用いる各種の試薬を調整したり、機器例えばキップの装置を組み立てて直ぐ使えるようにすることなどのしごとを担当した。筆者の他に二三の助手がいたが、工業化学科を卒業していたのは川口勝さんだけだった。川口さんはよくできた人で、いろいろと教えていただいた。

助手が直接に生徒に教えることはなかった。しかし、先生方の机の上の専門書を読んだりしているうちに、少しずついろいろなこともわかってきた。(学校図書館などというものはまだなかった。)先生方や川口さんが英語の書物で調べているので、のぞいてみるとトリッドウェル(綴りを失念した)のQualitative AnalysisとQuantitative Analysisという書物で、原書と言っていた。燐や硫黄の化合物などでは、時どき教科書の記述では説明が付かない現象が起こる。こういう時にこの原書を読むとわかりやすく説明されていることがわかった。筆者の原書との最初の出会であった。筆者の英語の力は(旧制)中学校第3学年の5月までだったが、化学実験の書物には仮定法過去などという複雑な時制はでてこないから、辞書を引きながら何とか読めた。辞書に出てこない化合物名は、薬品瓶に英語とドイツ語で書かれていたし、質問すれば教えてくれる人はまわりに一杯いるという恵まれた環境だった。

[補足] 3年半も勤務したのに、工業(高等)学校の助手がどういうものか全く自覚しなかった。

それから50年後の2001年になって、高校職業学科の実習助手について初めて調査し、筆者が従事したのは現の実習助手の前身で、雇の助手であったことが判明した。拙稿「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に」(愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月)を参照。

高校定時制課程の教育

1948年4月に高等学校制度が発足した。岡谷工業も工業高等学校となり、その第二本科も定時制課程と衣替えした。それまで夜間部専任の先生は一人もいなかったのに、定時制になって突然

10名前後の専任の先生が着任してきたことには驚いた。この驚きは、多分、学制改革の転換期に在籍していた筆者のような者にしか味わえないものだったろう。

[補足] 学制改革で創設される高等学校の定時制課程を昼間の課程と同等のものとするためには、占領軍の強力な指導があった。筆者はこのことを後に、大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定時制課程制度の形成過程」(『教育学研究』第56巻第4号、1989年12月)や三羽光彦『六・三・三制の成立』(1999年、法律文化社)などの業績で知った。その場合関係者の念頭に置かれていたのは専任教員のいない青年学校であったが、同じことは実業学校の夜間課程にも当てはまったわけである。

筆者のクラス担任は片山恭寛先生だった。先生は、官庁の給仕のようなことをしながら物理学校を出たとうかがった。夜学の経験をもっておられたためか、先生の授業には工夫が凝らされていた。数学では、科目名にこだわらずに、「君たちは機械科なのだから」と二次方程式までと微分積分(の初歩)までを徹底して教えて下さった。物理も、幾何光学など他の分野を全く省略して力学を徹底して教えて下さった。後で考えると電磁事象まで省略したのは省略のし過ぎだと思われたが、当時の機械屋にもとめられた素養形成への配慮としては確かに有効だった。そのことは、間もなく筆者の体験の中で立証される。

工業学校の教育

岡谷工業学校は、1912年に設立された平野農蚕学校を前身とする古い歴史をもち、1938年に工業学校規程による長野県岡谷工業学校と改組した学校だった。筆者が入学した頃は工業学校になって10年にもならなかったわけだが、物資が極端に不足するようになる前に発足したためか、実習工場の施設設備はたいへん充実していたように思われた。機械科の実習は、木型工場から始まり、ヤスリかけ、ハンマー振りなどの手仕上げ、旋盤、ボール盤、フライス盤などの各種の機械加工(大きな片持ちプレーナもあった)、鍛造も行い、昼間の生徒と一緒に砂型を込めて、本式のキューボラで鉄の鋳造もしていた。したがって後年設計のしごとに従事しても、基本的な工程を思い描くことはできた。蚕糸学校が前身だったので、ボイラの設備もありその缶焚きの実習まであった。

製図学習は重視されていた。基本的には手本を写す臨画だが、かなり多数の部品を設計させられたから、たんなる製図ではなく設計製図というべき学習だった。

専門科目の教科書は、ほんの少しだけあった。元来工業学校など実業学校の教科書には検定はなく、自由発行・自由採択だったのだが、戦時中から検定制度が少しずつ始まっていた。この間の事情は原正敏先生の労作^[補足]に詳しい。筆者が学んだ頃の専門科目の教科書の大部分は、戦時下に作られたものを少しばかり書き直したものだ。先生方は教科書に慣れていないので、使い難そうだったという印象が強い。

[補足] 原正敏「教育内容研究は敗戦から何を学んだか——技術教育の場合」『教育』1968年9月号を参照。

製糸工場で働く

筆者は毎年の夏休みには、近所の農家に手伝いに行っていた。定時制最後の年は、どこか工場で働いてみたいと思っていることを、一緒に生徒会の役員をしていた下級生に冗談まじりに話していたところ、うちの工場を探しているという話を持ち込んでくれた。丸興製糸新屋敷工場だった。[いまの岡谷蚕糸博物館のあたりにあった。]1950年夏には産業界は朝鮮戦争の勃発で日本が米軍の兵站基地とされたために活況を呈しており、それは岡谷の製糸工場にも及んでいたのだ。その工場では、数百釜規模のいまでいえば旧式の挫繰式の製糸をしていた。製糸工場の主役は

言うまでもなく釜の前にずらりと横並びに座って糸を繰る女工さんたちだが、男工にも配繭などのしごとがある。筆者はそこで一夏、配繭のしごとをして働いた。煮繭機で煮られた繭を容れた桶をトロッコに積みあげて、その桶を糸を繰る女工さんたちの釜の前に配って歩くしごとだった。激しい労働で汗びっしょりになり、終業後の洗濯もたいへんなので、結局、工場の寮に泊まり込んだ。ここで筆者は図らずも戦前型の製糸工場の操業を目の当たりに見る事ができた。つい先ほど繰ったばかりの糸質の成績を一日中読み上げている情景などは、(当然のことだが)後に見た映画「あゝ野麦峠」の情景とそっくりだった。日本資本主義の成長過程の実際を学んだわけである。

その工場のお盆休みの夜に街に出たところで、小学校では別のクラスで諏訪中学校で同じ学年だった今井公彦君に出会った。来年は大学受験でたいへんだなどという話を聞いて、急に筆者も大学に行きたいと思い立った。第二本科に転入するときに1年飛んでいたの、夜学なのに卒業は全日制の友人たちと一緒にあったのだ。

落ちて損をしない大学受験勉強

大学に行きたいとは思ったが、長野県内には夜間部のある大学はない。授業料の安い国公立大学を東京について調べたら、東京都立大学と横浜国立大学に夜間課程のあることがわかった。いずれもII期校で競争率は激烈だったから、定時制からでは到底無理だろうとは思ったが、とにかく挑戦してみることにした。(関西は全く眼中になかったの、神戸大学や大阪教育大学に夜間部があることを知らなかった。)

入試まで半年もなかったから、どうせ落ちるなら、落ちて無駄にはならないような受験勉強をすることとした。国語については、近現代の小説をたくさん読んでいたからこの機会に古典を読もうと思った。本当は源氏物語を読みたかったが独学では無理とあきらめて、注釈付きの書物で枕草子を読んだ。社会は日本史と世界史を選ぶこととし、覚える事項が少なそうな和歌森太郎『新稿日本史』を読んだ。これは面白かった。世界史には適当な書物が見つからず、困った。旺文社の『世界史の研究』を買ったものの、覚えさせることが無闇に多いのであきらめていたところ、尾鍋輝彦『100頁の世界史』が見つかったのでこれを読んで済ませた(実際は130頁ほどだった)。数学は解析と一般数学を選択することとした。「解析」には高校の教科書があったが、「一般数学」とは何をするのか全くわからなかったから、受験勉強のしようがなかった。理科のうち化学はしごとでかなりの知識を蓄えていたから何もせず、物理だけを少し勉強した。この時になって片山先生が電磁事象まで省略したことは恨めしかった。定時制では英語はろくに勉強していなかったので、街に高校の教科書を買いにいったところ、高校2年用のものでは手も足もでないの、1年用の教科書を辞書を頼りに少しずつ読んだ。

秋になって急に受験勉強を始めたので、定時制の方は卒業できるのか心配になるほど、欠席がちになった。ところがその頃、高校卒の資格を持たない者のために「新制大学の入学資格を認定する試験」制度^[補足]があることを知ったので、力試しのつもりでこれを受験したところ合格した。かくて、資格の面では一安心した。(実際には、先生方の配慮で定時制を卒業させてくださったが。)

[補足] これについては、二つ補足しておく必要がある。一つは、1950年の3月近くになって、突然、旧制の第二本科で卒業を希望する者は卒業させるという連絡があり、かなのりの同級生は第二本科卒業つまり旧制工業学校卒業の資格で学園を去った。筆者も一応卒業したが、そのまま続いて定時制の第4学年に編入した。

補足の第二は、いわゆる大検が51年6月に制度化される前にこの「新制大学の入学資格を認定する試験」制度があった事実はあまり知られていないので、これを確認しておきたいのである。詳しいことは、拙稿「新学制の最初の大学入学者選抜における高校―大学の

接続関係について」(愛知大学短期大学部『研究論集』第22号、1999年12月、)の45～46頁を参照。

大学入学者選抜における定時制・職業学科の扱い

筆者が大学受験に際して苦心したのは、学力が低いのはやむを得ないとしても、学校で教わっていない科目で受験しなくてはならなかったことである。新制大学発足当初の入学者選抜は、文部省の指導により、高校での必修は理科、社会、数学はそれぞれ1科目だから学力検査科目も理科、社会、数学については1科目を選択すればよいことになっていた。ところが大学側に不満が多く、筆者が受験した年から国公立大学では理科、社会、数学については2科目選択させることにしたのである。この措置により、授業時間数に制約のある定時制課程や普通教育科目の少ない職業学科出身の者は、学校では教わらない科目をふくめて受験しなくてはならないことになったのだ。この措置がもたらした痛みは、定時制課程や職業学科に学んだ者でなくては理解できない。こうして、高校の教育課程と大学入学者選抜における学力検査の科目構成との関係というテーマは、後年、筆者の重要な研究テーマの一つとなった。この問題は高校の普通科から受験する者たちのことばかり考えている人たちに理解されるとは思えなかったが、書き残しておきたいと考えようになった。この問題をいくらか教育学的に整理すれば、「大学入学者選抜における学力検査科目の構成からみた高校－大学の接続関係」ということになる^[補足]。

[補足] このテーマについて筆者はこれまでずいぶんたくさん書いてきたが、予想したように、大学入学者選抜に関心をもつ教育研究者や高校教員から注目されたことはほとんどないに等しい。ところが、千葉大学での退官記念の最終講義の中で原正敏先生が、雑誌『大学進学研究』に筆者が連載中のこのテーマに関する読み物を引用しながら、涙声になりながら怒りを込めてこの問題に触れられたのには驚いた。先生は、筆者が大学受験で苦労していた時期には定時制の教師として生徒たちとともに怒り悩んでおられたのだ。

機械設計のしごと

東京都立大学の入学試験は1951年度からI期校になったために競争率が激減した。そのためか筆者のような者も合格してしまい、工学部の工業化学科に入学した。

合格はしたものの昼間働く場所が見つからないので休学にして帰ろうかと思ったところ、入学式で知り合ったばかりの神足勝丈君の紹介で、重役2人と社員は筆者と受付の若い女性1人という超の字が付くくらい小さな会社で機械設計のしごとをして働くことになった。筆者に命じられたのは、注文に応じて減速機を設計することであった。会社は設計図を作るだけである。図面の青焼きすら、自分の所ではできず、その種の専門の写真屋に持ち込んで焼いてもらった。木型は本所の工場に発注し、鋳造や歯切りを含む機械工作はすべて川口の街工場に発注し、組み立てが終わったらあたかもこの会社の機械工場で作ったかのようなネームプレートを貼り付けて注文主に届けるわけである。

この会社はヘリカルギアによる減速機を売り物にしていた。三角関数で計算して芯-芯の距離がほとんど等しくなるようにうまく設計して二段の減速機を設計するのが筆者のしごとだった。減速比が大きい時にはウォームギアによる減速機も設計した。

入社した最初のしごとは、20馬力のモータの片側のケイシングを外し、モータのシャフトに直接にピニオンを焼き嵌めし、ヘリカルギアにより二段減速する機械を設計することだった。学校で教わったのは平歯車だけで、ヘリカルギアは話を聞いたことがある程度だったが、君は工業学校で出ているんだからできるんだなどと言われて、教わりながら図面を引いた。2週間もして図面が

確かにできた。この時くらい岡谷工業学校の教育に感謝したことはない。

何台か設計するうちに、受注値段をたたかかれたら安全率を下げて歯車の肉厚を少し薄くしたり、ベアリングに安い物を使うなど、設計の機微も身に付くようになった。

合成高分子化学の研究室

大学の2年になり、小坂勇次郎先生から分析化学の指導を受けるようになった。その小坂先生から、いつまでも機械設計をしても仕方があるまいと、東京工業試験所の助手のしごとが紹介されたので、1年と少しで機械の会社を退職した。東京工業試験所とは、古い歴史を誇るかなり大きな化学系の国立の試験研究機関で初台（現在は筑波に移転し、その跡地には国立劇場がある）にあった。

筆者が配置されたのは、日本では始まったばかりの合成高分子化学の研究室だった。ここで初めて、暫くの間、昼間のしごとと夜間学校で学ぶ内容が一致することになった。

直接の上司である浜島求女氏からは、高分子化学の手ほどき、実験装置の工夫など本来のしごとについてはもちろん、英語の論文の読み方、論文要約の作り方など実に様々なことを教えていただいた。とくに、当時東京工業試験所に大量に入っていたドイツ語の化学文献を素材として論文要約の作り方を教えていただいたことは、得難い経験だった。

ここで働いていた時期に、筆者は初めて労働組合運動を体験し、一時期は役職者にも選ばれた。中島篤之助さん〔のち原子力研究所員、中央大学教授、現非核の政府をつくる会常任世話人〕から労働組合では下積みのいわば最底辺の労働者の要求を大事に扱うこと、労働組合における情報宣伝活動とその重要性など、民主的な労働組合活動の在り方を手を取るように教わったことも、貴重な体験だった。

社会科学の学習

大学4年生になってから、学寮の友人村口康雄さんに勧められて人文学部の塩田庄兵衛教授の演習に参加し始めた。その頃の事情を角田真巳君に勧められて「あこのころ読んだ本」と題して『学生新聞』に寄稿したことがあるので、ここにはその全文を掲げる。

あこのころ読んだ本

佐々木 享

愛知大学短期大学部教授、名古屋大学名誉教授（教育学）

私の経歴はややねじれているので、かなり多様な書物のお世話になった。

一家の経済的支柱だった父親を早くになくしたので、私は昼間は働き夜は定時制高校の機械科に学び、1951年に上京して都立大学工学部の夜間課程に進学した。学生時代の昼間は、最初は機械設計のしごとをしたが、大学2年の夏から応用化学の研究機関である東京工業試験所の助手（身分は雇い）として卒業まで勤務した。上司の浜島氏が親切な人で、実験の合間にドイツ語（むかしは化学の論文はほとんどがドイツ語だった）や英語の報文の読み方、要約の作り方を手ほどきしてくださった。どんな長文のものでも数行に要約する修練はのちのちたいへん役立った。氏から卒業までに原書を2冊は読了するよう奨められ、2冊は読めなかったが、フィーザーの『有機化学教科書』を読みあげたときは嬉しかった。のちにでた3冊の邦訳本をみて、あんな厚いものを読んだのかと感慨があった。

政治的には典型的なノンポリ学生だったが、1953年に職場の労働組合の青年部役員に選ばれた頃から、職場有志による毎週1回の学習会に参加して宮川実・柳田謙十郎責任編集の『社

会科学基礎講座』（労働者教育協会）を読み始めた。これが社会科学への開眼となり、砂地に水が吸い込まれるように理解できた（ように思われた）。それからマルクス、エンゲルス、レーニンなどの社会科学の古典をむさぼるように読んだ。大半は大月書店の国民文庫で、その他は岩波文庫だった。文庫本は、廉価で貧乏学生でも買えたし、読書時間がほとんど往復の電車の車中に限られていたからである。勤務の往復の車中の読書はバカにしたものではない。加藤周一氏は、往復の車中だけでラテン語をものにしたと書いている（岩波現代文庫『読書術』）。乱読だったので最初に読んだものを思い出せないが、事実にもとづいて小気味よく論理を展開する『反デューリング論』は強く印象に残っている。レーニンの『哲学ノート』は繰り返し読み、これによって弁証法を学んだ。

きまじめ一方の学生だったと誤解されては困る。学寮に帰れば覚え始めた囲碁が面白くて熱中し、それは勤務先の短い昼休みにまで及んだ。そんな忙しい生活をしていたのに、苦労したとか厳しかったという記憶は薄い。青春時代はエネルギーにあふれていたとしか言いようがない。（ささき・すすむ）（『学生新聞』2002年6月8日号）

角田君は名大教育学部生の時代に全学連の書記長や委員長を務めて苦労していた。筆者の演習にも名前を連ねていたが日常は東京にいたから出席もままならなかった。しかし、最後には立派な卒論を書いて卒業した。なお『学生新聞』が間もなく休刊したのは残念だった。

技術論、技術史を学ぶ

工学部を卒業する少し前、塩田ゼミで一緒になった岡本洋三さん〔後、鹿児島大学教育学部教授となる〕に勧められて技術論、技術史の勉強を始めた。職場でアメリカからの技術導入が話題とされていたことが技術論に関心をもつ直接のきっかけだった。岡本さんは工業化学科の昼間の学生で、学年は1年上だった。塩田教授の演習は夜間だけ開講され、所属学部の違いを問わずに学生を受け容れていたもので、昼間の、他の学部学生とも一緒だったのである。

岡本さんに連れられて民科（民主主義科学者協会）の技術論部会や星野芳郎氏らの現代技術史研究会にも何回か参加した。その研究会では、東大の院生だった神保元二さんなどとも知り合った。〔後年、神保さんと同じ名古屋大学に勤務し、お世話になるとは夢にも思わなかった。〕技術論論争が激しくたたかわれていた時期で、筆者は現代技術史研究会の主流だった意識的適用説にはなじみず、しばらく会誌をとっただけで同会から離れ、岡邦雄氏のものや三枝博音『技術史』などの労作を手がかりとしてもっぱら独学で技術史の勉強を始めた。工学部を卒業したら大学院で技術史を研究しようと心に決めた程に打ち込んだ。

筆者にしてみれば、技術論論争に関する論考を読みあさったことは、後に技術・職業教育を研究するうえで大いに役立ったし、技術史を学んだことは、後年技術教育研究会の大会に「地域の技術史」というユニークな分科会を設ける素地になった。

歴史学を学ぶ

世間知らずの筆者は、工学部を卒業する年に、技術史を勉強するつもりで都立大学大学院の歴史学専攻の入学試験を受けた。実はこの機会に歴史学研究には古文書を読む力量が必要であることをはじめて知った。そんな次第で入試には落ちたので、改めて人文学部の歴史専攻に学士入学した。むろん夜間部である。引き続いて塩田先生の演習には参加した。

忙しい現場の教師をしながら夜間の大学に通うには困難が多い。結局、途中1カ年の休学を挟んで6カ年も人文学部に在籍した。横道にそれる感があるので詳しいことは省略するが、人文学部の

授業では阿部行蔵先生の西洋史演習でマルクスの「ルイ・ボナパルトのブルメール18日」を読んだこと、三好洋子先生の西洋史演習でコスミンスキーの地代論を読んだこと（この演習の受講者は筆者1人だった）、太田秀道先生の史学方法論の授業の緊張感などは忘れられない。北島正元先生の日本近世史演習では古文書の読み方を教えて頂いたが全くものにならなかった。

1961年に入って後述のように技術教育の勉強が面白くなり、夜学に通うのが重荷になったので中退しようかと考えた。しかし修得した単位を数えてみると、5年間も在籍していたので、卒業論文（10単位）を提出すれば卒業できることがわかった。原先生に相談したところ、将来何に役立つかわからないから卒業したらどうかと勧められ、慌てて塩田先生に史料をお借りして卒論をでっち上げ、62年3月に卒業させていただいた。余分な回り道をしたみたいであったが、長い年月の間に多くのすぐれた先生方の講義を聴いたおかげで、歴史学の方法論とか方法という大げさなものではないにせよ、物事を歴史的に考える習性だけは身に付いたように思われる。

学歴などを書かされる際に「最終学歴」などという欄があると、工学部卒の工学士としたものか人文学部卒の文学士としたものか迷うときがあるのは、経歴上やむを得ない。ただしこれまでのところ、勤め先での賃金を定める基準は、大抵工学部卒を基準としていた。

・ 中学校の職業・家庭科の教師

東京都の教員採用試験ではBという芳しくない成績だったのに、工学部卒業という経歴が珍しかったためか、多くの中学校からお誘いがあった。その中で、塩田ゼミで一緒だった1年先輩の津村誠氏から勧められて、1956年4月から目黒区立第六中学校の教師となった。この学校を選んだのは、引き続き都立大学に通う点でも都合がよかったからでもある。担当したのは職業・家庭科の「職業」だった。

戦後「職業」から始まったこの教科の構造は複雑で問題も多く、その解決をめざして学習指導要領も他の教科より改訂回数が多かった^[補足]。しかしいずれも根本的な解決とはならず、各学校ではその運営に様々な工夫をこらしていた。筆者の学校では、週4時間のうち2時間を簿記、栽培、職業生活の知識など男女共通の内容とし、他の2時間を男女に分けて指導していた。筆者が担当したのは、その男女別の男子のみのクラスで、内容は主として工業だった。（これは東京の話で、多くの県ではむしろ農業分野に多くの時間を当てていた。）女子クラスのその時間は家庭科だった。

[補足]「職業」から「職業・家庭」を経て「技術・家庭」に至る変遷については、少なからぬ論考があるが、決定版というべききちんとした歴史研究はないに等しい。例えば、一時期この教科の改革に極めて重要な役割を果たした海後宗臣の思想の歴史的な位置づけが全く無視されてきたこともその一つである。拙稿「職業科と家庭科の『統一』——職業・家庭科の成立をめぐる評価について」（『技術教育学研究』第6号、1990年3月）は、この海後宗臣の役割を論じたものである。ちなみに『海後宗臣著作集』に掲載された海後の著作目録は甚だ不備で、彼の職業科と家庭科関連の著作は全くと言ってよいほど記載されていない。一旦著作集が作られ、著作目録が作られたりすると、後学の者はついそれに頼り勝ちになる。心すべきことである。

こうして筆者は最初の年度は男子生徒ばかり教えていたが、第2年度からは学級担任をすることになり、女子を教える時間がないのは不都合だからということで、自分の学級については男女共通の内容も分担し、さらに自分の学級のみ（免許状を持たない）理科も担当した。理科はとにかくとして、簿記や栽培まで教えなくてはならないハメになり、大いに苦心した。教えられた生徒たちこそ迷惑だったろうと思われる。

この目黒六中の教職員は若々しく、そこには、千野友吾、岡西龍雄（科教協＝科学教育協議会）、

豊田薫（地理教育研究会）など当時始まったばかりの民間教育研究運動に参加している教師が少なくなかった。教師生活の最初から民間教育研究運動を知ったことは僥倖と言って過言ではなかった。後に高知高専を経て埼玉大学に転じ、奈良教育大学に在職中に亡くなった山脇与平氏も、筆者と同じ時期にこの学校で数学を教えていた。

ところで後になって、この目黒六中には、産業教育研究連盟（創設当時は職業教育研究会）の生みの親である清原道壽先生〔補足〕やその影響を受けて育ち後に文部省にあつて技術・家庭科の発展に尽力して全国に大きな影響を与えてきた鈴木寿雄氏が勤務していたことを知った。珍しいことであると思われるので特記しておく。

〔補足〕清原先生が逝去された時に技術教育研究会の会報『技術と教育』第344号（2002年8月）に寄せた追悼文を以下に収録しておく。

清原道壽先生を悼む

佐々木 享

（前技術教育研究会代表委員）

清原道壽（みちひさ）先生が去る6月18日に逝去された。あと二ヶ月で92歳になられるところだったという。88歳になって大著『昭和技術教育史』（1998年、農文協）をまとめられたことには感服したが、2000年3月26日の産業教育研究連盟創立50周年のパーティーに、90歳の先生が杖もつかずに登場された時の驚きも忘れられない。これがお姿を拝見した最後になった。技術教育、職業指導の大先達を失なったことを心から悼む。

清原先生は1949年に、戦後日本の民間教育研究団体の草分けである職業教育研究会（現在の産教連の前身）を創設され、戦後生まれで悩みの多かった職業科の教育に携わる教師たちに指導と援助の手を差しのべられた。

私が清原先生に初めてお目にかかったのは中学校の職業科の教師になって4年目の1959年末だった。現場教師に優しい先生だった。私は間もなく産教連に加盟したが、60年代以降の活動の場は技教研や教科研が主となった関係で、直接ご指導頂く機会は少なかった。しかし、以来40年間、陰に陽にたくさんのお話を学ばせて頂いた。

1950～60年代の清原先生と長谷川淳先生（後、技教研の初代代表委員）は、ともに東京工業大学助教授で、ともに技術教育分野の数少ない研究者であり指導者だった。1956年に刊行された宮原誠一編『生産教育』（国土社）には清原先生が「明治以来の工作教育」を、長谷川先生が「明治以来の技術教育」を書いておられた。これが両先生の棲み分けだったのかも知れない、と私は納得していた。これと似たような分担は、『岩波講座現代教育学』第11巻「技術と教育」（1961年）や平凡社の『世界大百科事典』の執筆項目にまで及んでいた。私たちはこうした技術教育研究の大先達に恵まれて育った。

清原先生に学ぶべきことは多いが、一つだけ記す。先生はいわゆるエリートコースであった東京帝国大学文学部を卒業後、自ら希望して東京の小学校の教師とられた。ことに下町の子どもたちの職業指導に意を用いられた。ひたむきで誠実な先生の教育実践は官憲の目にとまり、1943年5月に治安維持法違反容疑で逮捕された。先生は天皇制軍国主義権力の弾圧に屈することなく志操をまもり貫き通された。天皇制権力は敗戦後もなお国体護持に固執していたから、先生の釈放は、1945年10月のGHQによる全思想犯釈放指令をまたねばならなかった。あの飄々としたお体のうちに強靱な思想が秘められていたのだ。私の知る限り、先生はこうした自己の経歴を語ったり書いたりすることはなかったし、思想を押しつけることもなかった。これが清原先生の真骨頂だったのであろう。私たちがこうし

た先生の前半生を詳しく知り得るのは、長女の清原れい子さんが『雨の日の出獄』（1996年、築地書館）をまとめて下さったからである。

先生は戦後も小学校に勤務され、やがて学制改革で新設された目黒区立第六中学校に転じ、職業科と職業指導に取り組みました。招かれて大学に転じたのはその後のことである。

追悼のことば（『産業教育研究』第32巻第2号）で鈴木寿雄氏（若き日に目黒六中に清原先生とともに勤務された。元文部省教科調査官）は、有事立法などきなくさい動きがある中で、先生の貴重な体験を無駄にはいけないと語っている。同感である。

技術・家庭科の誕生

1958年に学習指導要領が全面改定された。このことは、職場や教職員組合、それに地域の教育研究サークルの研究会でも話題となった。組合活動に熱心な人たちは、学習指導要領改訂に反対するという考え方が強かった。筆者は中学校に技術・家庭科が誕生したことに注目した^[補足]。

[補足] やや詳しくいえば、教育課程審議会の答申では「技術」科を新設することになっていたが、草案発表の段階から「技術・家庭」科となったものである。当時の筆者は、無論こんなことを知らなかった。

草案発表の段階から「技術・家庭」科となった変化の事情は、隈部智雄さんにより次のように活写されている。

「(前略) この答申に基づき、1958年7月31日には中学校学習指導要領改訂草案が発表された。この際、原案では「技術科」であった教科名は、「技術・家庭科」に変えられていた。この変更は、教材等調査研究会に正式にはかられることなく、「技術・家庭科」の教材等調査研究会中学校職業・家庭小委員会委員長はじめ委員会の委員にも電話で連絡しただけで、文部省の独断で行われた。内容に男子向きと女子向きの2系列があるのに、名称が男子向きに偏っていると強い不満を示した家庭科関係者の反対に抗しきれなかったためとされている。このときの変更は名称だけではなかった。原案では学年主題として、男女共通に第1学年「技術と生活」、第2学年「技術と生産」、第3学年「近代技術の理解と活用」があり、内容の3分の1が各学年とも、男子、女子同じになるようになっていた。省内では、教科名を「技術・家庭科」に変えると決まってから、学年主題に代わる、男子向き・女子向きの各学年の目標をつくり、大蔵省の印刷局で、版を組直してもらい、朝までかかって印刷したとのことである。」

隈部智雄「普通教育としての技術教育の課題——『技術・家庭科』の30年の歴史にそって」（『教育学研究』第57巻第3号、1990年9月、34頁）

この事情は、当時文部省内にあって渦中にあった鈴木寿雄氏が、後年、名古屋大学教育学部における集中講義で語ったもので、たまたま名大に内地留学していた隈部さんは、この講義を聴講していたのだ。

依田有弘さんは、隈部さんのこの論文の刊行直後に、このくだりをめざとく見つけた。教育学関係の文献は、自然科学や工学の世界と違い、論文の標題から何が書かれているか推測し難い場合が多いから、きちんと目配りしている研究者がいないと、重要な記事も見落とされがちである。その意味では、必要な人に見つけられたのは幸運だったともいえる。

筆者は、自分の体験からも、あれこれ中途半端な職業・家庭科に疑問をもっていたので、内容を男女別に分けることには反対だったが、技術教育を近代技術という観点から整頓しようとする考え方には納得できた。そして、学習指導要領案に注文をつけるとすれば、その教育内容を技術に関

する科学という観点から充実させることであるように思われた。教職員組合などでは筆者の主張はあまり理解されなかったが、地域のサークルでは目黒八中の菊地良輔さん〔のち全国進路指導研究会常任委員長〕や野村篤さんがある程度理解して下さったので、落ち込まなくて済んだ。

職業技術教育研究との出会い

筆者は、前項で述べた観点で、1959年秋の東京都教職員組合目黒支部の教育研究集会に小さなレポートを提出した。しかし目黒支部の集会では職業・家庭科の分科会への参加者は筆者のみで、レポート提出者も筆者以外にはなかったため、やむを得ず筆者は11月に開催された都教連（都教職員組合、都高等学校教職員組合、都特殊教育教職員組合の連合体）の集会に直接にレポートを提出して参加した。

この集会に参加したことは、筆者のその後の人生に決定的な影響を与える転機になった。そのため、この集会についてはこれまでも何回かあちこちで述べているが、要点を記しておく。まず、講師には戦前から唯物論哲学者として聞こえていた岡邦雄氏、新進気鋭の哲学者として知られた芝田進午氏（当時法政大学教授）が並び、傍聴者として長谷川淳先生がおられるなど、出席者が豪華だった。正会員（昨今のことばではレポート提出者）には原正敏先生、池上正道さんなどの名前があった。

この分科会に提出された原正敏先生のレポートは、筆者には衝撃的だった。その時の感想を以前技術教育研究会の会報『技術と教育』第298号（1998年10月）に書いたもので、ここではそのまま転載する。

「当時都立世田谷工業高校の定時制に勤めていた原正敏氏の報告書は『職業訓練と学校教育』と題し、1958年に職業訓練法が成立したことを契機に、財界が職業訓練に関心をもつようになったが、最近では青年労働者も関心を深めているので、日本の労働組合運動も職業訓練〔問題〕に積極的に取り組むべきだ、という趣旨のものだった。〔日本産業教育学会の創立前のことであり、〕この方面の知識が皆無だった私には衝撃的な報告だった。この集会は一生涯忘れられない原正敏先生との最初の出会場の場だった。当時の東京都教連の教研集会では報告者も全員合宿しており、原正敏先生はウイスキーの角瓶を提げて私の宿舎であった日本青年館まで訪ねて下さった（後にわかったことだが、当時の原先生は、平生は焼酎を飲んでおられた）。その夜、私と原正敏先生とは技術教育や職業教育に関する考え方で意気投合したので、心ゆくまで歓談した。私の主張は当時の教職員組合のなかでは孤立している感があったので、同志がいることを知って本当に嬉しかった。／長谷川淳先生に初めてお目にかかったのもこの集会で、集会の後、懇談したことを契機に先生に近〔ママ〕しくして頂くことになった。」

これが、筆者の原正敏先生との最初の出会場であり、職業技術教育研究との最初の出会場であった。ただし、後年の原先生の話では、この分科会当日には原先生のレポートは討論されなかったとのことだった。時間の関係だけでなく、司会者をふくめて出席者の大部分が中学校の教師だったので、話題にし難かったのかも知れない。

技術教育研究会、日本産業教育学会の創立など——1960年

1960年は、近代日本では安保闘争が闘われた年として記憶されているが、筆者にとって様々なことがあった年であり、また日本の職業技術教育研究にとっても大きな画期となった忘れられない年である。まず、そのいくつかの重要な事実を掲げておく。

1月15日に、長谷川淳、山崎俊雄、原正敏の3先生の呼びかけにより、民間教育研究団体として技術教育研究会が創立され、筆者も参加した。筆者にとって技術教育を腹藏なく民主的、科学的

に研究し討論する場ができたのである。これで筆者の腰も据わった。1月末には、千葉市で開催された日教組の第9次教育研究全国集會に筆者は正會員として初めて参加した（ただし、この年から日高教との共催になった）。そして以後、半世紀にわたるこの教研全国集會との付き合いが始まった。

3月には、筆者は参加しなかったが、労働組合が職業訓練問題に取り組みはじめたことを象徴する総評（＝労働組合総評議會）と中立労連（中立労働組合會議）による〔第1回〕職業教育研究集會が開催された。

4月から、筆者は都立化学工業高校に転任した。これによって中学校の現場からは離れたが、職業教育に関する視野は飛躍的に拡大された。

夏には、筆者は教科研（＝教育科学研究全国協議會）の研究集會の「技術と教育」分科會に初めて参加し、以後技術教育や職業教育を教育学の観点から研究する道が開かれた。

秋には、細谷俊夫、桐原葆見の両先生の呼びかけで、産業界と教育界とを結びつける趣旨で日本産業教育学会が創立された。東大で開かれたこの学会の創立總會にも筆者は参加する幸運に恵まれた。

10月には、文部省が全面改定した高等学校学習指導要領を告示した。その直後の11月には、日教組・日高教が『新教育課程の批判——自主的編成活動のために』という冊子を発行した。筆者は4月から高校教師になったばかりなのに、技術教育研究会で知り合った幡野憲正さん（日教組の中央執行委員だった）から呼び出されて、この冊子の執筆會議に参加し、結局その一部を分担執筆した。この冊子の筆者には、原正敏先生や長谷川淳先生も参加していたが、宮原誠一、五十嵐颯、小川利夫、宮坂広作などの教育学の諸先生も参加しておられ、これを契機にこうした諸先生との交流の輪も広まった。

1960年には以上のほか、5年一貫で教育する高等専門学校を制度化する学校教育法の一部改正、企業内訓練施設に学ぶ者が高校の定時制・通信制課程に在学する場合には、その訓練の一部を高校の単位として認定するいわゆる連携教育法案、高校の工業教育を拡充するために臨時的措置として3年制の工業教員養成所を国立9大学に付置するための法案、中学校には「技術」の免許状を新設し、また工学部の学生が高校「工業」の教員免許状を取得しようとする場合には教職課程の科目の単位を学部の専門科目で読み替えることができるとする等の教育職員免許法の一部改正案などが相次いで国会審議にかけられていた。

技術教育、職業教育をめぐる時代は急速に動きはじめていた。筆者は偶然にその片隅にいたわけであるが、転任という個人的な事柄を別として、これらの動きに筆者が多少なりと関わりをもったのは、年頭に発足したばかりの技術教育研究会を通しておつき合いする友人・先輩の環が急速に広がったからである。

II

工業高校の教師

1960年4月から、筆者は都立化学工業高校に転任した〔補足〕。1学年工業化学科4クラス、電気化学科2クラスというユニークな学校だった。この学校に5年間勤務した間には様々な科目を担当した。丁度筆者が着任した年から、教育課程に工夫をこらした改革を始めたところで、工業化学科の実習に化学工学実験を導入することになったこともその一つだった。筆者は講義では化学工学、実習ではその化学工学実験を担当した。化学工学には教科書がなかったので「化学機器」の教科

書を用いた。また化学工学実験については、永田先生が作った実験書ができていたのでそれを用いた。

筆者が工業高校の教師になった時期は、工業高校にはすでに実習助手が配置されていた。東京の場合、大抵の実習助手は夜間の大学に通っていた。筆者が東京工業試験所に助手として働いていた頃と同じ姿だった。そんなこともあって、全国的視野からすれば実習助手の在り方には問題が多いことをこの時期には全く自覚しなかった。これについては後に大いに反省させられることになる。

[補足] この学校は、東京府立工業学校として、名称から推測されるように、1920年に発足した東京府立の最初の工業学校だった。工業化学だけの学科を置く全国でも珍しい学校で、教師も粒ぞろいでその教育水準も高く、戦時中の1942年に都立化学高等工業学校を附設したほどだった。その都立化学高等工業学校のスタッフの一部は、都立大学の発足に際して工学部の工業化学科へ移った。筆者に東京工業試験所への就職を世話して下さった小坂先生もその一人だった。

しかしこの伝統ある学校も、真っ先に東京都の高校統廃合政策の槍玉に当たり、2001年には廃校となり、いまはない。

教職員組合の教育研究活動

1960年1月末に日教組の第9次の教育研究全国集会在千葉市で開催され、筆者は東京代表の正会員としてその生産教育分科会に参加した。ここから、以後長く続く教職員組合のいわゆる教研活動(=教育研究活動)への参加が始まった。その後、1961年の集会には司会者として参加したが、1962年の第11次福井集会には(おそらく勤務校の都合で)参加しなかった。続いて1963年の第12次(鹿児島)と1964年の第13次(岡山)集会には司会者として、1965年の第14次(岡山)集会には再び正会員として参加した。

教職員組合の教育研究活動は、通例、毎年秋頃から各支部での研究集会から始められ、やがて11月頃の府県の研究集会に集約される。そこで選ばれた代表が1~2月に開催される全国集会に参加する。このように、教職員組合が労働条件の拡充などの活動の他に、教育活動の諸問題の研究に取り組むことは、他国には見られない日本の教職員組合運動の重要な特色の一つとなっている。筆者は、しばしば府県教組の研究集会の生産技術教育分科会に招かれて研究討議に参加した。

1965年4月には専修大学に赴任した関係で日教組の組合員資格を失い、1966年の第15次(福島)集会からは「生産技術教育」分科会の講師として参加するようになった。こうして1963年以来今日まで、1回も欠かさず参加し、担当の分科会が変わることもなかった。そのおかげで、教育現場から離れて久しいのに、技術科や高校職業学科の動向をつねに敏感に学ぶことができた。途中1回も欠かさず出席できたのは、日教組本部が毎年招いてくれたからであり、冬場の集会に参加できる健康に恵まれたからであり、参加すれば必ず学ぶところがある魅力に支えられたからである。その記録は、毎年の『日本の教育』に収録されている。(集会に参加したのにまとめを執筆しなかったのは、年度末が超多忙でその時間がとれなかった2002年の集会だけだった。)

教職員組合の研究集会で学ぶことは、そこに優れた実践が提出されるからというのみではない。職業科の時代からそうなのだが、この教科の教師たちは、学習指導要領の改訂に敏感である。文部省の定める学習指導要領は、この教科に関しては改訂の度毎に内容が大きく変わることが多かったから、ある意味ではやむを得ないことだった。しかしこれは、他の教科の教師たちと大きく異なる点である。教組の研究集会では、もちろん優れた独創的な実践も出されるが、他方たとえ教職員組合主催の研究集会であっても、学習指導要領に極めて忠実な実践報告がたくさん提出される

ことが少なくない。これは、府県の集会でも全国集会でもあまり変わらない。筆者らは、研究集会でこうした現実に触れることにより、日本の教育現実を学び、そこから進歩の可能性を探り、学びとってきたということが出来る。

教育研究全国集会についていえば、提出されたすべてのレポートを年末の打合会で読み、1月に開催される集会の討論に参加することはたいへん勉強になる。また3日間の密度の濃い報告・討論を短い枚数に整理して叙述することは、文章作法の得難い勉強になっていることも特記しておきたい。

日教組の後期中等教育委員会

前述した1960年秋の高校教育課程批判の冊子を作った後、高校教育に関する研究の遅れが反省され、日教組の高校部と教文部の肝いりで、大川圭一、原正敏、長谷川淳、小島昌夫、小川利夫、五十嵐颯、宮原誠一、吉田昇、宮坂広作などのメンバーによる後期中等教育委員会が組織され、筆者もその一員に加えられた。長谷川淳先生の提言で、日教組本部がこの研究会の活動に関する限り、現場教師と大学教師を差別なく扱ってくれたので、率直な意見を交換することができた要因だった。幡野さんから替わった担当中執の橋本三郎さんとの長いおつき合いもここから始まった。

この委員会は、会合を開いて意見交換するだけでなく、しばしば実態調査活動も実施した。筆者のような現場教師でも、神奈川県技術高校や富山県の産業高校の調査に参加して、学ぶところがあった。そうした活動の中で、いわゆる技能連携に関する調査や創設されたばかりの衛生看護科に関する原正敏先生の調査報告は今日からみても貴重な文献となっている。この委員会がまとめた諸報告はすべて組織内に配布されたので、一般の人の目に触れる機会がない。このことを残念に思った小川利夫先生は復刻することを希望しているが、なかなかその機会に恵まれないのは残念である。

この委員会は、教組が組織する研究組織としては珍しく息の長い研究会だった。日本では中等教育に関する研究がひどく遅れているとしようのに[このこと自体、この研究会で教えられた]、こういう一流の研究者に囲まれて高校教育研究の歩みを始めたことは幸運だった。

「技術と認識」——技術論論争のはざままで

日教組の機関誌『教育評論』第133号(1962年11月)と第134号(1962年12月)に、「技術と認識」と題する論文を書いた。筆者の意識としては、中学校学習指導要領の技術科の本質的な特徴を正面から批判するつもりで書いたものである。ただしこのことについては、若干の断りが必要である。

長谷川淳先生からご指導頂くようになったかなり早い頃に、技術教育研究に技術論論争を持ち込まないように、と嚴重に釘をさされていた。筆者は日教組の第9次の教育研究全国集会に提出した報告書に、附属資料の一つとして「技術の概念規定について」と題する文書をつけておいた。技術科教育の内容を吟味するには技術の概念を確定しておくことが重要だと考えたからである。長谷川先生はこのレポートを読んでおられた(筆者が届けたのかも知れない)からであろう。

筆者の周囲には、意識的適用説と労働手段体系説の人たちが複雑に入り組んでいたから、長谷川先生が技術教育研究に技術論論争を持ち込まないように、と筆者に忠告された理由は理解できた。教育学関係者で意識的適用説を信奉する人たちには、長谷川先生ご自身をはじめ、原正敏、清原道壽、科教協の田中実の諸先生があり、労働手段体系説をとっている人には、岡邦雄先生はもちろんだが、山崎俊雄先生がおられた。どちらかといえば、労働手段体系説をとるの方がやや少なかった^[補足]。三枝博音、芝田進午などの諸先生は折衷説であった。

[補足] 技術論理解のその後についていえば、意識的適用説の特徴の一つは技能を軽視ないし蔑視することだから、職業訓練の大切さを説く原先生が意識的適用説に立脚するのはおかしいと批判したところ、先生はあっさり説を変えた。また清原道壽先生は1968年の著書『技術教育の原理と方法』で、労働手段体系説に説を変えられた。

学習指導要領の技術科がゆがめられている理由の一つは、その技術観が意識的適用説に立脚していることに関係している、というのが筆者の理解だった。この「技術と認識」では学習指導要領の技術科を批判的に検討するつもりだったから、技術論に触れないわけにはいかないはずのものである。しかし長谷川先生から釘をさされていたので、道具の使い方などをしっかり教えることの大事さを説く先生が適用説に立脚するのはおかしいと思いながら、筆者は技術論論争に触れないかたちでこの論文を書いた。いきおい晦渋なものになったが、かなり神経を使いながら力を込めて書いた記憶がある。

この論文については、日教組の機関誌というやや異質なジャーナルに書いたものであったにもかかわらず、北大での日本教育学会へ行く途中の車中で、持田栄一先生（東大教授）からあれはしっかりした論文だとおほめのことばを頂戴した。筆者は持田先生の理論——学校管理の理論には賛成しない立場をとっており、先生もそれを承知しておられたはずだが、ほめてくださったことは忘れられない[補足1]。

[補足1] まだコピー機などなく、増し刷りには謄写版しかない時代だったが、持田栄一先生は学会発表の要旨をきちんとタイプ印刷して会場に持ち込んでおられた。学生時代に見た日本化学会の発表は大きな紙に書いたものを持ち込むのが普通だったが、日本教育学会ではるるくに要旨の印刷もしないで発表する人が多かったので、持田先生の発表の仕方には学ぶところがあつた。

[補足2] この論文は、随分経過してから、森下一期さんから批判された。上記の経緯から批判されてもやむを得ないものだったが、まともに学問的な批判の対象とされたことは嬉しかった。

技術教育における女子の差別

高校学習指導要領改訂にしたがって、筆者の勤務する都立化工でも1963年から新しい教育課程を実施した。新教育課程の特徴の一つは、女子生徒には「家庭一般」を必修としたことだった。筆者の学校では、新たに低学年に「製図」を課すこととしたが、女子にはその時間の裏番組で「家庭一般」の授業を組み込んだ。筆者はその「製図」を担当することとなったが、新学期が始まって間もなく、筆者は学年全体で20数人いた女生徒たちから抗議を受けた。工業を学ぶためにこの学校に入ったのに、工業技術の基礎といわれる製図の授業を受けさせないのはけしからん、というわけである。「女子差別」ということばが使われたのか記憶はないが、言われてみれば明白な女性差別だったから、協議の結果、慌てて担当の非常勤講師の先生にお願いして「家庭一般」の授業を土曜日の午後に移し、女子も製図を学ぶことができるようにした。

この問題で教えられたことは象徴的だったが、筆者は、技術教育を女子に課さないのは女子差別だという立場を明確にするようになった。ところが中学校の教師のあいだでは「技術・家庭」の別学反対という意見が強かった。筆者には「家庭科」を共学にする必要性が理解できなかったので、技術科の別学反対と言っていた。ところがどうしたことか、筆者は「技術・家庭科」の共学化に反対しているという誤解が一部の人びとのあいだに広まり、中学校の教師をしていた村田昭治さん[のちに文部省の教科調査官を経て金沢大学教授]からは『技術教育』誌上で名指しで批判された。この誤解を解くために書いたのが、「技術・家庭科の男女差別に反対しよう」（『技術教育』第

203～204号、1969年6～7月)である。

技術教育研究会の仲間たち

1960年に技術教育研究会が発足したことは前述した。この研究会の活動に積極的に参加することは、筆者の生涯の最も重要なバックボーンの一つとなった。このことは、強調しても強調し過ぎることはない。しかし、筆者と技術教育研究会との関わりについては、「技術教育研究会と私の歩み」と題して会報『技術と教育』の第295号(1998年7月)から断続的にいまに至るまで20回近く連載記事を書いているので、ここでは重複を避けるようにつとめたい。

技術教育研究会(以下、しばしば「技教研」と略す)に参加してきたことは、具体的には数多くのすぐれた実践家に学ぶ機会に恵まれてきたことを意味する。筆者は、技教研、次に述べる教科研などの民間教育研究運動の諸活動、日教組、日高教とそれぞれの傘下の教組など教職員組合の教育研究活動などに携わってきたが、日常的に接し学ぶことが多かったのは何と言っても技教研の人びとだったことを強調しておく必要がある。ことに技術教育研究会で知り合った人びとは何事もけれなく話し合えるし、研究に関心をもつ人たちなので、筆者が何か調べたいと思った時にはいつも最も頼りになる人たちであることは記しておく必要がある。

技術教育研究を科学へ——教育科学研究運動

1959年暮れに町の本屋で雑誌『教育』を見つけたことで、教科研(当時は、教育科学研究全国協議会)を知った。

教科研の研究集会には1960年夏のから参加するようになった。教科研には日常的に活動するたくさん部の部会があり、集会に参加して間もない頃から、筆者はその一つである「技術と教育」と称する部会の世話人を引き受けた。

その後教科研は1962年から個人加盟の研究会に組織替えし、筆者も部会から推薦された一人として常任委員に加えられた。これ以後、長く教科研運動に参加することになった。

ここでたくさんのお優れた教育研究者とおつき合い頂くことになった。常任委員の大部分は教育学者で現場教師はほんの二三人しかおらず、筆者なども気後れし勝ちだったが、山住正巳さんが機会ある毎に、現場教師も研究者なんだと励まして下さったことが忘れられない。筆者は後に、阿部重孝の「教育研究法」の中にこの山住さんと同じことばがあることを発見した。

教科研運動に参加したことは、日本の教育界の動きを幅広く、かつ権力との緊張関係を適格にとらえるという点で、筆者の教育研究の在り方の基本を形成することとなった。しばしば9時を過ぎて赤提灯の場にまで続く常任委員会における討論の厳しさには大いに学ぶところがあった。

教科研運動は一生続けるべきしごとだ言われていた勝田守一先生のことばが記憶に強く残っていたため、名古屋に転居してからも常任委員の一員として残して頂いたが、さすがに近年は若い人たちの邪魔や重荷になってはいけなと反省して、2002年の大会で降ろして頂いた。

教育学における教科にかかわる教育学の位置

調べてみると、技術科教育に関する筆者の論考は雑誌『教育』に発表したものが多い。産教連が編集していた『技術教育』は別として、教育関係の雑誌に技術科教育に関する著作が掲載されることは一般には希である。筆者は教科研の常任委員会に参加していたので、発表の機会を与えられることが多かったものと見える。

後になって、日本教育学会の『教育学研究』などを見てみると、個々の教科に関する論考が非常に少ないことに気づいた。投稿が少ないのか、投稿があっても審査でおとされるためかは分から

ない。ところが1960年代の教科研では、教育学者でも山住正巳、柴田義松などの人びとは教科にかかわる問題を決して軽視せず、むしろ積極的に誌面に取りあげていた。それは堀尾輝久編集長になっても変わらなかった。筆者はこうした雰囲気の中で教育学の勉強を始めたので、教育学とはそういうものかという感想をもっていたのだが、少し広い視野でみると、教科の問題を教育学の視角から分析する論考を教育学の業績と認める風潮はあまり一般的ではないらしい。こうした傾向は、教育学のためにも残念なことであるように思われる。こうした意味でも、筆者は恵まれた場にいたということができるのであろう。

技術教育と災害問題

技術教育と災害問題は、教組の全国教研の分科会で学んだテーマの一つである。すなわち、技術科教育では授業中に災害が多発している（常識に反して、体育の授業中の災害よりも多かった）ことを知ったことに始まる。1960年に発足したばかりの日本学校安全会の統計を活用し得たことが幸いして、原先生の尽力により丸鋸盤、手押しかな盤で災害が数多く発生している実態が解明された。研究の結果、女子年少者労働基準規則により年少の労働者に禁止している丸鋸盤、手押しかな盤を技術科教育で生徒に使わせること自体が間違いであるうえ、技術科の教育条件の悪いことが災害発生の背景となっていることが判明した。災害発生を防止するために、あらゆる機会を活用して問題点を訴えようと原先生と相談してあちこちに書いたので、筆者の「著作目録」で調べると独立した論文だけで少なくとも8本はある。

原先生は、それらの論文のいくつかを編集して、事実上自費出版の編著『技術科の災害と安全管理』（1964年10月、明治図書）を刊行された。いまみてもよくできた書物である。先生はこの編著を全国の技術科教員養成課程の教員に配布したとのことだった。

そうこうするうちに、技術科の授業中に子どもが指を切断した事故に遭った親が怒り、損害賠償請求訴訟を起こした。原先生は子どもの安全を確保する立場からこの訴訟に積極的にかかわりをもたれた。そのかかわりの中から、原先生と筆者の共著『技術教育と災害問題』（1966年12月、国土社）が生まれた。裁判は勝訴におわったが、その判決にはいささか疑問が残った。拙稿「授業における生徒の災害と災害補償——『授業行為は公権力の行使である』という判決をめぐって」（『教育』第215号、1967年12月）を参照。

その後原先生の獅子奮迅の努力により、文部省もついに折れて、学習指導要領に記載され、検定教科書にも載っている丸鋸盤、手押しかな盤は技術科ではほぼ全面的に使用禁止となった。拙稿「技術教育の安全対策——文部省ついに手押しかな盤の使用禁止を指示」（『教育』第221号、1968年5月）を参照。

学校事故の教育法学的研究

技術科教育における生徒の災害と災害補償に関する筆者の取り組みは、その後、意外な面に展開した。教育学と法律学の結合により教育問題を深く探求することをめざして1971年に発足した日本教育法学会の第1回大会で報告するよう求められたことがその始まりである。この報告は、「学校災害補償について」（『教育権保障の理論と実態——日本教育法学会年報第1号』有斐閣、1972年3月）としてまとめられている。筆者に報告するよう勧めてくれた人がだれだったのかは思い出せないが、これを契機に、兼子仁、永井憲一などの諸先生と親しくおつき合い頂くようになり、学校事故を教育法学的に研究するという予想もしなかったしごとで少しばかり携わるようになった。この最初のしごとで気づいた論点を深めたものが、「学校事故の災害救済問題」（『戦後教育と憲法・教育基本法——日本教育法学会年報第5号』有斐閣、1976年3月）である。

後には、兼子仁先生の勧めで、「技術科の授業中の負傷と国家賠償」（『別冊ジュリスト』第41号、1973年4月）という判例批評を書くというおそれたこともした。民法の関連条文を拾い読みしていた程度の知識だけで、民事裁判のことを全く知らなかった筆者は、この原稿をまとめるについては、専修大学の社研や教員組合を通じて面識を得た法学部の打田峻一先生からそのイロハから教えていただいたことも忘れられない。

その後筆者は学校災害問題の深みにはまることになったが、その契機の一つは、大宮市長と同市議会が熱心に取り組んでいた「学災法制定運動」の新聞記事が目にとまり、これに参加するようになったことである。拙稿『学災法制定運動促進のための一つの提案』学災法制定促進全国協議会総会（於大宮市、1972年10月）を参照。不法行為論という市民法体系の厚い壁を破ろうという法律を制定するについては、研究者集団の助力が必要だという筆者の提案は受け容れられ、以後しばらく、永井憲一、兼子仁両先生などを中心として、日本教育法学会の中に学校事故問題特別委員会が設置され、研究が深められた。若い日の喜多明人さん〔現、早稲田大学教授〕がその事務局の世話して下さいようになったので、筆者の役割は終わった。

もう一つの契機は、学校事故に関する筆者の文章が日本母親大会連絡会事務局の升井とめおさんの目に止まったことだった。学校災害で悩んでいるお母さんたちの小さな集まりで話をしたことがあり、これを冊子としたのが『子どもの学校災害とその救済』（日本母親大会連絡会、1975年7月）である。これを契機として升井さんたちは、「子どもの学校災害問題」を日本母親大会の分科会の一つに設定した。筆者も何回かその助言者に招かれたのだが、最初から予想を超える200人くらいのお母さんが集まってきて関心の広がりには驚いた。

この日本母親大会の分科会討議が契機となって、その後、「学校災害から子どもを守る全国連絡会」が組織され、年1回、喜多明人さんや学校災害事故事件に関与したことのある弁護士なども参加して、熱心な討議が重ねられ、筆者も時々参加している（筆者の手元には、2002年の「第24回総会特集号」がある）。

日本教育法学会の永井憲一先生らは書物をつくるのが上手で、学校災害に関連する書物を何冊か作られた。筆者もそのつど短いものを書かせて頂いている。そうした中で長い間の筆者の関心事の一つは、1960年に発足した日本学校安全会（その後度重なる行政改革の結果、日本学校健康センターとなっている）の成立経過だった。いくつか目にとまった関連史料を手がかりとしてまとめたのが、「日本学校安全会法成立の背景」「学校災害と日本学校安全会法」「技術教育と児童生徒の災害」（いずれも学校事故研究会編『学校事故の法制と責任』総合労働研究所、1977年10月に収録）である。

大学の教師

話は多少前後するが、菅井準一先生のお誘いで、筆者は1965年4月から専修大学の教員になった。担当したのは化学と自然科学論であった。その間の事情等については『技術と教育』の連載に書いたので省略する。ただここでは、大学の教員になるにあたって筆者が自覚したことの二三を思い出すままに列挙しておきたい。

筆者の活動の原点なのだから、教職員組合や民間教育研究運動には以前と同じく一人の研究者として積極的に参加しそこから学ぶことに努める、具体的には教職員組合や民間教育研究運動の研究会には、日程の都合がつく限り積極的に参加する、社会には大学の教師に対してさまざまな期待があるが、筆者としてまず重視することは、民主的な研究者たることを期す、大学の研究者には研究することが期待されているのだから、現場教師出身だからとそしられたりしないよう、学問的にもしっかりした研究活動をする、などである。

専修大学に在職した11年間に通算4年間は教員組合の役員となり、その民主化と組織強化のために活動した。組合役員になった期間は、それまでコンスタントに出席していた毎月の教科研の常任委員会にもほとんど欠席せざるを得なかった。しかし結果としては、実はこの教員組合の活動に積極的に参加したことはマイナスではなく、むしろ、それなくしてはおつき合い頂くことなど考えられなかった社会科学の研究者に親しくして頂くようになったことは有り難かった。学内の社会科学研究所（社研）の構成員には教員組合の活動に理解ある人たちが多く、その推薦で社研のメンバーに加えて頂いたことと合わせて、専修大学で働いたことは、筆者の研究者としての力量を高める重要な要因の一つになった。

技術科研究

中学校の技術科教育については、当初、技術論などを手がかりとして研究を始め、現場教師の研究に接する機会も多かったが、何しろ教育学にはずぶの素人だったから、まず自分たちが立脚する位置を確かめる必要があると強く感じられた。そのことを意識して書いたのが原正敏先生との最初の共著「技術科の諸側面の歴史的構造（上）（下）」（『教育』第152、153号、1963年1～2月号）である。

その後も学習指導要領の技術科批判を中心に随分たくさん文章を書いている。学習指導要領改訂の度ごとに、批判の論陣を張ることが多かったこと、教科調査官の論考が現場の教師たちに大きく影響しているらしいことを知り、それを黙視せずに、その種の論考を入手できた時には批判のペンを取ることにしていたことなどが、技術科教育に関する文章の数が多くなった理由である。

『技術科教育法』

筆者は、いわゆる教科書をつくることにはあまり気が進まない。売れる（学生に買わせる）のをよいことにして作った粗雑なものがあまりに多いからである。しかし教科書づくりが嫌いというわけではない。折々によい教科書が作られなければ、学問は進歩しないことも承知しているからである。

お茶の水女子大学の吉田昇先生の紹介でまとめた原正敏先生との共編著『技術科教育法』（学文社、1972年10月）は、気に入った。執筆者に信頼できる人を揃えることができたし、編集など本づくりが丁寧だったからである。「編集」とか「監修」に名前を連ねる時には寄せられた文章の細部まで目を通すという長谷川先生に教えられた流儀を通すことができたからでもある。筆者自身も原先生のご注意で書き改めた部分があった。原先生も筆者もあちこちの大学で技術科教育法の講義をしたことはあったが、こういう書物を作ったのは初めての経験だった。

商売人としては筆者は全く無能だが、書店の努力が実って、再版までこぎ着けたので、それを機会に世代交代を企図し、編者には原先生に替わって技教研で親しくしていた近藤義美さん〔福岡教育大学教授〕に加わって頂き、学習指導要領改訂に対応して内容も再編して、筆者と田中喜美・近藤義美編『新版 技術科教育法』（学文社、1990年3月）改訂版を作ることもできた。この書物については、原先生の流儀にならって九州のお宅まで訪ねて近藤先生に編者に加わることをお願いしたこと、献呈したら鈴木寿雄氏からおほめのことばを頂戴したことが忘れられない。

前著の売れ行きがよかったこととソ連の崩壊などの海外事情の変化を織り込んで、4年後には、筆者と田中喜美・近藤義美編『改訂新版 技術科教育法』（学文社、1994年10月）を刊行することができた。

和田維四郎小伝——近代日本の科学・技術史研究

1960年代の末頃から、専修大学の加藤幸三郎さんに誘われて三井金属鉱業の神岡鉱山史編纂のしごとに加わった。名目は監修だったが、総監修の小葉田先生自ら執筆されたので、実態は執筆者だった。石炭鉱山の歴史についてはいくつか社史もあり少ないとはいえ研究もあった。しかし金属鉱山の歴史については、社史も研究も極めて少なかったから、いろいろなことを学ぶ機会となった。神岡には何回も通った。技術関係は三井金属鉱業の中央研究所長の経歴もある三野英彦さんが担当されたので、筆者は労働関係を受け持った。

1970年12月にはまず大冊の『神岡鉱山史』が刊行された。この編集の過程で鉱山の諸道具を記載する話がもちあがり、それならアグリコラの『デ・メタリカ』の図版と対比できるようにしたら面白いという筆者の提案が受け容れられた。ところが邦訳本の図版は不鮮明だし、フーパー（アメリカの大統領経験者）訳の英語版の図版は鮮明だが、いっそラテン語版から撮ろうということになった。三枝博音先生がラテン語版を持っていると筆者は長谷川先生から聞いていたので、三枝未亡人に閲覧をお願いしたところ幸いに快諾されたので、鎌倉のお宅に写真家同道でおじゃましたこともあった。

『神岡鉱山史』に続いてその近代編を刊行するにいたるまでに、『三井金属修史論叢』という雑誌が不定期刊で発行された〔近代編は、稿本が作られただけで終わり、活字にはならなかった〕。その雑誌に筆者もいくつかの短いものを書いたが、「和田維四郎小伝」はそのなかの苦心作である。掲載されたのは、(上)『三井金属修史論叢』第4号(1970年9月)、(中)同上誌、第5号(1971年4月)、(下)同上誌、第6号(1971年11月)。

対象とした和田維四郎は幕末生まれで、明治初年に大学南校に貢進生として入学して以来、初代地質調査所長、東大の鉱物学の初代の教授、農商務省鉱山局長として鉱山行政を確立した人物、官営製鉄所の二代目長官、官営生野鉱山の最後の鉱山長、書誌学者などと甚だ多面的に活動した人物だったので、その足跡を追うのはたいへんだったが、その伝記的研究は、自ずと近代日本の科学・技術史研究の色彩を帯びたことが幸いし、筆者には大いに勉強になった。

この論文は、活字になってから随分たつのに多くの読者に恵まれる極めて息の長い作品で、どこで調べてくるのか、いまでもこの小伝に関する問い合わせが年に1回はある。

〔補足〕最近でも、昨年のことだが、維四郎の次男の大坪砂男についてわざわざ知らせてくれた人がいる。ところで、和田維四郎がたくさんの古文書収集で世話になった著名な古書店主村口半次郎（『紙魚の夜語り』の名著がある）が都立大学以来の友人である村口康雄君の祖父だったことは、ずっと後に知った。

技術者の伝記的研究としては、このほかに秋田鉱山専門学校長を長くつとめた小花についての「小花冬吉小伝覚書」（『専修自然科学紀要』第7号、1974年3月）、明治期の東大の鉱山学の教授を長くつとめた渡辺について書いた「渡辺渡の生涯と日本鉱業会」（『日本鉱業会誌』第90巻第1037号、1974年7月）がある。

これより前、日本鉱業会が技術系の学会としてはかなり早くに創立されたことに注目して、「日本鉱業会の創立をめぐって」（『専修自然科学紀要』第3号、1970年）を書いたり、和田、小花、渡辺の伝記を書いたりしていたことが日本鉱業会の人たちの耳に入ったことが縁で、工学関係の学会としては早い時期に創立された「日本鉱業会創立の意義と背景」（『日本鉱業会誌』第87巻第1000号、1971年6月）を書いた。

職業技術教育研究

1960年代初頭に総評・中立労連が職業訓練問題に取り組み始めたことは前述した。筆者は原正

敏、長谷川淳の諸先生と一緒に、その第2回の研究集会から参加した。法政大学の田沼肇先生が重要な役割を担っていることは、直ぐわかった。田沼先生が提起していたのは、職業訓練の公共化というテーマだった^[補足]。その原則は理解できるが、現実に運動を展開するのは難しい課題だった。田沼先生には日教組の『教育評論』か何かでこの議論を展開した短い論文があったはずだが、いまは思い出せない。

[補足] このテーマは、その後の筆者の職業技術教育研究の根幹にあり、後に見るように、いつまでも重い課題となった。

集会の後でお茶を飲んでいる時に、この種の問題には先行研究がないから、1冊の書物を作ろうという話が持ち上がり、労働調査協議会の大木一訓さん〔のちに日本福祉大学教授〕と一緒にまとめたのが労働調査協議会編『職業技術教育と労働者』（大月書店、1962年5月）である。この編集の途中で、卒論をレーニンの労働組合論に依拠して書いたばかりの筆者は、生半可の知識で教育と労働との関係の理解について大木一訓さんと議論し、大木さんがマルクス、エンゲルスやレーニンなどの古典に詳しいことを知って敬服したことを覚えている。

2回の研究集会で知ったことの一つは、全総訓（全国総合職業訓練所労働組合）の活動である。総合職業訓練所は、失業保険会計で運営される雇用促進事業団が経営しており、一種の公共職業訓練だった。委員長の十七（「とな」と呼ぶ）圭三さんが精力的で魅力的な活動家だった。60年代末から始められた全総訓の職業技術教育研究集会にも何回か参加した。「全総訓の第3回職業技術教育研究集会」（『教育』第259号、1971年2月）もその記録の一つである。

1970年代の初めには、山崎昌甫さん〔当時たしか和光大学教授から職業訓練大学の教授に替わられた頃だった。〕に紹介された日本鉄鋼産業労働組合連合会（＝鉄鋼労連）からの依頼で、依田有弘さんと一緒に、北は新日鉄の釜石製鉄所から南は新日鉄の八幡製鉄所に至る全国各地の、おそらく10カ所以上の製鉄所、製鋼所などをまわって、鉄鋼産業における職業訓練の実態を調査した。日本鉄鋼産業労働組合連合会『最近の鉄鋼産業における職業訓練』（1973年5月）がそれである。この報告書をまとめるにあたって、初めてKJ法を試みたことも忘れられない。報告書をまとめる作業をしている際に、書記さんが「資本の要求」ということばは止めて欲しいと言われるのでどうしたらよいか尋ねたところ、「企業の要求」なら差し支えないと言う。「資本」は本質を規定する概念であることを改めて思い知らされたという奇妙な思い出もある。

職業技術教育の民主化

1971年には、総評が主催した「職業訓練に関する国際シンポジウム」に筆者は司会の一人として参加した（もう一人の司会は日教組委員長の楨枝元文氏だった）。フランス、東独、ソ連、イタリアの労働組合組織から参加した。フランス代表の通訳を担当した竹村英輔さん（のち、日本福祉大学教授）には、いろいろ教えて頂いた。「職業訓練と労働組合運動——職業訓練国際シンポジウムに参加して」（『賃金と社会保障』1971年8月）に記したように、かねて頭の中で知っていた「熟練」についての欧米の労働組合の理解と日本の理解との違いを直接に学び得た収穫は大きかった。余分なことをつけ加えれば、フランス、イタリアの代表が率直で好感がもてたのに対して、ソ連代表の発言に大国主義の傾向が強く、東独代表の発言がやや機械的印象が感じられた。

1970年代初頭には、筆者は「労働組合と企業内教育・職業訓練」（『月刊労働問題』第176号、1972年11月）を手始めに、職業技術教育に関してかなりたくさん、しかしそれぞれ短い文章を書いている。直接のきっかけは、国鉄当局が従業員に対して実施していた生産性向上運動を名目とした企業内教育（「マル生教育」と称せられていた）が反組合活動を目的としていると国鉄労働組合（＝国労）が告発したことに関連していた。筆者は、企業内教育といえども、教育であるから、

公正で民主主義的な性格をもつべきだと主張したわけである。筆者としてもかなり大胆な発言であることを自覚していたので、労働政策研究会という全労働省労働組合の肝いりで設置された田沼肇氏を含む研究会で報告し（「労働者の権利としての職業訓練を発展させるために」労働政策研究会、1972年12月）、討論してもらったこともあった。こうした一連の発言の中で、筆者は、企業内職業訓練も教育ととらえるとすれば、教育基本法をまもるべきではないかとまで踏み込んだ発言もした。企業内教育の社会的性格については、労働事件で争われたこともあるとのことで、一部の研究者から疑問が投げかけられたこともあった。

このころ、ILOでは労働者に対する有給教育休暇条約の締結を提起していた。日本政府は、そして残念ながら日本の労働組合組織も、関心を示さなかった。筆者は教育を受ける労働者の権利という点に関心をもっていた。そんな時に書いたのが、「教育を受ける労働者の権利——有給教育休暇をめぐって」『教育』第284号（1972年12月）で、これには思い出がある。この原稿を執筆する数日前、筆者は自動車の追突事故に遭い、養生を兼ねて家でぶらぶらしていた。その折り、『教育』誌の編集長をしていた堀尾輝久さんが拙宅を訪れた。どうしたわけか『教育』誌の原稿が足りなくなったので、以前の投稿原稿で穴を埋めたいとのことでその原稿を見せられた。到底『教育』誌に載せるべき原稿ではないと言ったところ、それなら明日までに何か書いてくれということになった。そんな次第で、急遽徹夜で書いたのがこれであった。ところがこれが後に意外に注目されたから、妙なものである。

[補足] 職業訓練の公共的性格をめぐる問題は、後に佐々木英一さんが精力的に検討しておられる。

小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』（頸草書房、1972年11月）に寄せた「職業訓練——それを受ける権利をめぐって」には、職業訓練の位置づけに関するこの時期の筆者の考えがまとめられている。この書物の編集会議でご一緒した埼玉大学の清水寛さんは初対面だったが、障害児教育問題に関するその深い洞察力には強い印象が残っている。

[補足] なお、それから30年後の技術教育研究会の2002年の全国大会の記念講演は清水寛さんをお願いした。この講演は、参会者に大きな感銘を与えた。

ソ連の総合技術教育、職業教育

1970年代に入って民間教育研究運動の中で、ソ連の総合技術教育に対する関心が高まり、筆者も求められて「総合技術教育とは何か」（『高校生活指導』第60号、1972年4月）などいくつかの文章を書いた。そうこうするうちに、民間教育研究運動の一部には総合技術教育の実現をめざすことを主張する人さえ現れてきた。技術教育研究会の中にも関心をもつ人たちが増えてきたので、技術教育研究会はこの点についての自分たちの考えを整理する必要を認め、1973年4月に「総合技術教育と現代日本の民主教育」というテーマで、矢川徳光、秋間実、長谷川淳、村井敬二の諸先生、筆者を講師として公開シンポジウムを開催した。詳細は略さざるを得ないが、筆者らの主張を簡潔に言えば、総合技術教育の思想に学ぶべきことは多いが我々の課題は日本に民主主義的な教育を実現することであって総合技術教育をめざすことではない、というものであった。このシンポジウムのまとめは、技術教育研究会編『総合技術教育と現代日本の民主教育』（鳩の森書房、1974年）として刊行された。

その後、技術教育研究会では、事務局長の河野義顕さんの発案で会員有志を募って1980年に3月から4月早々の学年末休みの期間にモスクワ、キエフ、レニングラードを訪ねてソ連の技術教育、職業教育を実地に視察した。筆者もこれに参加した（『技術教育研究』第18号、1980年8月）。添乗員の田中かな子さんの努力でかなり多数の施設を視察したが、通常の観光コースも含まれていた

ので、この視察については参加者にやや不満が残った。そこで1982年には原正敏先生の発案で、何もモスクワまで行かなくても、新潟から一飛びの地域でたくさんの施設を見ることができるはずだというわけで、視察地をハバロフスクという地域にしぼり、かつ対象を技術・職業教育の施設にしぼって視察した。これは多いに勉強になった。

その後、前回の視察が充実していたことに味をしめた有志が再び1992年にハバロフスクにしぼって技術・職業教育の施設を視察した。この計画を始めた直後にソビエト連邦が解体され、ソ連共産党が解体したので、この視察は図らずも「社会主義」ソ連から資本主義ロシアへの移行直後の、いわば過渡期の状況を視察したことになった。筆者としては、ソ連の職業教育は西欧諸国の職業慣行をかなり機械的に残していたという印象が強かった。詳しくは、拙稿「ロシアの技術・職業教育の現況——1992年のハバロフスク教育視察の概要」(『技術教育研究』第40号、1992年8月)を参照。

技術教育研究から技術・職業教育研究へ

日教組の教育研究全国集会の筆者が出席していた分科会の名称は、1964年の岡山集会までは「生産技術教育」、1965年の福岡集会から「技術教育」と称していた。したがってそれまでは、高等学校の工業の学科はとにかくとして、商業、農業とくに前者の人たちが「技術教育」なる呼称のこの分科会にレポートを提出することにはある種の違和感があった。しかし、高校職業学科からのレポートの数が少ない間はあまり問題にはならなかった。

1960年代に高校進学率が一貫して増大し、1973年にはその全国平均はついに90%を超えるにいたった。こうした中で中卒者の普通科指向が強まり、高校職業学科に学力が低いなど問題をかかえる子どもが集中するようになった。職業高校の教師たちの間に危機感がうまれた。日教組の教育研究集会の「技術教育」分科会は、それまでは中学校からの報告者が圧倒的に多かったのに、この時期になると、工業以外の職業高校の教師たちの参加が年々急速に増加し、1973年の第22次集会では17県から22件のレポートが提出されるほどになった。こうした状況のもとで、なかには商業教育も技術教育であるなどと称する人が現れたりしたので、分科会の呼称を改める必要が感じられ、筆者の提言で、高校の職業学科からのレポートをきちんと位置づけることを可能とするために、1973年の第22次の和歌山集会から、この分科会の名称は「技術・職業教育」分科会と変更された(『日本の教育』第23集、1974年の186頁を参照)。

これは分科会の呼称の変更にとどまらず、筆者を含む関係者に、工業科だけでなく商業、農業、水産等の高校の職業学科に関する研究を総括的に検討する視点を確立することを可能ならしめる効果をもたらして、今日に至ったように思われる。それと同時に、少なくとも筆者にとっては、工業等の個々の学科にとどまらず高校の職業学科に関する研究を総体として自覚的にとらえようとする重要な契機となったことは大きな収穫だった。ただし、高校の家庭に関する学科(代表的には家政科)の人たちのレポートは、かりにあったとしても、家庭科分科会に提出されていたようである。

技術論と技術教育

長谷川淳先生の助言もあったことであり、筆者は技術教育の場で技術論を闘わずことを好まなかった。しかし会員の中には技術論に対する関心も高く、学習指導要領における技能の位置づけを含めて、避けてとおるわけには行かない問題なので、「技術論論争と技術教育」(『技術教育研究』第10号、1976年8月)や「科学・技術政策と教育」(中村静治編『現代技術論』有斐閣、1973年)など、何回か発言したこともあった。

III

技術教育研究、高校職業教育研究を教育学に

筆者は1976年4月から名古屋大学教育学部に赴任した。これで、教育学を研究し教育することが初めて本業になった。

名大に赴任してから筆者がこれまでになく強く自覚するようになったことの一つは、所属が大学院をもつ教育学部であることに触発されて、技術教育研究、高校職業教育研究を教育学にしなくてはならない、教育科学としての水準を高めなくてはならない、という課題意識だった。筆者が担当したのは技術教育学という日本に一つだけの新しい講座だったから、教育科学として人後に落ちない水準をもとめる意識は強かったように記憶する。

『学習指導要領』など文部省の刊行物の収集

名大に赴任後の最初のしごとの一つは、官報告示以前の、冊子として発行された各種の『学習指導要領』を調査・収集することだった。教科教育はもちろん、教育課程編成の基礎資料である『学習指導要領』などは教育学の基本的文献の一つだから、教育学部などには当然に揃っているものと思いついていたが、大学、公共図書館をふくめて揃えているところがないのを知って驚き、いわば足で歩き調べ収集したわけである。なかには、文部省の『刊行物目録』に記載されていないものさえあるのには驚いた。調査の結果は、「学習指導要領の刊行目録」（『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第26巻、1980年3月）としてまとめた。

後日日本図書センターから復刻版で『学習指導要領』集成を刊行する企画が持ち上がった。その際に国立教育研究所の中村紀久二さんが『学習指導要領』を調査研究しておられることを知ったので、その解説は筆者などよりしごとの綿密な中村さんをお願いした。この復刻版はよく売れたと聞いている。この時に相川仁童さんと知り合ったことが『阿部重孝著作集』刊行のきっかけになったことは後にのべる。

戦前の文部省は、意外に多種多様な調査報告を刊行していることを名大赴任後に知った。これらをまとめて所蔵しているところがないので、古書店では端本の1冊1冊にかなりの高値をつけている。いずれは揃える必要があると、あちこちの大学や公共図書館を歩き廻って調査したのが、筆者と井上知則さん（当時は名大の院生）との共著「敗戦前に文部省が調査・刊行した教育統計書・一覧等の目録（1）」（『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第29巻、1983年3月）である。筆者のしごとは概して粗雑なのに、井上さんの緻密なしごとぶりには助けられた。なお残念ながら、こういうしごとは学界ではあまり評価されないが、大事なしごとではないかと考えている。

後日、このしごとが契機となって『全国中学校二関スル諸調査全12巻』（大空社、1988年）など何種類かの復刻版が刊行された。

高校教育論の構築をめざして

『高校教育論』（大月書店、1976年5月）が名大に赴任直後に発行された。発行時期がこうなったのはいわば偶然で、ここに収録した論文を執筆したのはすべて赴任以前であった。日教組が委嘱した教育制度検討委員会の地域総合高校の構想——それは職業学科の存在を否定するものだった——を批判した一連の批判的論文が主体だったので、主として職業高校の教師たちに歓迎されたように思われ、教育書としては意外に売れた。筆者の主張は、学校教育法第41条にあるように、高校教育の目的は高等普通教育と専門教育とを併せ施すことにあり、それは歴史的にみて高校教育の

民主的性格を示すものだという点にあった。これは何も筆者が事新しく発見したものではないが、高校における職業教育の位置づけを明確にした意味で注目されたといえる。

その後、中学校と高校、高校と大学の接続関係、戦後初期の公立高校統廃合の実態、高校教育義務化に関連した義務教育年限延長問題などあちこちに書いたものを『高校教育の展開』（大月書店、1979年5月）としてまとめた。実質的に『高校教育論』の続編である。あまり売れるとは思えなかったが、それでも大月書店は気長に売ってくれるので、結局売り切れたとのことだった。

ところで、高校教育研究に関して多数の著書・論文があり、自他ともに高校教育の専門研究者と見られていた国民教育研究所の木下春雄さんが早くに亡くなられたため、日本の教育界は高校教育の専門研究者を失ってしまった。ポツカリ空いたこの穴を埋めるのは容易でない。木下春雄さんがおられる限り、筆者は高校職業教育に徹していればよいという甘えは崩されてしまった。以後、筆者は中途半端な高校教育研究を続けることになった。

名大教育学部の多数のスタッフが小川先生の主導で取り組んだ教育60年代研究というプロジェクトがあり、その成果は2冊の書物にまとめられている。筆者は「高校教育の拡張と能力主義教育政策——1960年代の高校教育をめぐって」（小川利夫・江藤恭二編『現代教育改革の展望』福村書店、1982年6月）を書いた。値段の高い書物なのに、暫くしてこの書物の中の筆者の論文が引用されていることを知り、恐縮したことがある。それはとにかく、それまでの筆者の高校教育研究の対象は高校の発足当初から1950年代半ばまでに限られていたから、60年代初めの高校教育を研究したことはよかったと思っている。悔やまれるのは、こうしたしごとが続く高校教育の70年代、80年代——の研究がないために、高校教育史を通史として描くことができなかつたことである。そのため、かねて少しは手がけてきた学校教育法に掲げられた目的、職業学科の位置づけだけでなく、高校教育研究には多くの難しさがあることを幾たびか痛感した。

高校教育研究の歴史をまとめたかたちで整理したことはないが、「高等学校制度研究の視角と方法——佐々木輝雄氏の高校職業教育研究についてのメモ」（『学校の職業教育——中等教育を中心に——佐々木輝雄職業教育論集』第1巻、多摩出版、1987年12月）は、それに資するものとして記憶に残っている。

その後筆者が手がけてきた高校教育研究は、個別のテーマを追及したものが大部分でそれをまとめる機会はなかった。

高校教育の中心問題である教育課程において最も重要な位置を占める問題の一つは、選択制、必修制の教科・科目の問題であると筆者は考えてきた。それは、たんなる個別高校における問題にとどまらず、学科制度に関連するので、中学校から高校への進学に際して、また高校から大学への進学に際しても問題になると考えたからであった。「高校教育における選択制と生徒の学習権——大学入試制度との関連で」（日本教育法学会編『子どもの権利と教育法』有斐閣、1980年3月）、「必修制、選択制について」（『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第35巻、1989年3月）などは、こうした問題意識から書いたものであった。

「高校三原則」などということばがあるくらいなのに（筆者はこのことばをあまり好まないが）、その原則の一つである高校の男女共学制に関する研究が皆無に近いことを筆者は早い時期に知って、橋本紀子さん（当時東大の院生）に『教育』誌に書いてもらったことがある。この論文は、間もなく刊行された『教育基本法文献選集』に収録された。その後、橋本紀さんは大著『男女共学制の史的的研究』（1992年、大月書店）をまとめられた。

しかし、今日なおあまり知られていない共学・別学の実態を調査し、東北地方を中心に公立高校でも若干の別学校が残っていること、家政科などの専門学科としての家庭科に女子用学科の色合いが濃く残っていることなどを解明したのが、拙稿「高校における男女共学の現状と家庭科」（『名古

屋大学教育学部紀要—教育学科』第38巻、1992年3月）である。

高校には全日制、定時制の別があり、学科の種類分けがある。それらが高校という単一の制度にくくられているのは教科・科目に選択制が組み込まれているからだとするのが筆者の見解であるが、それだけに高校の教育課程編成には困難も多いはずである。この点を具体的に解明するために「高校における教育課程編成の編成過程」なるテーマで悠峰職業教育研究所から研究助成を得て調査したことがある。時間をかけてかなり立ち入ったことまでお尋ねしなくてはならない作業なので、結局、日頃からおつき合い頂いている技教研や教職員組合で知り合ったかたがたのお世話になった。なかでも福島の白岩孝一さんについては、雪深い会津の会津工業高校までお訪ねし、自宅にも泊めていただき一晩じっくり話し合った思い出がある。このテーマでの事例研究は数本あり、「高校職業教育のカリキュラム開発に関する実証的研究——工業科の教育課程の編成過程」（『悠峰職業教育研究所紀要』第2巻、1994年9月）はそのなかで比較的まとまったものである。

コンピュータ、情報化、教科「情報」の新設

コンピュータ、情報化について、筆者はかなり早い時期から短い文章をいくつか書いてきた。

コンピュータ、情報化についてあまり関心をしめないと見られていた日本教育学会がこのテーマで研究会を催したことがあり、筆者も上京して参加した。その討論の中で学校へのコンピュータ導入を急ぐ必要はないとする筆者の意見が当時日教組の委嘱で始められていた教育課程検討委員会の事務局長をしていた梅原利夫さん（和光大学）の目にとまり、これをきっかけに筆者もこの委員会のメンバーに加えられた。この委員会の成果は、1989年にブックレット型の10数冊のパンフレットにまとめられたが、筆者は『情報化の教育—コンピュータは教育を変えるか』の巻の編集責任者をつとめるとともに、高校の巻の執筆もお手伝いした。

その後もコンピュータ、情報化に関する短い文章をかなりたくさん書いてきたが、その中には、「情報」を物質、エネルギー以外の何ものであるかの如く描く議論が誤りであることを指摘した「コンピュータをめぐる技術論——『情報化』論批判」（『技術教育研究』第32号、1988年8月）もある。

コンピュータ、情報化にたいする筆者のスタンスは、「おそれずあせらず過大評価せず」（『エデュカス』第14号、1996年10月）ということができる。

しかし、高校学習指導要領の改訂に際して、学校完全5日制との関連で総授業時間が大幅に削減される中で、新設される「総合的な学習の時間」については問題が多いのに、同じく新設される「情報」なる教科については、教育学の世界では賛否の議論が全くなかったことには無念の思いがあった。筆者はいくつか教科「情報」無用論を書いたが、教科「情報」の新設に対処するために免許状所有者を急遽つくるために実施された文部省主催の講習会の実態について、全日本教職員組合等の教育研究全国集会への原健司さんのレポートに触発されて「教科『情報』の免許状新設にともなう講習会と教職員組合運動」（愛知大学文学會『文學論叢』第124輯、2001年7月）を書いて、教科の新設を要するほどの専門性がないことを一面から解明した。これらをふくめて最近の筆者の考えをまとめたのが拙稿「教科『情報』の新設にかかわる教育学——教員免許状新設問題を中心に」（『教育』第675号、2002年4月号）である。

学校教育法成立史研究

名大に赴任して間もなく、鈴木英一先生が、筆者の『高校教育論』を肴に小さな合評会を開いて下さった。その折りに、学校教育法第41条の成立過程を論ずるにあたり筆者が依拠した研究には疑問があると指摘された。これを契機として筆者の学校教育法成立史研究が始まった。

史料探索の過程で、学校教育法案が準備されていた時期に文部省の青少年課長をつとめていた坂元彦太郎氏の著書から同氏が重要な役割をしていたらしいことが推測された。坂元彦太郎氏の聴き取りに行くと言ったところ寺崎昌男さん〔当時立教大学教授〕も聴きたいというので、一緒に坂元氏を十文字学園〔白梅学園だったか?〕に訪ねた。

二人で根掘り葉掘り尋ねると、坂元氏は、それでは史料を探してみましようかと約束して下さり、再度お尋ねした際に当時の筆者には新発見の学校教育法案などの史料を提供して下さいました〔補足〕。

〔補足〕坂元氏を訪ねた帰途、立教大学の寺崎さんの研究室に立ち寄った折りに、偶々研究室に来ていた桜美林大学の樽松かほるさんを紹介された。ここで樽松さんの面識を得たことが後述のように、『阿部重孝著作集』をまとめる契機となった。

坂元氏から提供された史料などは、学界では新史料のはずであるように思われたので、私物化するのには好ましくないと思い、たしかその年に東京学芸大で開催された日本教育学会で発表すると共に、史料そのものは、佐藤秀夫さんを通して国立教育研究所に提供した。日本教育学会の大会では、こんな些細な報告に関心を持つ人などいるかしらと考えていたが、会場に初対面の古野博明さん〔北海道教育大学旭川分校〕が参加しておられ、討論して下さいたことは嬉しかった。

いろいろ調査していくうちに、学校教育法案の成立過程については、とくに障害児教育に関する条文の成立過程を中心に、茨城大学の加藤康昭さんら障害児教育関係者により筆者に先んじて研究がすすめられていたことを知った。

学校教育法案の成立過程について筆者が最初に活字にしたのは、「学校教育法案の成立過程（1）～（2）」『専修大学社会科学研究所月報』第207～208号（1980年11月、同12月）だった。専修大学を退職して久しいのに『月報』を送り続けて下さっていたので、一つくらいは学問的なしごとでささやかな貢献をしておきたいと考えたからである。

この学校教育法案の成立過程に関して筆者らが収集した史料は整理しておく必要があろうと鈴木英一教授が示唆されたので、同教授と筆者の研究室に所属する助手と院生諸氏具体的には、井上知則、井深雄二、大橋基博、小野田正利、近藤正春、三羽光彦、鈴木英一、中嶋哲彦、夏目達也、堀内達夫、横尾恒隆の諸氏の手でまとめる作業が進められた。その成果は、『教育学研究』誌と学部の記事に発表したほか、最後には、収集した史料のすべてを名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室編『学校教育法成立史関係資料』（1983年3月）としてまとめて刊行した。

筆者は常づね教育史研究者ではないと言っているのに、佐藤秀夫さんに勧められて『講座日本教育史 4現代Ⅰ／現代Ⅱ』（第一法規出版、1984年4月）に「学校教育法の成立」を書かされた。学校教育法の成立期は、旧仮名遣い・旧字体から新仮名遣い・新字体に転換する過渡期で、衆議院と貴族院では速記録の仮名遣いが違うという時期だったので、論文中の史料の扱いについては、法律書出版を本業とする出版社の校訂が厳密だったことに救われた思いが強い。

日高教の技術・職業教育検討委員会

日高教の館博道さん（当時副委員長、のち委員長）の音頭で現場の教師を中心とした技術・職業教育検討委員会が組織され、研究者として依田有弘さんと筆者が招かれた。

この委員会のしごとは、1987年には最終報告である日本高等学校教職員組合技術・職業教育検討委員会編『高校における技術・職業教育の発展のために』（1987年6月）としてまとめられた。筆者も「高校職業教育をめぐる政策の最近の動向」、「最近の工業教育の動向と若干の問題」などを寄稿した。

この冊子は、日教組、日高教の区別なく、職業高校の教師が集まる集会に持ち込むと例外なく歓迎された。高校職業教育に的を絞って書かれた書物が非常に少なかったからであろう。

家庭科教育史研究

筆者が取り組んできた最も重要な研究テーマの一つである技術科について、筆者や筆者が属する技術教育研究会の多くの人たちは、技術科教育は固有の目標、固有の内容・方法を持つ独立した教科であると考えている。ところが、文部省が「技術・家庭」を単一の教科として扱っているためもあり、産業教育研究連盟の多くの人たちはこの教科を技術の内容と家庭の内容とを含む単一の教科として扱っている。他方、等しく民間教育研究団体である家庭科教育者研究連盟の人たちは、家庭科を独立した単一の教科として扱っている。

こうして何かにつけて家庭科教育との関係が問題となるので、筆者も家庭科教育を研究する必要を感じていた。しかし、小中学校の家庭科や高校の「家庭一般」を議論する人は多いが、専門学科としての家庭科（最も多いのは家政科）にまで視野を広げている人が見えない。視野の狭い人はあまり当てにならないという先入観があったので困っていた。やむなく、共学問題などの研究で筆者よりも先に家庭科研究にも通じていた原正敏先生に伺ったところ、朴木香緒留（神戸大学）という研究者がいると教えていただいた。ついでにいうと、これが筆者の流儀で、先行研究の整理が定かでない場合——教育学の世界では多い——には、その道のしっかりした専門家に尋ねるのが最も近道だと考えている。その頃、折りよく日教組の第35次教育研究全国集会在大阪で開催された際、朴木さんが助言者として参加していることを知り、和田典子先生を通して紹介していただくことができた。

その後和田典子先生が東京女子高等師範の家事科出身で、戦前の高等女学校の裁縫科の教師として出発し、戦後も一貫して家庭科の教師であり、家庭科の民間教育研究運動の指導者として歩んで来られたことを知った。そこで、和田典子先生の歩んできた生涯の聴き取りをすれば家庭科の歴史を学ぶことができると考え、和田先生のご協力を得て、この教科の専門家である朴木さんに仕掛けてかなりインテンシブな聴き取りを実施した。この成果は、朴木香緒留編著『性役割をのりこえて——和田典子先生のあゆみと家庭科の歴史』（ドメス出版、1993年）としてまとめられている。

宮原小次郎小伝

今日家政教育社から刊行されている月刊雑誌『家庭科教育』は、1927年に創刊された『家事及び裁縫』を前身として、敗戦の直前直後の一時期をのぞき一貫して継続してきた教科にかかわる珍しい雑誌である。この雑誌を創刊したのは、50歳を過ぎた宮原小次郎だった。この雑誌の変遷と宮原小次郎に関心をもち、「家庭科教育の昭和史とともに生きる——宮原小次郎小伝」と題して「第一部あるジャーナリストの生い立ち」「第二部『家事裁縫』とともに」に分けて『家庭科教育』の1991年4月号から1993年3月号まで2年間にわたり計24回連載した。このしごとを通して、家事及び裁縫並びに家庭科の歴史をかなり細かく調べ学習することができたと思っている。

この連載の心残りの一つは、宮原小次郎が『家事及び裁縫』を創刊する直接のきっかけになったある人物との出会いを確認できなかったことだったが、これについては、その後、井上えり子さん（鳥取大学）が「大元茂一郎研究——『文検家事』受験指導者の業績」（『鳥取大学地域科学部紀要』第1巻第2号、2000年2月）という精緻なおしごとで大元茂一郎だったことが確認されたことをつけ加えておく必要がある。

よい先行研究がないのにズブの素人がいきなり家庭科教育の通史を勉強するのは難しいかも知れないが、筆者はこの和田典子先生の聴き取りと「宮原小次郎小伝」の連載を通して、家庭科教育の歴史を少しは勉強できたように思う。

阿部重孝著作集の刊行

筆者は多くの先学、同友に学んだが、教育学の方法論的基礎について最も大きな影響を受けた先行研究をもとめるとすれば、戦前日本が生んだ最高水準の教育学者の一人である阿部重孝に行き着く。そんなわけで、筆者はかねてから、阿部重孝の著作集をつくりたいと考えていた。それは強い念願だった。

九州大学で開催された日本教育学会大会の帰途、新幹線の車中で、桜美林大学の樽松かほるさんと出会った。立教大学の寺崎さんの研究室でお目にかかったことがあっただけなのだが、長い車中での雑談で話は桜美林大学におられる高師広吉先生に及んだ。東京工大におられた高師先生には『職業教育学』の著書もあり、長谷川先生からお話をうかがったこともあったが、高師先生が阿部重孝のいわば最後の弟子で、阿部の遺族の世話をして来られたことなどを樽松さんから教えられた。阿部の子どもさんのことも高師先生にお尋ねすればわかるはずとのことだった。樽松さんを通して筆者が阿部に深い関心をもっていることを伝え聞いた高師先生はたいへん喜ばれ、後日阿部の『欧米学校教育発達史』を贈って下さった。この樽松さんとの出会いで、阿部重孝の著作集をつくることは出来そうだという感触を得た。

他方、『学習指導要領』の復刻版集成などで知り合った相川仁童さん（当時は日本図書センター、のち大空社）と話す機会があったおり、阿部重孝著作集の構想を話したところ、乗り気になって下さった。そこからとんとん拍子で、伊ヶ崎暁生、寺崎昌男両先生編で全8巻の立派な『阿部重孝著作集』（日本図書センター、1983年）を刊行することができた。筆者自身は著作集がつくられることで満足していたが、編者からもとめられて筆者が学ぶところ多かった論考である「中等教育論」を取めた第4巻の解説を書いた。

[補足] この著作集については、いくつかの思い出がある。元宝塚の女優さんで、銀座で「あべこべ」というバーを開いていた阿部重孝の娘さんを名大の江藤恭二先生と一緒に訪ねたこともその一つである。

阿部については、明治図書から『教育改革論』の復刻版が刊行された際につけられた三輪定宣さん（千葉大学）のすぐれた解説がある。しかし本格的な論考がないことを筆者はかねて残念に思っていた。その意味で、佐藤広美さん（教科研常任委員、当時都立大学助手、のち東京家政学院大学）の『総力戦体制と教育科学——戦前教育科学研究会における「教育改革」論の研究』（大月書店、1997年2月）に接したことは嬉しかったし、筆者が自覚していなかった分析視角など多くのことを教えられた。佐藤さんの著書の刊行後しばらくして合評会があるというので、名古屋からこの研究会だけを目的に都立大学に出かけた。20人足らずの小さな研究会だったが、清水康幸さん（当時野間教育研究所）と都立大学の歴史研究室の皆川さんの熱のこもった批評と討論には、学問する者だけが味わえる醍醐味に酔いしれる思いだった。

その後間もない1999年には、阿部重孝の甥である阿部邦夫さんが587頁の大冊『教育学者阿部重孝余話』（私家版）を刊行された。邦夫さんは、元サラリーマンで本づくりは全くの素人と謙遜されるが、研究者顔負けの行き届いた調査にもとづいた伝記的研究である。上に述べた著作集刊行のいきさつは、この阿部さんから追及？されて初めて白状した話である。

高校職業教育研究

筆者は自分自身が工業高校出身で、大学で工学を学び、僅かにせよ工業関係の現場経験もあるから、工業教育を専門とすることは自然であった。したがって、高校の工業関係の論文の数は多い

ので、どれを掲げるか迷うほどである。

そうした中で、1960年代のいわゆる高校多様化政策の現れを代表する一つである神奈川県の実業高等学校については廃止に至るまでのきちんとした報告が見あたらないので困っていたところ、技術教育研究会の西ノ村保さんが柏木操男さんの論文を教えて下さったのは有り難かった。

筆者が、工業教育だけでなく、高校の商業教育、農業教育、水産教育を視野に入れるようになったのは、前にも述べたように、教職員組合の教育研究集会に参加してきたからである。

商業教育

日教組の教育研究集会には商業学科からのレポートが比較的多かったから、そのすぐれた実践には学ばせて頂くことが多かった。しかし田沼肇先生が助言者として出席されなくなり、筆者の周囲に商業教育に詳しい人がいなくなってからは、やや心許ない感じが生じたのは否めなかった。そんな時期に長く現場で商業を教えて来られた森川治人さんが大学院に入学して来られた。森川さんからは、ともに考えながら学ばせて頂くようになった。

農業教育

日教組や日高教の教研集会に参加する中で、かなり早い時期から高校の農業教育には関心をもってきた。その中でかなり早い時期から農場実習については、その収穫物の売り上げ高を次年度の農場運営資金とするいわゆる還元金制度なるものがあり、これが高校農業教育をゆがめているという声を度々聞いていた。しかしこれに関するまとまった論文がないことを残念に思っていたところ、最近になって新潟県が農場の特別会計制度を廃止したと聞いた。筆者の専門外だから取り組むのは難しだろうと感じたが、論点を整理した論文が一つもないのは如何にも残念なので、蛮勇をふるって取り組んでみようと考えた。幸いに筆者の周囲には相原昭夫さん（全国農業教育研究会事務局）や大河内信夫さん（千葉大学）のような農業教育に詳しい方がおられるので、農場実習の枠組みについてはこれらの人びとに教えを受けた。その上で、かつて日教組の教研集会でお目にかかったことのある新潟の内山雄平さんにお世話になりながらまとめたのが、拙稿「農業高校における農場実習の特別会計（農場収入還元金制度）の動向——中等実業学校の実習指導の歴史について（研究ノート）」（愛知大学短期大学部『研究論集』第23号、2000年12月）である。

水産教育

水産教育については民間教育研究団体もないので、日教組や日高教の教研集会に参加しなかったら筆者が水産教育について学び考えることなどあり得なかったと思われる。そこでは水産教育についてのレポートは少なかったが、他に学ぶ機会のない筆者は多くのことを学んだ。

最近の例では、日教組の教育研究集会の金沢集会で新潟県代表の池原さんのレポート（『日本の教育』第49集、2000年8月、を参照）に漁獲を目的とする遠洋航海実習は問題が多いことを学び、依田有弘、佐藤史人両氏と連れだって定年退職直前の池原さんの学校に出かけた。水産高校の実習船を丁寧に案内して頂いたのは初めてのことだった。また2003年1月に岐阜で開催された全教等の教育研究集会には、筆者の諸日程が重複して半日しか参加できなかったが、田村儀則さんが愛媛丸事件を契機としてまとめられた「安全で教育優先の乗船実習をめざして——日高教水産問題検討委員会報告書原案」を報告して下さった。大いに学ばせていただいたことは有り難かった。

なお名大の退官記念講義では、「中等教育の一環としての高校職業教育」をテーマとして筆者の体験をふくめて語った。この報告をまとめるについては、徴兵令、高等文官試験など社会制度のなかでの実業学校の位置づけについて、大学院の森川治人さんに多くのことを教えられた。

事典、教育学用語集など

筆者は若い時から、長谷川淳先生から紹介されて、教育学関係の事典に技術科教育に関するいく

つかの項目を執筆したことがあった。長谷川先生がどう見ておられたのかわからないが、よい文章修行になった。

その後、細谷俊夫他編『教育学大事典』（第一法規、1978年）、『大百科事典』（平凡社、1885年）、青木一他編『現代教育学事典』（労働旬報社、1988年）、『新教育学大事典』（第一法規、1990年）、久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』（東京書籍、2001年）、『新版・現代学校教育大事典』（ぎょうせい、2002年）などにも、技術・職業教育関係や高校教育関係の項目を執筆する機会があった。『現代教育史事典』の執筆には、田中喜美さんはじめ何人かの親しい友人の協力を得た。ことに筆者に皆目知識がなかった看護史については、『資料にみる日本看護教育史』（看護の科学社、1999年）の著書がある（これについて筆者は『教育学研究』で紹介したことがある）平尾真智子さんに協力して頂いた。

事典の執筆は、非専門家が読むことを前提とするが同時に専門家の批判に堪える内容をコンパクトに整理しなくてはならないから、意外に厳しい。というより、要求が厳しい事典は信頼できる感がある。平凡社の『大百科事典』で教育関係を担当した山住正巳さんの要求は厳しかった。ある大学では辞書、事典の執筆を比較的重視し、研究業績に数える習慣があるというが、それも理解できる。筆者の場合でいえば、技術・職業教育関係の諸問題には日頃から目配りしているつもりでも、いざ執筆を依頼されてみるとまるで不勉強であることを知らされることがあり、一つの専門の論文を書くのと同じエネルギーを費やすことも少なくない。「高等専門学校」がその例で、筆者の書架に少しは関係の書物があったがそれでは足りず、急いで技教研で知り合いの衣川洋一さんの学校をお訪ねしていろいろ教えて頂いたことがある。いわゆる共通第一次試験が導入されるはるか以前から国立の高等専門学校の入学試験が全国统一テストとして実施されていたことは、佐々木輝雄さんの論文に教えられるまで知らなかった。

ただし希には編集作業が如何にも粗雑で、書かされてはみたものの、自分の書架に並べる気持ちに出来ない事典もある。こういうものは、筆者の著作目録からも落ちている。

日本教育学会が1987年から3年間、科研費を受けて教育学関係の『学術用語標準化の調査研究』を実施したことがある。22の分科会が設けられ、筆者もその一つ技術・職業教育関係（家庭科を含む）を分担したことがある。実際作業については、寺田盛紀、田中喜美、堀内達夫、朴木香緒留の諸氏のお力添えを頂いた。この研究会で、若いのに該博な知識をもち、用語に深い洞察をする人として、幹事をしていた米田俊彦さん（当時大学院生、現お茶の水女子大学）を初めて知った。教育学関係の用語を標準化するとは難しい課題だと思ったが、案の定まだ制定されていない。やむなくこのしごとを無駄にするわけにはいかないと、日本教育学会学術用語研究委員会編『教育学学術用語集 採録用語案』（1996年1月改訂）が冊子としてまとめられている。

技術・職業教育史研究の総括——戦後教育理論研究会のことなど

早い時期に書いた技術・職業教育史研究の総括としては、「展望 近代日本技術教育史」（『科学史研究』第Ⅱ期第14巻第114号、1975年）がある。その後、小川利夫先生の主導で、東海地区の教育研究者を集めて戦後教育理論研究会が組織され、筆者は途中から何回か合宿研究会に参加した。この研究会のまとめのしごとに筆者は「技術・職業教育の理論」小川利夫・柿沼肇編『戦後日本の教育理論（下）』（ミネルヴァ書房、1985年11月）を書いた。また名大退官を目前にした時期に、「戦後50年と技術教育、職業教育研究の課題」（佐々木享編『技術教育、職業教育の諸相』1996年、大空社）を書いた。

後に米田俊彦さんに勧められて「日本における技術・職業教育史研究の展望と課題」（『日本教育史研究』第17号、1998年8月）を書いた時には、前記のしごとをしていたことがおおいに役立った。

近代日本の大学入学者選抜制度史研究

筆者がこれまでに書いた著書論文をテーマ別に分けてみると、旧制の高校、専門学校などを含む近代日本の高等教育の入学者選抜に関するものの数は、著書論文の大小を区別せずに合わせると、あるいは最も多いかも知れない。

旧制専門学校の入学者選抜制度を初めて詳しく調べたのは、長期にわたり入学者全員を無試験検定で選抜していたことに注目した盛岡高等農林学校のそれだった。その関連資料については、当時岩手大学におられた佐々木英一さんにたいへんお世話になったことが忘れられない。

その他、筆者には東京高等工業学校、大阪高等工業学校、東京女子高等師範学校、東京高等商業学校、山口高等商業学校、台北帝国大学など個別の学校の入学者選抜の歴史、(旧制)高等学校の入学者選抜の歴史を整理して論文としたものも少なくない。なかでも東京女高師の入学者選抜制度は、アーティキュレーションの観点からみて興味深かった。

そんな蓄積をもとにして、科学者会議の編集した叢書の一つとして『大学入試制度』(大月書店、1984年11月)も刊行した。

1980年代の初頭に大田堯先生を代表者とする日本教育学会の入試制度検討委員会に参加させて頂いた。この研究会でイギリスの研究者(名前を失念した)の講演会を催したことがあり、もっぱらアメリカの研究者の用語と思い込んでいたアーティキュレーションの概念をイギリス人研究者が駆使して論じているのを聴いたことも多いに勉強になった。この委員会のしごとは日本教育学会入試制度検討委員会編『大学入試制度の教育学的研究』(東京大学出版会、1983年)としてまとめられている。

その後筆者は、関西文理学院の小畑力人さん(後、立命館大学)に勧められて『大学進学研究』誌に1985年5月から「大学入試の歴史」という連載の読み物を書いた。この機会にいろいろな分野にも手を伸ばすことも試みた。近代教育史では欠落しがちな軍隊の学校に手を染めてみたのもその一つである。ただし軍隊の教育については予備知識がまったくないので、遠藤芳信さんに種々教えていただいた。軍隊については、最近は高野邦夫さんのお世話になることも多い。入学者選抜における身体検査の変遷にも手を付けたが、これが後述の色覚異常の差別撤廃に取り組んでおられた眼科医の高柳泰代先生の活動と結びつくこととなった。ただしこの連載は何回続けるか決めないで出発したのが迂闊で、筆者の怠慢もあり10年目の第47回(1994年11月)で尻切れになってしまった。筆者の連載記事では最も長いものであるが、終息させる方法を考えあぐねているうちに、雑誌自体が廃刊となった。共通第一次試験の導入まで扱ったのだから、これでよしとしなくてはならなかったのかも知れない。いずれにせよこの連載は、筆者が気づいた限り、教育研究者から引用されることが最も多いものである。

この連載の途中に科研費による研究報告書『わが国大学入学試験制度史の総合的研究——アーティキュレーション問題を中心に』(1988年)をまとめた。筆者は、小さなまづい論文でも、できあがった時には、その論文執筆についてお世話になった人にはもちろん、同学の先輩友人に献呈するのが常である。これに対する反応は様々だが、中には細かいところまで丁寧に読んでくださる人もいる。渡部宗助さん(国立教育研究所)がその一人で、この報告書をお送りしたときも、丁寧に読んで随分たくさんの誤りを指摘して下さったことが忘れられない。渡部さんは、後に「新学制最初の大学入学者選抜における高校—大学の接続関係について」(愛知大学短期大学部『研究論集』第22号、1999年12月)をまとめた時にも、筆者が新制大学最初の入学者選抜の学生募集要項はなかなか手に入らないと書いておいたところ、東京大学の新制最初の学生募集要項があるからとそのコピーを送って下さった。お互いに忙しいから、ここまでして下さる方はなかなかいない

と感謝している。

旧制専門学校の入学者選抜制度を調べている中で不思議に思われたことの一つは、法令で禁止していたわけでもないのに、東京音楽学校以外のほとんどすべての専門学校が女子を受け入れていないことだった。その後、旧学制における女子の進学経路の諸形態については、筆者の研究室の研究会に出られたこともある井上恵美子、伊藤めぐみ両氏により整理されたのは嬉しいことだった。

色覚異常に対する差別とその撤廃へ

前述の大学入試の歴史の連載を書いている最中に、名古屋市の本郷眼科の高柳泰代先生に親しくして頂くことになった。元来、高柳泰代先生は筆者が日頃から目の相談にのって頂いている眼科の開業医である。ところが高柳先生は、ふとしたことから、高校入試、大学入試、職業生活における色覚差別を撤廃させるべく、果敢に活動されてきた。筆者が老眼鏡などについて相談に行った折りに、高柳先生が取り組んでいるしごとが話題になり、それは大学入学者選抜における色覚差別にも及んだ。筆者は、戦前の官公立学校の入学者選抜では体格検査の名のとおり、身体の欠陥に対する差別が強かったこと、戦後も障害者に対する差別は長く続いたが、それを別としても戦後初期には結核と色覚異常者に対する差別が著しかったこと、結核が減少すると色覚差別だけが残ったこと、これについては学校ごとに方針が異なるため受検者の悩みであること、などを語った。

高柳先生も当時すでに全国の国公立大学の学生募集要項を取り寄せて、大学学部ごとの色覚異常に対する差別の有無やその程度を調べておられた。先生からは、だいたい健康診断書に色覚検査の項目があること自体がよくないが、これはどうしたものか、などとも問われた。筆者は、個別大学の学部の方針はいわば学部自治に守られているから、一つ一つつぶしていくのは容易ではない、しかし、調査書の「健康」の欄に色覚検査の項目があるのは、入学者選抜に関する文部省の通知にしたがっているだけだから、その通知で当該項目を削除すればよいはずである、などと申し上げた。驚いたことに高柳先生は早速に上京して文部省に折衝され、大学入学者選抜における健康診断書から色覚検査の項目を削除させることに成功された。以後、少なからぬ受験生はいらざる悩みから解放されたはずである。筆者とのかかわりはこれだけだが、先生はその後もたゆまず努力され、昨2002年にはついに小・中学校の定期的な身体検査から色覚検査の項目を削除させることに成功した。

高柳先生は、色覚差別をなくす取り組みで、日本医師会最高優功賞、日本女医会吉岡弥生賞、朝日社会福祉賞などを受けておられ、『つくられた障害「色盲」』（朝日新聞社、1996年）などの著書も多い。それら著書でその都度筆者の名前を掲げてくださるのには恐縮している。このテーマについて筆者自身が書いたものとしては「色覚異常者への差別解消をめざして」（『保健室』第52号、1994年8月）があるのみである。

中学校教育の研究の遅れ

名大を定年退官する少し前、佐藤秀夫さんや寺崎昌男さんに誘われて東京法令から『日本の教育課題』というシリーズものを発刊する企画に参加した。筆者は『普通教育と職業教育』（1996年）という大それた題目の巻を担当した。日頃からあまり勉強していなかったことがてきめんたたき、これといった新しい資料を紹介することはできなかった。

その中で気に掛かったことの一つは、かねてから頭の中にあっただことだが、新しい中等教育といわれているのに、戦後の（新制）中学校に関する研究が赤塚康雄さんの『新制中学校成立史研究』（明治図書、1978年）など指折り数えるほどしかないことだった。「中学校論研究について」（日本教育学会教育制度研究委員会『現代社会における子どもの発達と教育制度改革原理の研究』1988年3

月)を書くなど折に触れて中学校教育研究を呼び掛けたこともあったが、はかばかしい進展は見られなかった。この書物に1950年代の中学校教育課程の実態調査を入れたのも、そんな思いからだ。その意味では、1958年の中学校学習指導要領改訂の実施に関して、中学校の教育課程編成に際して驚くほど多様な選択制を導入することを推奨した文部省の通達全文を収録しなかったことはひどく悔やまれる。この通達ほど教育現場から見向きもされなかったものは珍しいと思われるし、年月を経て次第に選択制が導入・拡大される動きを見るたびにこの通達が思い出されるからである。

ところで『普通教育と職業教育』には、やや場違いだと思われたが、前述の史料集以後に発見された早い時期のものと推測される「学校教育法」の草案を収録しておいた。ところが、この書物が発刊されて間もなく、この新史料に言及した研究者がいたことには感服した。

実習教員問題

実習教員問題は、ごく最近になって取り組んだテーマであるのに直接の契機が何だったのか思い出せない。本稿の冒頭に書いたように、筆者の職業生活はごく短い工場生活を挟んで、事実上は工業学校の助手からはじまっている。ところが最近になって、この筆者の体験した助手と現在の実習助手との関係が皆目わかっていないことに気づいたのである。

まず事情を知ろうと全教等の青森での教育研究全国集会の際に、夜の実習教員問題懇談会に出席したのが取り組みの始めだった。次いで3月に日高教の実習教員部の総会を傍聴させて頂いた。その後、中野渡強志さんはじめここでは掲げきれない程多くの技教研の仲間たちから実習教員に関する情報をたくさん提供して頂いた。中野渡さんの後を継いで組合役員となり、日教組実習教員部長をしておられる鈴木功さんにもたいへんお世話になった。

いろいろと調べるなかで、実習助手制度の始まりが「高等学校設置基準」らしいことはかなりはつきりしていたから、まず「高等学校設置基準」の制定過程を洗う必要があった。幸いなことに、国立教育研究所に所蔵されている太田周夫文書を岐阜経済大学の三羽光彦さんがフィルムにして持っておられることを知り、それを拝借してじっくり探ることができた。こうしてまとめられたのが「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に——」(愛知大学短期大学部『研究論集』第24号、2001年12月、21～44頁)である。

その後も延岡で開催された日教組の教育研究全国集会の際にも、夜の実習教員問題懇談会に出席した。そこで知り合った相良康子、中村さんが理科助手について丁寧に事情を教えて下さった。また理科助手について熱心に取り組んでおられる京都の後藤次郎先生がたくさんの資料を提供して下さいました。

2002年8月には、日教組の実習教員研究集会で「実習教員制度の沿革と課題」というテーマについて講演する機会が与えられた(『2002年度実習教員全国集会報告書』2003年1月)。このおりに面識を得た大阪の世羅田順治さんはじめ多くの人たちからも貴重な情報を得た。

東亜同文書院研究

筆者は1996年に愛知大学短期大学部に赴任して間もなく、この大学が、かつて上海にあった東亜同文書院大学の教員たちが引き揚げてから作ったこと、引き揚げに際して学籍簿を持ち帰ったことなど、同大学と縁が深いことを知った。この大学に勤務したことの証に何かを書いておきたいと考え、東亜同文書院の入学者で最も多かったのは府県から費用府県負担で派遣された者だったことに注目してまとめたのが、「東亜同文書院への府県費による派遣生の選抜制度——愛知県の場合」(愛知大学文学會『文學論叢』第126輯、2002年7月)である。

その後愛知大学に残されている東亜同文書院大学の学籍簿から入学者の派遣元とその府県分布、入学前の学歴などを調査してきたので、国立大学の最終講義にあたる愛知大学文学會主催の公開講演会では、「海を渡って学びに行った人びと——東亜同文書院の入学者群像」というテーマで報告した。この報告をまとめるについて、教育史学会で知り合った筑波大学の院生の松谷昭廣さんが、若い人には珍しく、苦心して集められた資料のコピーを惜しげもなく提供して下さったことには感謝した。忘れられないことである。

地域の技術史、産業考古学会、近代化遺産調査など

筆者は7年間勤務した愛知大学短期大学部をこの2003年3月で定年退職する。しかし、その後も続くいくつかのしごとがある。その一つは、愛知県の近代化遺産（建造物等）調査の調査委員のしごとである。ここでは、こういうことになった背景をまとめておく。

大学生の時代に技術論・技術史の勉強を始めたこと、一時期は本格的に技術史の勉強をしようと思ったことなどは前に述べた。技術教育研究に携わるについて技術論を少しばかり囁っていたことは役立ったと思っていたが、その後、技術史研究に携わる機会にはあまり恵まれなかった。

東京工大におられた山崎俊雄先生が、科学史研究は盛んになるのに技術史研究が立ち後れ気味であることを憂えて、同好の志を募って技術史懇話会なるものを組織し、ごく少人数で奥村正二さんの話を聴く会などを断続的に開催しておられたことがあり、筆者にもお誘いがあり、何回か出席したことがある。楽しい会合だった。

しかし技術史研究への筆者の思いは断ちがたかったので、『技術教育研究会会報』第83号（1973年12月）には、「地域の技術史研究をすすめよう」と題して当時の会報の記事としては異例に長い6頁の文章を書いている。技術史研究ではただ通史ではなく、産業革命とそれ以後の発展を重視すること、教師は西洋中心の技術史だけではなくそれぞれの地域における技術の発展に注目すべきことを訴えていた。「地域の技術史研究」に関する筆者の宣言であり呼びかけであった。

技術教育研究会が自前で全国大会を開くようになった1974年の全国大会からは、教科領域の分科会とは別に問題別の分科会を開くことが企図され、その一つとして「地域と技術史」分科会も設けられた。この第1回の分科会報告の様子は、会員の中でも技術史研究に造詣の深い亀田光三さんが報告している（『会報』第89号、1974年11月）。

筆者が予想したように、技術科や工業高校の教師の中には技術史研究に関心をもつ人が多く、この分科会はその後途絶えることなく今日まで続いている。

1977年2月には、産業考古学会が発足した。筆者は山崎俊雄先生のお誘いで、その前年から始まった学会結成の動きにも参画し、玉置正美、大橋周治氏などに初めてお目にかかる機会を得て、視野が大いに広まった。ただ学会発足後は、名古屋在住なので当初数年間会計監査としてお手伝いするにとどまった。

この前後の時期、愛知の高校の技術教育サークルの中から、石田正治さんや天野武弘さん、大橋公雄さん、中住健二郎さんなどの地域の技術史研究サークルが誕生し、熱心な調査活動がすすめられた。愛知の産業遺跡・遺物調査保存研究会編『愛知の産業遺跡・遺物に関する調査報告』（1987年10月）は、これらの人びとがトヨタ財団の助成を得て実施した調査をまとめたものである。そのまとめの文章作成の討論には筆者も参加し、産業遺跡・遺物の評価に関しては技術史研究が重要であることを改めて痛感させられるなど、大いに勉強になった。

この他岐阜の高橋伊佐夫さん、群馬の原田喬さんなど地域の技術史研究や地域の産業遺産の調査に取り組み、いまでは産業考古学会の活動家として知られる人が多数生まれていることは嬉しい限りである。

名大に転任してからは技術史研究の方面のつながりも薄くなったが、全国各地を廻る際に博物館を見る機会は多かったので、技術教育研究会の会報『技術と教育』の第251号（1994年11月）から断続的に、技術史に関連する資料の豊富な施設を中心として、「博物館めぐり」を何回か連載したこともある。

名大を退職する少し前の1994年から、文化庁の委託事業である岐阜県の「近代化遺産（建造物等）調査」に参画し、その調査主任を仰せつかった。この調査は、その名称が示すように、元来は明治以降敗戦までの期間に構築された土木や建築物を調査することが目的である。ところが、この際産業遺産についても調査しておきたいという関係者の意欲があつて、建築史や土木史には深入りしたことがない筆者もこの事業に引っ張り出された。筆者が引っ張り出されたのは、古くからの技教研の会員で、産業遺産調査の実績を積まれていることが岐阜県教育委員会でも知られていた高橋先生が、かげで推輓されたからである。謙虚な高橋先生自身は一調査員として参加しておられた。このしごとは、岐阜県教育委員会『岐阜県近代化遺産（建造物等）総合調査報告』（1996年3月）としてまとめられている。

ところで、講座制大学の工学部には明治期以来「建築史」の講座があり研究の蓄積もあるから困ることはないが、建築とは違って土木には歴史を扱う講座がなく、そのこともあつて土木史研究が遅れていることは技術史研究者の間ではよく知られていたから、治水の施設や水力発電所の多い岐阜県の産業遺産調査は難航することが心配された。これは筆者の杞憂で、この調査事業に参加した調査委員の馬場俊介先生が、土木史や土木遺産研究に滅法強い研究者であることを知って大い意を強くした。筆者が技術史研究から離れていたためにこういう研究者がおられることを知らなかったのであろう。ただし馬場先生〔当時名大助教授〕は土木関係の遺産に詳しい例外的な人で、今日でも土木史研究者はそれほど多いわけではなく、馬場先生はあちこちの県の土木遺産調査に名前を連ねておられる。

その後暫くした2002年度から、愛知県も文化庁の委託事業として「近代化遺産（建造物等）調査」を始めた。他県はすべて2カ年の事業だったのに、愛知県は範囲も広いからということで3カ年計画で始めたので、あと2カ年は続けることになる。ここでも土木史関係は馬場先生が活躍しておられる。産業遺産関係ということで筆者もその調査委員のしごとを仰せつかったが、実際のしごとの大半は、石田正治さんや天野武弘さん、大橋公雄さん、中住健二郎さん、山本貴志夫さんたちのお世話になっている。

戦争と平和を語り継ぐ

2003年1月に日教組の第52次教育研究全国集会在奈良市で開催された。技術・職業教育分科会の第1日の会場は佐保町だったので、共同研究者として参加していた筆者は、閉会間際に、この会場の近くにある奈良女子大の玄関を入ったところに奉安殿が残っているのに興味ある人は見るといい、と紹介した。ところがその直後、少なからぬ人たちから「奉安殿」とは何ですかと質問された。戦前の学校は教育勅語の謄本と「御真影」と称した天皇・皇后の写真を大事に扱っていたが、校舎は大抵木造なので火事になると焼失することがあり、その責任を感じて校長が自殺する事故が絶えなかった。火事の度に校長が死んではいけないと、教育勅語の謄本と「御真影」を安置するために丈夫なコンクリート造りの構築物を作った。それが「奉安殿」と称するもので、戦後廃棄されてしまったので、見ることはできない。なぜか残った奈良女子大の場合は、いまや歴史的記念物だから壊すなということになって遺されている、などと説明しなければならなかった。語り継ぐことの大切さを知らされた次第であった。